

# やろまいか！支えあうまちえな

## 恵那市地域福祉計画

平成 20 年度  平成 24 年度



*Ena city*  
恵那市



## は　じ　め　に



恵那市総合計画では、平成22年には総人口が55,744人、その構成割合は65歳以上（高齢化率）が27.3%、15～64歳が58.8%、0～14歳が13.9%となり、さらに平成27年には総人口が55,000人、その構成割合は65歳以上が30.5%、15～64歳が56.3%、0～14歳が13.2%になると推計しています。平成20年1月31日現在、総人口は56,399人、うち65歳以上人口は15,164人で、高齢化率は26.9%と、平成22年の推計に迫っており、少子高齢化は急速に進行しています。

また、地方の街である恵那市においても核家族化が進み、地域のつながりも希薄になりつつあります。一方、福祉サービスは制度の大きな変容や、市民のライフスタイルの多様化により福祉ニーズは多岐多様にわたっています。恵那市では、これまでに「障害者福祉計画」「老人保健福祉計画・介護保険事業計画」「次世代育成支援行動計画」「いきいきヘルシープラン」や「交通バリアフリー化基本構想」を策定し、福祉や健康事業に取り組んできました。しかし、複雑化する社会情勢や多様な福祉ニーズの増加に伴い、今後行政のみでは必要とされる福祉サービスを確保していくことは困難になることが予想されます。

こうした状況の中、恵那市では「自助・共助・公助」を基本に、「地域の問題は地域で、また、地域だけで解決できない課題は行政と協働で解決していこう」という協働のまちづくりによって、よりきめ細やかな住民のニーズに応えるサービスを提供することをめざした「地域自治区条例」を平成17年12月に制定し、自治区における住民自治のまちづくりを進めています。こうしたことを踏まえて、住民一人ひとりが大切にされることを基本にしながら、個々の家庭が抱える課題を地域全体のものとしてとらえ、『「お互いさま」の心をはぐくみ 生かすまちえな』を基本理念として、この地域福祉計画を策定しました。

この地域福祉計画は、「市民と行政が協働により策定する計画」として、アンケート調査や各地区での地区検討会、地区代表や市民公募委員、社会福祉施設職員、社協職員、市職員などで構成された市民会議での検討など、たくさんの市民の皆様にご協力いただきました。今後は、この地域福祉計画をもとに福祉施策を進めるとともに、市のさまざまな計画を福祉の視点をもってつないでいく計画としても活用してまいります。

最後に、この計画の策定にあたり、ご尽力いただきました地域福祉計画策定委員会の皆様、市民会議の皆様、地区での検討に参加いただいた皆様など、この計画にご協力いただいたすべての市民の皆様に心から感謝いたします。

平成20年3月

恵那市長 可 知 義 明



# もくじ

## 第1章 計画策定にあたって 1

第1節 計画策定の趣旨	2
1 計画策定の背景	2
2 計画策定の目的	3
第2節 計画の位置づけと計画期間	4
1 計画の位置づけ	4
2 計画の期間	7
第3節 計画策定の体制と計画策定までの主な取り組み	8
1 計画策定の体制	8
2 計画策定までの主な取り組み	11

## 第2章 恵那市の現況 13

第1節 位置・地勢及び沿革	14
1 位置・地勢	14
2 沿革	14
第2節 人口・世帯の動向	15
1 人口の推移	15
2 人口動態	16
3 世帯の動向	17
第3節 就業の動向	19
1 労働力状態別人口の推移	19
2 産業別就業人口の推移	19
第4節 保育園・幼稚園・小・中学校の在園・在校生の動向	20
1 保育園・幼稚園の在園児の推移	20
2 小・中学校の在校生の推移	21
第5節 福祉の動向	22
1 社会福祉施設の配置状況	22
2 支援を必要とする人の動向	23
第6節 地域活動等の動向	25
1 地域の各種団体等数	25
2 市社会福祉協議会の地域福祉関係事業	25

## 第3章 基本構想 27

第1節 基本理念、計画の愛称	28
1 基本理念	28
2 計画の愛称	28
第2節 計画の体系	29
1 基本目標	29
2 計画の体系	30
第3節 地域福祉推進圏域の設定	32
第4節 重点施策の設定	33
1 重点施策の設定	33
2 重点施策の内容	33
重点施策1 福祉委員の設置	33
重点施策2 地区ボランティアセンター（仮称）機能の設置	34
重点施策3 誰もが活用できる健康・福祉エリア（○○ひろば）の設定	35
3 重点施策の展開	35

## 第4章 基本計画・実施計画 37

第4章の見方について	38
第1節 見守り助けあう しくみづくり	40
1－1 地域の関係づくり	40
1－1－1 「お互いさま」の心の育成	40
1－1－2 近所づきあいや地域での交流の促進	42
1－1－3 地域活動への参加促進・活性化	44
1－2 地域での見守り・助けあいのしくみづくり	45
1－2－1 地域での見守り・助けあいの推進	45
1－2－2 地域での助けあい活動づくり	47
1－2－3 子どもの居場所づくり・学童保育の推進	49
1－3 利用しやすい福祉サービスの環境づくり	51
1－3－1 広報・啓発活動の充実	51
1－3－2 相談体制の充実とサービスの利用しやすさの向上	53
1－3－3 地域に開かれた福祉サービス事業所づくりとサービスの質の向上	56
関連する計画の今後の展開	57
(1) 総合計画	57
(2) 老人保健福祉計画・介護保険事業計画	58
(3) 障害者福祉計画	60

(4) 次世代育成支援行動計画／61	
(5) 男女共同参画プラン／64	
<b>第2節 思いやりの心を育てる ひとづくり……………67</b>	
2－1 ボランティア・市民活動に取り組む人づくり／67	
2－1－1 ボランティア・市民活動を行う人材の育成／67	
2－1－2 ボランティア・市民活動の組織化支援／69	
2－2 ボランティア・市民活動の体制づくり／70	
2－2－1 ボランティア・市民活動のセンター機能の構築／70	
2－2－2 ボランティア・市民活動の活性化／72	
2－2－3 ボランティア・市民活動のネットワークの構築／74	
関連する計画の今後の展開／76	
(1) 総合計画／76	
(2) 老人保健福祉計画・介護保険事業計画／76	
(3) 障害者福祉計画／77	
(4) 次世代育成支援行動計画／77	
(5) 男女共同参画プラン／78	
<b>第3節 安心して住み続けられる まちづくり……………79</b>	
3－1 健康・生きがいづくり／79	
3－1－1 地域医療体制の整備／79	
3－1－2 健康づくり・介護予防体制の整備／81	
3－1－3 生涯学習・生涯スポーツの推進／83	
3－2 安心で暮らしやすいまちづくり／85	
3－2－1 防災体制の整備／85	
3－2－2 防犯体制の整備／87	
3－2－3 移動手段の確保／89	
3－2－4 まちのバリアフリー化の推進／91	
関連する計画の今後の展開／93	
(1) 総合計画／93	
(2) 老人保健福祉計画・介護保険事業計画／96	
(3) 障害者福祉計画／98	
(4) 次世代育成支援行動計画／99	
(5) あんしん歩行エリア整備計画／101	
(6) 交通バリアフリー基本構想／101	
(7) バス等交通計画／102	
(8) 男女共同参画プラン／102	
(9) 地域防災計画 一般対策編／103	
(10) 地域防災計画 地震対策編／103	

第4節 生活と活動を支える 体制づくり	104
4－1 総合的な福祉のまちづくり／104	
4－1－1 総合的な福祉のまちづくりの推進／104	
4－1－2 分野別施策（計画）の推進／105	
4－1－3 サービス利用者の権利擁護と苦情解決体制の整備／107	
4－2 地域を支える基盤づくり／108	
4－2－1 地区での基盤組織づくり／108	
4－2－2 地区での福祉のまちづくりの推進と支援／109	

## 第5章 地区別取り組み方針 111

第1節 大井地区	第2節 長島地区	第3節 東野地区
第4節 三郷地区	第5節 武並地区	第6節 笠置地区
第7節 中野方地区	第8節 飯地地区	第9節 岩村地区
第10節 山岡地区	第11節 明智地区	第12節 串原地区
第13節 上矢作地区		

※第1～13節まで別冊に掲載。

## 第6章 計画の進行管理と評価 113

第1節 計画の進行管理と評価の体制	114
第2節 計画の進行管理と評価の方法	116

## 資料 117

第1節 策定委員会及び市民会議	118
1 恵那市地域福祉計画策定委員会設置要綱／118	
2 恵那市地域福祉計画策定委員会名簿／119	
3 恵那市地域福祉計画策定市民会議名簿／120	
4 恵那市地域福祉計画策定事務局名簿／122	
第2節 策定経過	123
1 平成17年度／123	
2 平成18年度／123	
3 平成19年度／124	
第3節 進行管理シート（案）	127



---

## 第1章 計画策定にあたって

---

やろまいか！ 支えあうまち えな

恵那市地域福祉計画

## 計画策定の趣旨

### 1 計画策定の背景

#### (1) 地域で助け合うことの必要性の高まり

近年、少子高齢化や核家族化の進展とともに、地域住民の生活は個別化し、人間関係も希薄になるなど、私たちを取り巻く社会環境も大きく変化してきています。また、それに伴い、地域社会の相互扶助機能の低下が問題にされています。このような傾向は、本市においても『恵那市地域福祉計画』の市民アンケートからもみることができます。

また、わが国では市町村合併が進行し、地方の再編が進みました。しかし、国や地方の財政破綻が危惧されています。恵那市は、地方分権の流れのもとに行財政改革に取り組むとともに、『地域自治区条例』を制定し、自治区における住民自治のまちづくりを進めています。これは「自助・共助・公助」を基本に、「地域の課題は地域で解決していこう、解決できない課題は行政との協働により解決していこう」というもので、こうした協働のまちづくりによって、よりきめ細やかな住民のニーズに応えるサービスを提供することをめざしています。

こうした状況においては、住民一人ひとりが大切にされることを基本にしながら、個々の家庭が抱える問題や課題を地域全体のものとしてとらえ、「お互いさま」の心をもって助けあえる地域づくりが求められます。

#### (2) ボランティア・市民活動を地域福祉推進の力に

近年、災害時の救援・復興においては、多数のボランティアやN P Oが人的支援の主軸になってきています。また、災害時だけでなく、多様な場面でそれらの個人や団体が活動しており、ボランティア活動に対する参加や理解の気運が高まっています。本市においてもさまざまなボランティアが各地域で活躍し、また、N P Oについても各地域で活動・活躍していますが、そういった中でこれから地域のまちづくりに必要とされることは、それらの個人や団体が連携して地域課題に取り組むことです。特に地域の福祉課題の解決のためには、ボランティアやN P Oなどの活動が地域福祉の推進力となるような仕組みづくりが必要とされます。

#### (3) 地域福祉の基盤整備と利用支援の必要性の高まり

平成2年の福祉八法改正以降、在宅福祉サービスの推進、保健福祉サービスの市町村への権限移譲、高齢者・障がい者・児童の各分野に関する計画策定など、市町村を単位とする保健福祉サービス提供体制の基盤が整備されてきました。平成12年の介護保険制度の導入後、多くの福祉サービスの利用が措置制度から契約制度へ移行され、また、平成20年度からは後期高齢者医療制度が導入されるなど福祉サービスの制度は大きく変容し、複雑化しています。

このような状況の中で、利用者が適切に福祉サービスを選択利用するための支援体制の構

築が求められています。特に地域の福祉サービス提供の活動・支援を統合し、情報提供や相談体制などの基盤整備が必要です。

## **2 計画策定の目的**

前述のような問題を解決し、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めるための方針と、それを実現するための施策を具体化するために地域福祉計画を策定します。

なお、この計画は以下の目的も併せもっています。

### **(1) 市民参画を図るための「第一歩」**

地域福祉計画は、計画策定に市民が主体的に関わることによって、市民自身が将来の福祉ビジョンを描き、地域福祉推進の主体者としてその実践に積極的に参画していただく「第一歩」という目的をもっています。

### **(2) 生活・福祉の視点から関連分野をつなぐ**

恵那市には、各分野ごとにさまざまな計画がすでに策定されており、その中には生活や福祉に直接的・間接的に関わる施策も多くあります。地域福祉計画は、これら関連する計画や施策を「生活」「福祉」といった視点からとらえ直し、横軸でつなぐという目的をもっています。

### **(3) 現に存在する地域の課題を解決する**

地域福祉計画の策定にあたっては、地域の課題を把握する必要があります。地域福祉計画は、まず地域の抱える課題を出すことから始め、その解決策を「検討」し、「体制を整備」し、「実践」することで解決をするという目的をもっています。

### **(4) 地域固有の福祉課題を地域で解決する仕組みづくりを行う**

恵那市では、平成16年10月の市町村合併後、13の地域自治区が設置され、地域協議会やまちづくり実行組織を通じて、その地区ごとに住民の意見を反映させながら課題解決のためのさまざまな取り組みを行っていく体制が整えられています。

地域福祉計画の策定にあたっては、市全体の計画とともに、この13地区ごとに取り組むべき方針を定めることになります。地域福祉計画は、地域固有の福祉課題を地域で解決していくための仕組みと、それらの取り組みを市が支援していく仕組みを構築する目的をもっています。

## 計画の位置づけと計画期間

### 1 計画の位置づけ

#### (1) 法的位置づけ

地域福祉計画の策定は、社会福祉法に位置づけられています。

社会福祉法は、第1条に定められた法の目的の実現のため、第4条で地域福祉推進の主体者、第6条で福祉サービスの提供体制の確保等に関する国と地方公共団体の責務を定め、第107条では地域福祉計画の策定について定めています。

これらの規定に従い、地域福祉計画は、恵那市総合計画に即しつつ、福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、社会福祉事業の健全な発達に関する事項、住民参加による地域福祉活動の推進に関する事項を、地域福祉推進の主体者である「地域住民」「社会福祉を目的とする事業を経営する者」「社会福祉に関する活動を行う者」と、福祉サービスの提供体制の確保等に関する責務をもつ「市」が協働により策定します。

#### 社会福祉法（昭和26年 法律第45号 平成12年に「社会福祉事業法」から名称変更）

##### (目的)

**第1条** この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

##### (地域福祉の推進)

**第4条** 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

##### (福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

**第6条** 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他必要な各般の措置を講じなければならない。

##### (市町村地域福祉計画)

**第107条** 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

## (2) 他の関連計画との位置づけ

恵那市では、平成16年10月の市町村合併に伴い、翌平成17年度に「恵那市総合計画」を策定しました。この計画は、平成18~27年度を計画期間とする市政経営の最上位の計画です。この総合計画を頂点として、恵那市にはさまざまな分野ごとの計画が定められています。

これらの計画と恵那市地域福祉計画の位置づけを示すと図1-2-1の通りとなります。すなわち、恵那市地域福祉計画は、恵那市総合計画を受けて定める分野別計画の一つであり、福祉分野をはじめとして、バリアフリーやバス等公共交通、防災など関連する分野の計画を「福祉」、あるいは「生活」といった視点に立って横軸につなぐ役割をもっています。また、地域福祉計画固有のテーマに関しては、必要な取り組みを新たに加えていくことになります。

図1-2-1 恵那市地域福祉計画と既存関連計画との関係

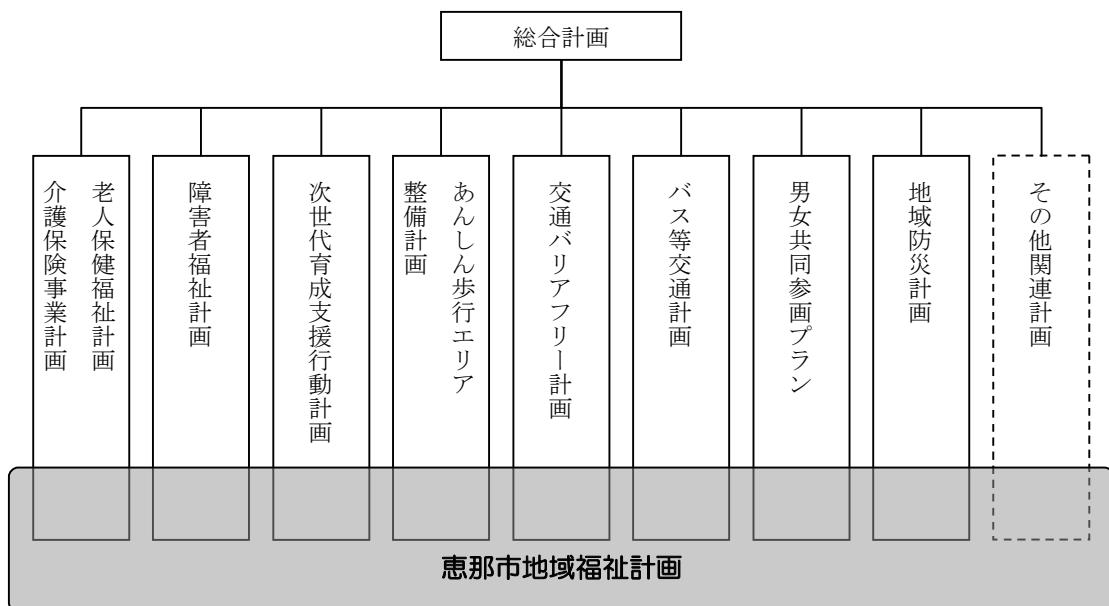


表1-2-1 主要関連計画の概要

計画名称	計画の概要
総合計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地方自治法に基づく市政経営における最上位の計画で、市政全般にわたる方針が示されている。</li> <li>◆平成17年度に策定。計画期間は平成18~27年の10年間。</li> <li>◆「人・地域・自然が調和した交流都市」を恵那市の将来像としている。</li> </ul>
老人保健福祉計画及び 介護保険事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆老人保健法、老人福祉法、介護保険法に基づく計画で、老人保健事業、老人福祉事業、介護保険事業の実施について定めた計画（第3期計画現在）。</li> <li>◆現在、第3期計画が進行中で、平成17年度に策定。計画期間は平成18~20年度。</li> <li>◆「安心と生きがいのある高齢者福祉の充実」を政策目標としている。</li> </ul>

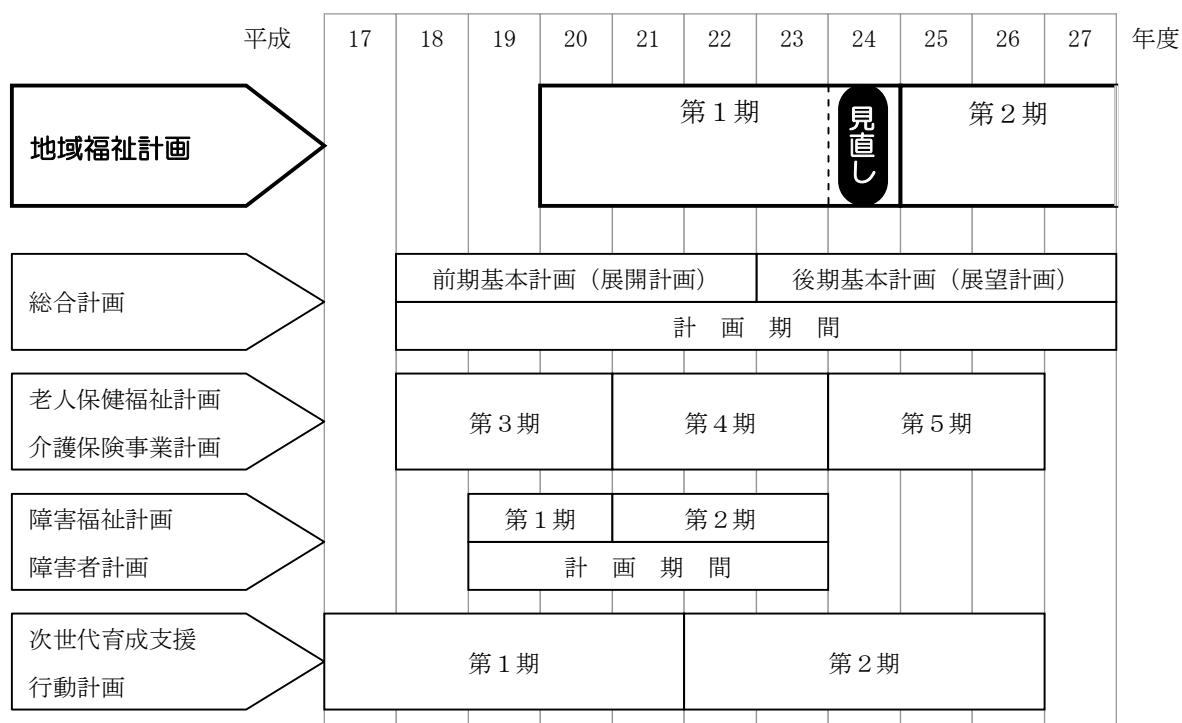
表 1-2-1 主要関連計画の概要（続き）

計画名称	計画の概要
障害者福祉計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆障害者基本法、障害者自立支援法に基づく計画で、障がい者が住みなれた地域で自立し、社会参加を図りながら暮らせるよう必要な施策を総合的に定めた計画。</li> <li>◆平成 18 年度に策定し、計画期間は平成 18～23 年度（一部は平成 20 年度まで）。</li> <li>◆「共生社会の実現」を基本理念とし、「一人ひとりが最良の生活の場と地域をもち、自立と自己実現を果たせるまち」を基本目標としている。</li> </ul>
次世代育成支援行動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆次世代育成支援対策推進法に基づく計画。少子化が急激、かつ全国的に進む中で、子どもの健全育成と子育て家庭の支援に総合的に取り組むことによって、子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成を図ることをめざしている。</li> <li>◆平成 16 年度に策定し、計画期間は平成 17～21 年度。</li> <li>◆「みんなで育もう きらきら 恵那の宝」を基本理念としている。</li> </ul>
あんしん歩行エリア整備計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆警察庁と国土交通省により、事故発生件数が多いエリア（「あんしん歩行エリア」）として指定され、当該エリア内における死傷事故件数を約 2 割抑止することを目標として定められる計画。大井地区が指定を受け、計画を策定。</li> <li>◆「安心・快適なみちづくり」を基本的な考え方としている。</li> </ul>
交通バリアフリー計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆交通バリアフリー法に基づく計画で、鉄道駅などを中心とした地区について、鉄道駅や車両のバリアフリー化とともに、鉄道駅やバスターミナルなどから徒歩で移動する公共施設までの経路について、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進するための計画。恵那市では、JR 恵那駅を中心としたおよそ 1 km 圏域を対象とした計画を策定。</li> <li>◆目標は、「安全・安心の暮らしをつくる、心とまちのバリアフリーづくり」。</li> </ul>
バス等交通計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆バス交通路線網の整備方針をまとめた計画。</li> <li>◆「人と地域、そして人のこころをつなぐ交流基盤づくり」を基本目標としている。</li> </ul>
男女共同参画プラン	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「男女が互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる」男女共同参画を実現していくための施策を、総合的に推進していくための行動計画。</li> <li>◆計画期間は平成 19～27 年度。</li> <li>◆キヤッチフレーズは「認め合う優しい心と心のはあもにい」。</li> </ul>
地域防災計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆災害対策基本法に基づく計画で、一般対策編（火災や水害、土砂災害など）と地震対策編の 2 編で構成される。各編で行政機関や公共機関等が行うべき役割をはじめ、「予防」「応急対策」「復旧」に関することなどが定められている。</li> </ul>

## 2 計画の期間

本計画は、平成 20～24 年度の 5 年間を計画期間とします。なお、最終年度にあたる平成 24 年度に、総合計画をはじめ、老人保健福祉計画及び介護保険事業計画、障害者福祉計画、次世代育成支援行動計画など関連計画の見直し状況も踏まえた計画の見直しを行い、第 2 期の計画を策定するものとします。

図 1-2-2 地域福祉計画の計画期間及び福祉関連計画の計画期間



※ここでは、恵那市の主要関連計画のうち、特に関係の深い総合計画と福祉関連計画のみを掲載

## 計画策定の体制と計画策定までの主な取り組み

### 1 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、以下の6つの組織を設置しました。

- |            |             |              |
|------------|-------------|--------------|
| ①策定委員会     | ②市民会議       | ③市民会議計画案作業部会 |
| ④地区計画検討チーム | ⑤職員ワーキングチーム | ⑥事務局         |

#### (1) 策定委員会

策定委員会は、表1-3-1の選出区分にしたがい選出された27人の委員で構成される組織です。後述する市民会議（計画案作業部会）と事務局によりとりまとめられた計画素案を専門的見地から検討し、修正意見等を加えた上で承認しました。

表1-3-1 策定委員会の構成

選出区分	人数
福祉サービスを利用するもの及び提供するもの	8人
市民代表	5人
ボランティア団体	2人
有識者等	8人
その他	4人
合計	27人

#### (2) 市民会議

市民会議は、表1-3-2の選出区分にしたがい選出された71人の委員で構成された組織です。71人の委員は、さらに表1-3-3の部会にわかれ、各部会のテーマに沿って、恵那市の地域福祉課題についてその原因等を議論し、解決策を検討しました。その結果を中間報告としてとりまとめ、策定委員会に報告しました。また、計画素案の検討を受けて、策定委員会に報告しました。

表1-3-2 市民会議の構成

選出区分	人数
公募	4人
社会福祉事業従事者	2人
地区別代表	26人
職員ワーキングチーム	39人
合計	71人

表1-3-3 市民会議における部会の構成

部会名	人数
地域生活支援部会	24人
ボランティア・市民活動部会	24人
生活まちづくり連携部会	23人
合計	71人

### (3) 市民会議計画案作業部会

市民会議計画案作業部会は、表 1-3-4 の選出区分にしたがい、市民会議の代表として選出された 19 人の委員で構成された組織です。市民会議でとりまとめた中間報告に沿って計画素案をとりまとめ、市民会議と策定委員会に諮りました。

表 1-3-4 計画案作業部会の構成

選 出 区 分	人 数
地域生活支援部会の代表者	7 人
ボランティア・市民活動部会の代表者	6 人
生活まちづくり連携部会の代表者	6 人
合 計	19 人

### (4) 地区計画検討チーム

地区計画検討チームは、旧恵那市 8 地区、旧恵南 5 町村の 13 地区ごとの地域振興事務所を事務局（大井町、長島町は本庁が事務局）として、表 1-3-5 で示す地域組織の参加によって構成された組織です。各地区の福祉課題を洗い出すとともに、その課題に対する解決策を検討しました。検討結果は、地区別の取り組み方針としてとりまとめ、策定委員会に報告、本計画の第 5 章（別冊）としました。

表 1-3-5 地区計画検討チームへの参加組織

地 区 名	参 加 組 織 等					
	支部社協	単位民協	自治会関係	福 祉 村	社協支所	地域協議会
1 大 井 町	○	○	○			◎
2 長 島 町	○	○	○			◎
3 東 野	◎	◎				
4 三 郷 町	○	○	○			◎
5 武 並 町	◎	○				
6 笠 置 町	◎	○				◎
7 中 野 方 町				◎		◎
8 飯 地 町	◎	○	○			◎
9 岩 村 町	◎	○				
10 山 岡 町		◎	◎			
11 明 智 町	○					◎
12 串 原		◎			○	◎
13 上 矢 作 町				○		◎

※ 「◎」は中心組織、「○」は参加組織

## (5) 職員ワーキングチーム

職員ワーキングチームは、表 1-3-6 で示す府内関係各課の職員によって構成された組織です。市民会議や市民会議計画案作業部会に参加し、恵那市の地域福祉課題やその解決策、計画素案のとりまとめを行うとともに、これらの検討にあたって必要となる資料の提供や、計画素案に対する各課間での意見調整を行いました。

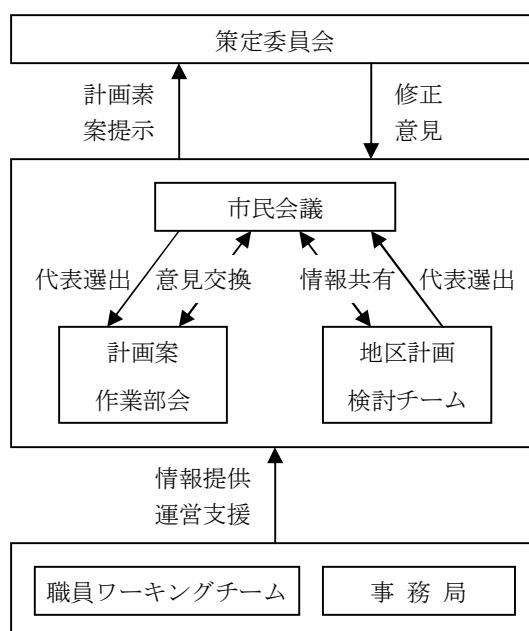
表 1-3-6 職員ワーキングチームの構成

1	防災対策課	12	健康推進課	23	武並振興事務所
2	企画課	13	病院管理課	24	笠置振興事務所
3	情報課	14	商工観光課	25	中野方振興事務所
4	まちづくり推進課	15	建設課	26	飯地振興事務所
5	子育て支援課	16	都市整備課	27	岩村振興事務所
6	少子化対策推進室	17	建築住宅課	28	山岡振興事務所
7	高齢福祉課	18	学校教育課	29	明智振興事務所
8	地域包括支援センター	19	社会教育課	30	串原振興事務所
9	福寿苑	20	スポーツ課	31	上矢作振興事務所
10	ひまわり	21	東野振興事務所	32	社会福祉課
11	恵光園	22	三郷振興事務所	33	市社会福祉協議会

## (6) 事務局

事務局は、社会福祉課及び市社会福祉協議会地域福祉課で担当しました。本計画の策定に関する進行管理を担うとともに、前述 1～5 の組織の運営を支援しました。

図 1-3-1 計画策定体制



## 2 計画策定までの主な取り組み

本計画は、平成17～19年度にかけて策定しました。

### （1）平成17年度の取り組み

平成17年度は、関係者によるプロジェクト会議（次年度からは職員ワーキングチームに発展）を設置し、この会議の中で勉強会を重ねるとともに、計画の策定方法などを検討しました。その成果を『恵那市地域福祉（活動）計画づくりのご案内』というパンフレットとしてまとめました。



### （2）平成18年度の取り組み

平成18年度は、職員ワーキングチームと地区計画検討チームを設置し、恵那市全体の課題や各地区の現状と課題について検討するとともに、一般市民を対象とするアンケート調査とボランティア団体や市民活動団体を対象とするアンケート調査を行いました。その成果を『恵那市地域福祉計画中間報告書』としてまとめました。



### （3）平成19年度の取り組み

平成19年度は、市民会議を設置し、3つの部会にわかつて恵那市の福祉課題に対する原因や問題の所在を探るとともに、解決策を検討しました。その成果を『市民会議中間報告』としてまとめました。

その後、この『市民会議中間報告』をもとに市民会議計画案作業部会で計画素案の検討を行うとともに、別作業で進めてきた地区計画検討チームの検討結果も踏まえて、本計画書としてまとめました。



やろまいか！ 支えあうまち えな



---

## 第2章 恵那市の現況

---

やろまいか！ 支えあうまち えな

恵那市地域福祉計画

## 位置・地勢及び沿革

### 1 位置・地勢

恵那市は、岐阜県の南東、名古屋市から1時間の距離にあり、東は中津川市、長野県（平谷村、根羽村）、西は瑞浪市、南は愛知県豊田市、北は八百津町、白川町に接しています。

地域内には中央自動車道をはじめ、国道19号、257号、363号、418号などがあります。また、鉄道はJR中央本線、第3セクター経営の明知鉄道が通っています。

市域は、東西32km、南北36km、面積は504km<sup>2</sup>で、その約78%を山林が占めています。海拔は179～1,709mで、笠置山や焼山をはじめとして標高800～1,200m前後の山々が連なり、市街地の北部を木曽川が、また南端を矢作川が流れ、美しい山や川に囲まれています。

気候は、太平洋気象の影響を受ける準内陸型の気候です。夏季の気温差が比較的大きく、冬季は寒さがやや厳しくて、降雪は少量、年間を通じて比較的安定した気候です。

### 2 沿革

恵那地域は、昭和28年の「町村合併促進法」に伴う町村合併により、恵那市・中津川市・恵那郡（11町村）となりました。

その中で、特に恵那市と恵南地域は、幕藩時代岩村三万石の松平氏、旗本遠山氏が治めた地域が大半であることから、古くから、歴史的、文化的、経済的に深くかかわりをもってきました。また、近年では、恵那峡や中山道などによるまちづくりの恵那、城下町の岩村、特産品の寒天による山岡、大正村の明智、温泉の串原、モンゴル村による上矢作など、地域特性を前面に出した個性的なまちづくりを進める一方で、広域的つながりも深めてきました。

こうした中で、少子高齢化の進行、地方分権一括法による分権型行政システムへの移行など、社会情勢の急激な変化と多様化とともに、高度化する住民ニーズに適切に対応することが求められ、より充実したきめ細かな住民サービスを提供するため、住民生活にかかわるさまざまな分野において、スケールメリットを生かし、人的・財政的基盤を強化する必要性が高まってきた。そのため、平成16年10月25日に、恵那市・岩村町・山岡町・明智町・串原村・上矢作町の6市町村が新設合併して「恵那市」が誕生しました。

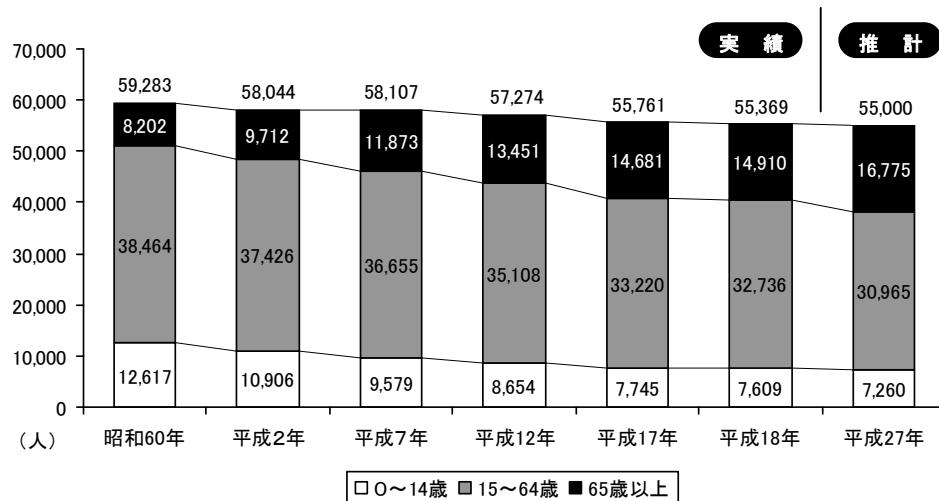
## 人口・世帯の動向

### 1 人口の推移

#### (1) 年齢区分別人口及び年少人口率・高齢化率の推移

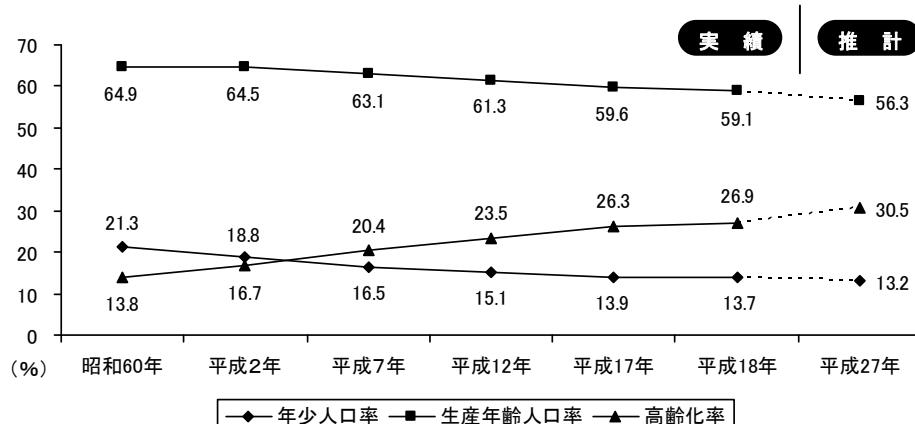
平成 18 年の恵那市の総人口は 55,369 人で、昭和 60 年以降減少傾向にあります。特に 0 ~ 14 歳人口の減少が著しく、平成 18 年は昭和 60 年比で 39.7% 減となっています。一方、65 歳以上人口は年々増加しており、平成 18 年は昭和 60 年比で 81.8% 増となっています。このような人口減少傾向と少子高齢化傾向は今後も進展していく見込みで、平成 27 年には総人口が 55,000 人に減少し、年少人口率は 13.7% まで落ち込む一方、高齢化率は 30% に達すると推計されています。

図 2-2-1 人口の推移



※平成 17 年までは国勢調査、平成 18 年は岐阜県人口動態統計調査、平成 27 年は総合計画

図 2-2-2 年少人口率、生産年齢人口率、高齢化率の推移



※平成 17 年までは国勢調査、平成 18 年は岐阜県人口動態統計調査、平成 27 年は総合計画

## (2) 外国人登録者数

平成 18 年の外国人登録者数は 590 人で、ブラジル人や韓国・朝鮮人などが多くなっています。ただし、ブラジル人や韓国・朝鮮人は平成 16 年以降少しずつ減少しており、中国人やアメリカ人などの外国人登録者数が増加傾向にあります。

表 2-2-1 外国人登録者数の推移

	平成16年	平成17年	平成18年
総 数	557	642	590
韓国・朝鮮	134	130	116
中 国	63	85	83
アメリカ	10	15	19
ブラジル	197	190	180
フィリピン	93	147	90
その他	60	75	102

※恵那市統計書（平成 18 年度）

## 2 人口動態

平成 14 年 10 月以降の人口動態をみると、自然動態では死亡が出生を上回り、人口動態では転出が転入を上回る状況が続いており、減少数では社会動態のほうが自然動態よりも大きくなっています。

なお、転出の理由としては、職業上の理由が 4 割弱から 5 割弱と最も多くなっていますが、生活環境の利便性や交通の利便性を理由に転出するケースも 1 割弱みられます。

表 2-2-2 人口動態

	自然動態			社会動態		
	出生	死 亡	増 減	転 入	転 出	増 減
平成14～15年	460	580	△120	2, 015	2, 229	△214
平成15～16年	447	588	△141	1, 903	2, 157	△254
平成16～17年	420	583	△163	1, 798	1, 971	△173
平成17～18年	413	575	△162	1, 440	1, 636	△196

※恵那市統計書（平成 18 年度）

表 2-2-3 転出理由

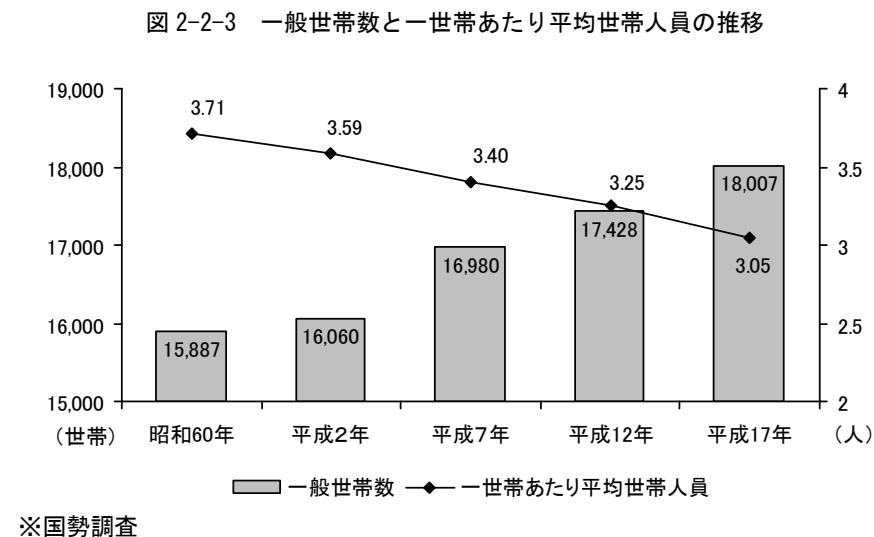
転出人員	職業上	転出理由								
		学業上	結婚離婚 縁組	生活環境 の利便性	自然 環境上	交通の 利便性	住宅事情	その他	不 詳	
平成15～16年	2, 157	796	125	375	171	8	15	224	150	293
	100. 0%	36. 9%	5. 8%	17. 4%	7. 9%	0. 4%	0. 7%	10. 4%	7. 0%	13. 6%
平成16～17年	1, 971	826	105	303	131	6	13	145	164	278
	100. 0%	41. 9%	5. 3%	15. 4%	6. 6%	0. 3%	0. 7%	7. 4%	8. 3%	14. 1%
平成17～18年	1, 636	791	98	302	128	3	19	155	140	0
	100. 0%	48. 3%	6. 0%	18. 5%	7. 8%	0. 2%	1. 2%	9. 5%	8. 6%	0. 0%

※恵那市統計書（平成 18 年度）

### 3 世帯の動向

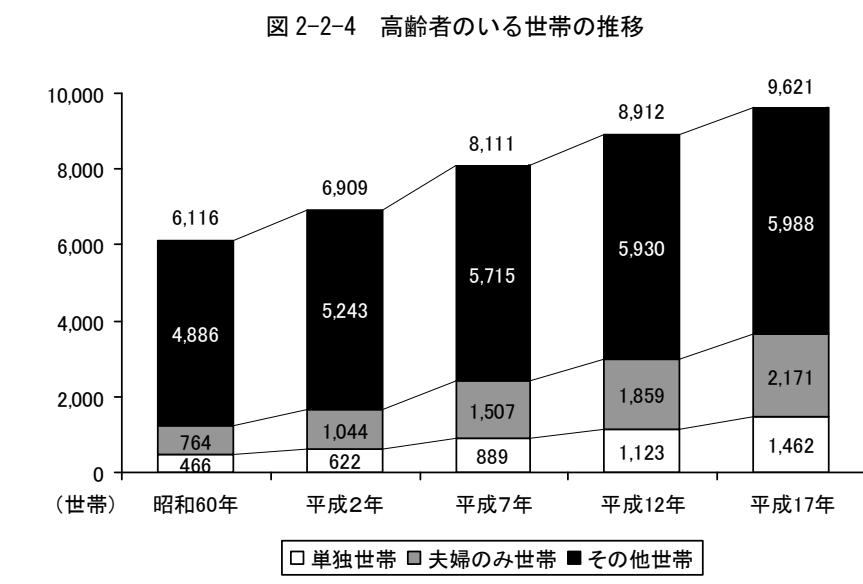
#### (1) 一般世帯数と一世帯あたり平均世帯人員

前述の通り、恵那市の総人口は昭和 60 年以降年々減少していますが、世帯数については年々増加しています。このような状況において、平成 17 年の一世帯あたり平均人員数は 3.05 人となるなど年々減少し、世帯の小規模化が急速に進んでいます。



#### (2) 高齢者のいる世帯

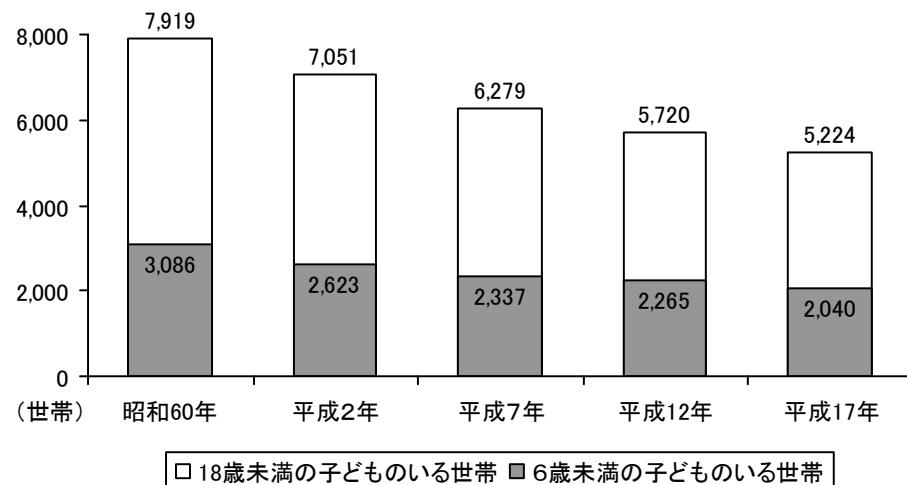
65 歳以上の高齢者のいる世帯も年々増加しています。平成 17 年では昭和 60 年の 57.3% 増となる 9,621 世帯となっています。特に単独世帯と夫婦のみ世帯の増加が著しく、昭和 60 年からそれぞれ 213.7%、184.2% 増加しています。



### (3) 子どものいる世帯

18歳未満の子どものいる世帯、6歳未満の子どものいる世帯ともに年々減少しており、平成17年の世帯数はどちらも昭和60年の約34%減となっています。

図2-2-5 18歳未満の子どものいる世帯の推移



※国勢調査

## 就業の動向

### 1 労働力状態別人口の推移

労働力人口と就業者数は減少傾向にあります。完全失業者数は増加傾向にあり、平成17年の完全失業率は3.75%となっています。

表2-3-1 労働力状態別人口の推移

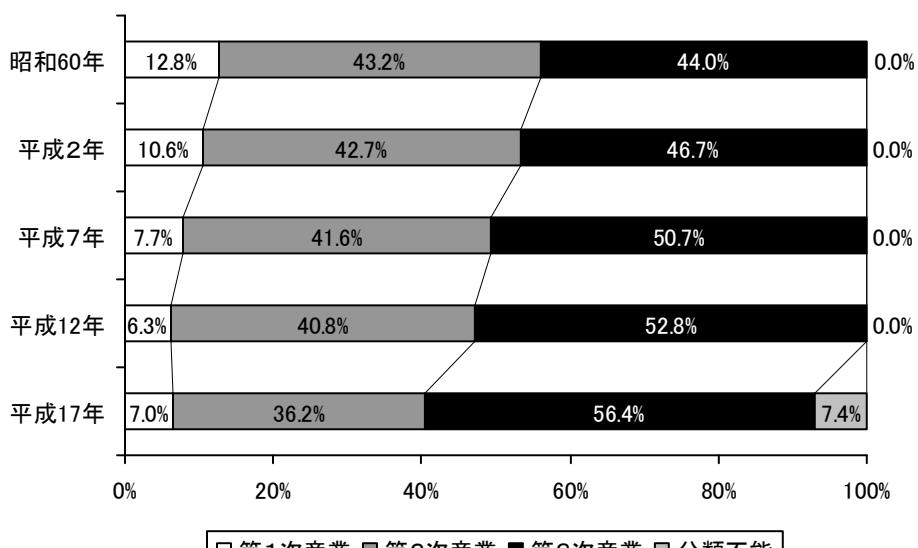
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
15歳以上総数（人）	46,666	47,138	48,528	48,559	47,901
労働力総数（人）	31,945	31,549	31,589	30,398	29,475
就業者数（人）	31,425	31,007	30,674	29,487	28,369
完全失業者数（人）	520	542	915	911	1,106
完全失業率（%）	1.63	1.72	2.90	3.00	3.75
非労働力（人）	14,705	15,588	16,930	18,135	18,038

※国勢調査

### 2 産業別就業人口の推移

産業別就業人口は、第1次産業と第2次産業が年々減少し、反対に第3次産業が年々増加しています。特に平成7年以降は、半数以上が第3次産業就業者となっています。

図2-3-1 産業別就業人口割合の推移



※国勢調査

## 保育園・幼稚園・小・中学校の在園・在校生の動向

### 1 保育園・幼稚園の在園児の推移

平成 18 年 5 月現在、市内には公私立合わせて 17 の保育園と 4 つの幼稚園があります。地区別の配置状況をみると、保育園は東野と笠置町を除き 1 つ以上配置されています。また、幼稚園は大井町と長島町、東野に配置されており、笠置町を除く 12 地区で保育園か幼稚園のどちらかが配置されているという状況です。

平成 18 年 4 月 1 日現在における保育園の在園児数は 1,156 人、また、同年 5 月 1 日現在における幼稚園の在園児数は 436 人で、ともに平成 16 年以降ほぼ横ばいの状況です。

表 2-4-1 保育園・幼稚園の配置状況

	大井町	長島町	東野	三郷町	武並町	笠置町	中野方町	飯地町	岩村町	山岡町	明智町	串原	上矢作町	合計
保育園	2	3		2	2		1	1	1	1	2	1	1	17
幼稚園	2	1	1											4

※恵那市統計書（平成 18 年度）

表 2-4-2 保育園・幼稚園の在園児数

	平成16年	平成17年	平成18年
保育園	1,157	1,203	1,156
幼稚園	411	437	436

※保育園は各年 4 月 1 日現在、幼稚園は各年 5 月 1 日現在

※恵那市統計書（平成 18 年度）

## 2 小・中学校の在校生の推移

平成18年5月現在、市内には15の小学校と8の中学校があります。地区別の配置状況をみると、小学校は笠置町を除いた地区に1、または2つ、中学校は大井町と長島町、笠置町と恵南各地区に1つずつ配置されています。

平成19年5月1日現在における小学校の在校生数は3,136人で、微減傾向にあります。また、中学校の在校生数は1,651人で徐々に減少しています。

表2-4-3 小・中学校の配置状況

	大井町	長島町	東野	三郷町	武並町	笠置町	中野方町	飯地町	岩村町	山岡町	明智町	串原	上矢作町	合計
小学校	2	2	1	1	1		1	1	1	1	2	1	1	15
中学校	1	1				1			1	1	1	1	1	8

※恵那市統計書（平成18年度）

表2-4-4 小・中学校の在校生数

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
小学校	3,295	3,195	3,203	3,136
中学校	1,781	1,736	1,678	1,651

※小・中学校とも各年5月1日現在

※恵那市教育委員会資料

## 福祉の動向

## 1 社会福祉施設の配置状況

社会福祉施設の配置状況は、表 2-5-1 の通りです。障がい者や児童関係の施設と比べると、高齢者関係の施設が多くなっています。また、地区ごとの配置状況をみると、大井町や長島町といった市の中心部に配置された施設が多くありますが、東野と飯地町を除くそのほかの地区にも何らかの社会福祉施設が配置されています。

表 2-5-1 市内社会福祉施設の配置状況

		大井町	長島町	東野	三郷町	武並町	笠置町	中野方町	飯地町	岩村町	山岡町	明智町	串原	上矢作町	合計
高齢者 関係	養護老人ホーム（恵光園）	1													1
	特別養護老人ホーム		1		1									1	3
	軽費老人ホーム（ケアハウス）				1										1
	介護老人保健施設	1										1			2
	介護療養型医療施設									1					1
	通所介護事業施設	3	1		1	1		1		2	2	1	1	1	14
	認知症対応型グループホーム	3	1					1		1		1			7
	小規模多機能施設						1								1
	地域包括支援センター			1											1
	福祉あんしんサポートセンター		1				1			1	1	1	1	1	7
障がい者 関係	老人福祉センター・憩いの家	1												1	2
	知的障害者入所施設			2											2
	心身障害者小規模作業所											1			1
	精神障害者小規模作業所	1													1
	日中活動系サービス施設	1												1	2
児童 関係	障害者相談支援事業所		2												2
	児童遊園	1	2												3
	児童センター	1	1												2
	児童養護施設	1													1
その他	こども発達センター	1									1				2
	保健センター			1						1	1	1	1	1	6
	福祉センター	1								1		1	1		4

※平成 19 年 2 月 1 日現在

※岐阜県福祉関係機関及び社会福祉施設・団体名簿をもとに作成

## 2 支援を必要とする人の動向

### (1) 要介護認定者数

平成19年4月末現在、介護保険制度における要介護認定者数は2,170人で、要介護認定率は14.4%となっています。要介護認定者数、要介護認定率ともに増加傾向にあります。要介護度別にみると、要支援者及び要介護3以上（重度者）が増加しています。

表2-5-2 要介護度別要介護認定者数の推移

		平成17年	平成18年	平成19年
要支援	1	282	22	150
	2		30	289
要介護	経過的要介護		254	0
	1	648	651	310
	2	315	352	467
	3	250	257	338
	4	265	280	322
	5	259	277	294
合 計		2,019	2,123	2,170
要介護認定率		13.8%	14.3%	14.4%

※各年4月末現在

※介護保険事業状況報告月報（暫定版）

### (2) 障がい児・者数

平成19年3月末現在、身体障がい児・者は2,806人、知的障がい児・者は372人、精神障がい者は195人です（いずれも手帳所持者数）。身体障がい児・者については、平成18年から平成19年にかけて減少しましたが、知的障がい児・者と精神障がい者については年々増加しています。

表2-5-3 障がい者数の推移

		平成17年	平成18年	平成19年
身体障がい児・者	児	39	29	29
	者	2,749	2,860	2,777
	計	2,788	2,889	2,806
知的障がい児・者	児	76	85	98
	者	264	268	274
	計	340	353	372
精神障がい者		79	139	195

※各年3月末現在のデータで、いずれも手帳所持者数

※社会福祉課調べ

### (3) 生活保護の被保護世帯数・被保護人員数

平成 19 年度における生活保護の被保護世帯数（月平均）は 49 世帯、被保護人員数（月平均）は 55 人で、保護率は 1.0‰ となっています。全国の保護率は 11.7‰、岐阜県の保護率は 3.2‰（いずれも平成 17 年）であることから、恵那市の保護率は低い状況にあるといえます。

表 2-5-4 生活保護の被保護世帯数、被保護人員数の推移

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
被保護世帯数（世帯）	50	57	51	49
被保護人員数（人）	56	65	57	55
平均世帯人員数（人）	1.12	1.14	1.11	1.12
保護率（‰）	1.0	1.1	1.0	1.0

※被保護世帯数、被保護人員数ともに月平均数で、保護率の平均は年間累計の平均

※社会福祉課資料

### (4) 児童扶養手当受給世帯数

児童扶養手当とは、離婚や父親の死亡などによって、父親と生計を同じくしていない子どものいる世帯に対し、生活の安定と自立促進を目的に手当を支給する制度です。

平成 19 年度の受給件数は 341 件で、年々増加しています。

表 2-5-5 児童扶養手当受給世帯数の推移

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
受給件数（件）	284	302	338	341

※子育て支援課資料

## 地域活動等の動向

### 1 地域の各種団体等数

平成 20 年 1 月 31 日現在、民生委員・児童委員は 141 人です。

また、ボランティア団体は 106 団体あり、そのうち 3 割が大井町にあります。NPO 及びふるさと福祉村※は 8 地区、8 団体となっています。

表 2-6-1 民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO 及びふるさと福祉村の配置状況

	大井町	長島町	東野	三郷町	武並町	笠置町	中野方町	飯地町	岩村町	山岡町	明智町	串原	上矢作町	合計
民生委員・児童委員	20	19	6	8	8	6	6	6	12	16	16	5	13	141
ボランティア団体	32	23	4	3	3	2	4	1	7	12	7	1	7	106
NPO・福祉村	1	1			1		1	1		1		1	1	8

※NPOについては福祉関係のみ

※別冊第 5 章参照

#### ※ふるさと福祉村

◆国・県・市が提供する公的サービスや社会福祉協議会等が実施する地域福祉活動と連携しながら、地域で求められている生活支援サービスや福祉教育、人材の育成などに取り組む新たな「地域福祉活動組織」のこと。病院や診療所、福祉施設、商店、銀行などさまざまな民間事業者がお互いに連携し、自治会や老人クラブ、女性団体やボランティアなどの地域に根付いている支えあいの輪と協働して、健康づくりや医療、介護など生活全般のニーズにきめ細かく応えていく。

### 2 市社会福祉協議会の地域福祉関係事業

市社会福祉協議会※では、平成 19 年度、表 2-6-2 の地域福祉関係事業等を行っています（地域福祉活動計画第 5 章より）。

#### ※社会福祉協議会

◆社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条に基づき設置される、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。

## やろまいか！ 支えあうまち えな

表2-6-2 市社会福祉協議会が行っている地域福祉関係事業等（平成19年度）

事業	備考
1 社会福祉協議会13支部への支援	社会福祉協議会13支部への支部活動助成、支部が行う高齢者交流事業等への助成を行う。
2 高齢者見守り事業	ひとり暮らし高齢者世帯を対象とした情報紙「まめなかな」を月2回発行し、民生委員が配付する。
3 地域ふれあいいきいきサロン事業（社協のサロン事業）	高齢者や障がい者の交流や生きがいを図ることを目的とする活動（子育てサロンも含む）の活動支援や助成、各地区合同の研修会を開催。
4 ふれあい食事サービス事業	ひとり暮らし高齢者等に会食型（原則）の食事を提供。実施団体に対して原材料費を補助する。
5 訪問介護員養成研修	訪問介護員2級課程の養成研修を実施する。
6 介護慰労金の配付	要介護高齢者の介護者に対して慰労金を配付する（市との共催）。
7 長寿祝いの贈呈	99歳以上の方に長寿祝い金を贈る。
8 市内福祉団体助成	市内の福祉・ボランティア団体へ活動助成を行う。
9 生きがい大学運営	高齢者の生きがい活動を奨励し、推進するための場を2か所設置。
10 福祉用具貸与	緊急時にベッドや車いすを貸与する。
11 高齢者生きがい活動事業	高齢者囲碁大会・高齢者カラオケ大会等へ協力する。
12 手話奉仕員養成	手話奉仕員の養成講座を開催する。市委託事業。
13 福祉協力校助成	市内の小中学校を福祉協力校に指定し、活動助成を行う。また、体験学習の出前講座の講師を派遣する。
14 点字・声の広報発行事業	広報を点訳・音訳し、必要な方へ配付する。市委託事業。
15 ボランティア・市民活動支援センター事業	ボランティアの育成やコーディネート、活動支援などを行う。
16 社会福祉大会	福祉事業功労者の表彰等を行う（市との共催）。
17 ひとり暮らし高齢世帯、寝たきり障がい者等の把握	民生委員児童委員協議会と協働により実施。
18 市民総合相談（心配ごと相談）開設	各支所ごとに相談事業を実施する。
19 社協広報紙『いっしょに手をつなご』の発行	社協事業の紹介、情報提供等（月1回発行）。
20 福祉フェスティバルの開催	住民参加のまちづくり推進事業。
21 ホームページの公開	情報提供機能の強化を行う（随時更新）。
22 被災者援護事業	火災・自然災害の罹災見舞い。
23 福祉有償運送事業	車いす移動の方を対象とした有償運送。
24 重度身体障がい者移送	リフト車両の貸与。
25 歳末たすけあい事業	ひとり暮らし高齢者宅の障子張り替えや介護用品支給、障がい児へのクリスマスプレゼント、サロンのクリスマス会への助成など。
26 生活福祉資金貸付事業	生活福祉資金の貸付事務（県社協事業）。
27 日常生活自立支援事業	認知症高齢者や知的・精神障がい者などの福祉サービス利用支援や金銭管理の代行など。



---

## 第3章 基本構想

---

やろまいか！ 支えあうまち えな

恵那市地域福祉計画

## 基本理念、計画の愛称

### 1 基本理念

基本理念は、この地域福祉計画において根本となる考え方を示したもので

市民会議計画案作業部会の委員が、これまでの計画策定の取り組みや、その過程でとりまとめられた資料などをもとに計画への想い、恵那市への想いを話し合い、決定しました。

基本  
理念

「お互いさま」の心をはぐくみ 生かすまち えな

－「お互いさま」の心はえ～なも－

「困ったときは『お互いさま』」という言葉をよく耳にします。この言葉には、「自分が困ったときには助けてもらっているから、あなたが困っているときに手助けするのは当然のこと」という想いが込められており、「お互いさま」という言葉には助けあっていく、支えあっていくという意味が凝縮されています。

このような「お互いさま」の心を、恵那市で暮らすすべての人がもって暮らすことができたら、今よりももっと暮らしやすいまちになるに違いありません。そこで、「お互いさま」の心を育み、そしてその心を実践し、恵那市で暮らすすべての人が助けあって生活できるようなまちにしていくことをめざします。

### 2 計画の愛称

この計画が、市民の誰にとっても身近で親しみやすい計画となるよう、市民会議計画案作業部会の委員で、計画の愛称を考えました。

愛 計  
画  
称 の

やろまいか！ 支えあうまち えな

「やろまいか！」は、恵那市の方言で「～しよう」という意味です。市民にとって馴染みの深い言葉で呼びかけることで、みんなで計画を推進していく、支えあって生活できるまちにしていくというねらいがあります。

## 計画の体系

### 1 基本目標

基本理念「『お互いさま』の心をはぐくみ 生かすまち えな」を実現するために、4つの基本目標を掲げました。ここで掲げた基本目標を受けて、第4章「基本計画・実施計画」において、具体的な施策を定めていきます。

なお、この基本目標は市民会議での検討テーマを受けて設定したものであり、次のような取り組みを基本にそれぞれ行っています。

#### 基本目標1 見守り助けあう しくみづくり

地域の中にあるさまざまな福祉課題は、公的なサービスばかりでなく、住民同士で助けあって解決していくことも必要です。そこで、「お互いさま」の心の育成や近隣関係づくりを進め、地域での助け合い活動の推進や助け合い活動の組織化を図っていきます。また、広報等情報提供や相談体制の充実など、利用しやすいサービスの基盤を整備していきます。

#### 基本目標2 思いやりの心を育てる ひとづくり

住民同士での助け合いには、地域ぐるみで取り組む活動のほかに、ボランティア活動や市民活動があります。これらの活動に取り組む人材の育成を図るとともに、活動そのものの活性化を支援していきます。支援及び活動拠点を整備し、ボランティア・市民活動のネットワークをつくっていきます。

#### 基本目標3 安心して住み続けられる まちづくり

「安心して暮らせる」ということは、誰にとっても共通する願いです。安心して暮らせるまちを実現するために、福祉との接点から健康・医療をはじめとして、防災・防犯、移動手段、まちなかのバリアフリーなどの問題にも取り組み、福祉のまちづくりを進めていきます。

#### 基本目標4 生活と活動を支える 体制づくり

みんなで助け合い、安心して暮らしていける恵那市を築くためには、目標の着実な推進が求められます。そこで、関連計画との一体的な推進などを通じた総合的な福祉のまちづくりや地域での推進体制づくりを行います。そして、市民参加のもとに計画を実行していきます。

## 2 計画の体系

4つの基本目標に沿って、恵那市の課題を解決していくための取り組みを体系化しました。

### 基本目標1 見守り助けあう しくみづくり

- 1-1 地域の関係づくり
  - 1-1-1 「お互いさま」の心の育成
  - 1-1-2 近所づきあいや地域での交流の促進
  - 1-1-3 地域活動への参加促進・活性化
- 1-2 地域での見守り・助けあいのしくみづくり
  - 1-2-1 地域での見守り・助けあいの推進
  - 1-2-2 地域での助けあい活動づくり
  - 1-2-3 子どもの居場所づくり・学童保育の推進
- 1-3 利用しやすい福祉サービスの環境づくり
  - 1-3-1 広報・啓発活動の充実
  - 1-3-2 相談体制の充実とサービスの利用しやすさの向上
  - 1-3-3 地域に開かれた福祉サービス事業所づくりとサービスの質の向上

### 基本目標2 思いやりの心を育てる ひとづくり

- 2-1 ボランティア・市民活動に取り組む人づくり
  - 2-1-1 ボランティア・市民活動を行う人材の育成
  - 2-1-2 ボランティア・市民活動の組織化支援
- 2-2 ボランティア・市民活動の体制づくり
  - 2-2-1 ボランティア・市民活動のセンター機能の構築
  - 2-2-2 ボランティア・市民活動の活性化
  - 2-2-3 ボランティア・市民活動のネットワークの構築

### 基本目標3 安心して住み続けられる まちづくり

- 3-1 健康・生きがいづくり
  - 3-1-1 地域医療体制の整備
  - 3-1-2 健康づくり・介護予防体制の整備
  - 3-1-3 生涯学習・生涯スポーツの推進
- 3-2 安心で暮らしやすいまちづくり
  - 3-2-1 防災体制の整備
  - 3-2-2 防犯体制の整備
  - 3-2-3 移動手段の確保
  - 3-2-4 まちのバリアフリー化の推進

**基本目標4 生活と活動を支える 体制づくり**

— 4-1 総合的な福祉のまちづくり

4-1-1 総合的な福祉のまちづくりの推進

4-1-2 分野別施策（計画）の推進

4-1-3 サービス利用者の権利擁護と苦情解決体制の整備

— 4-2 地域を支える基盤づくり

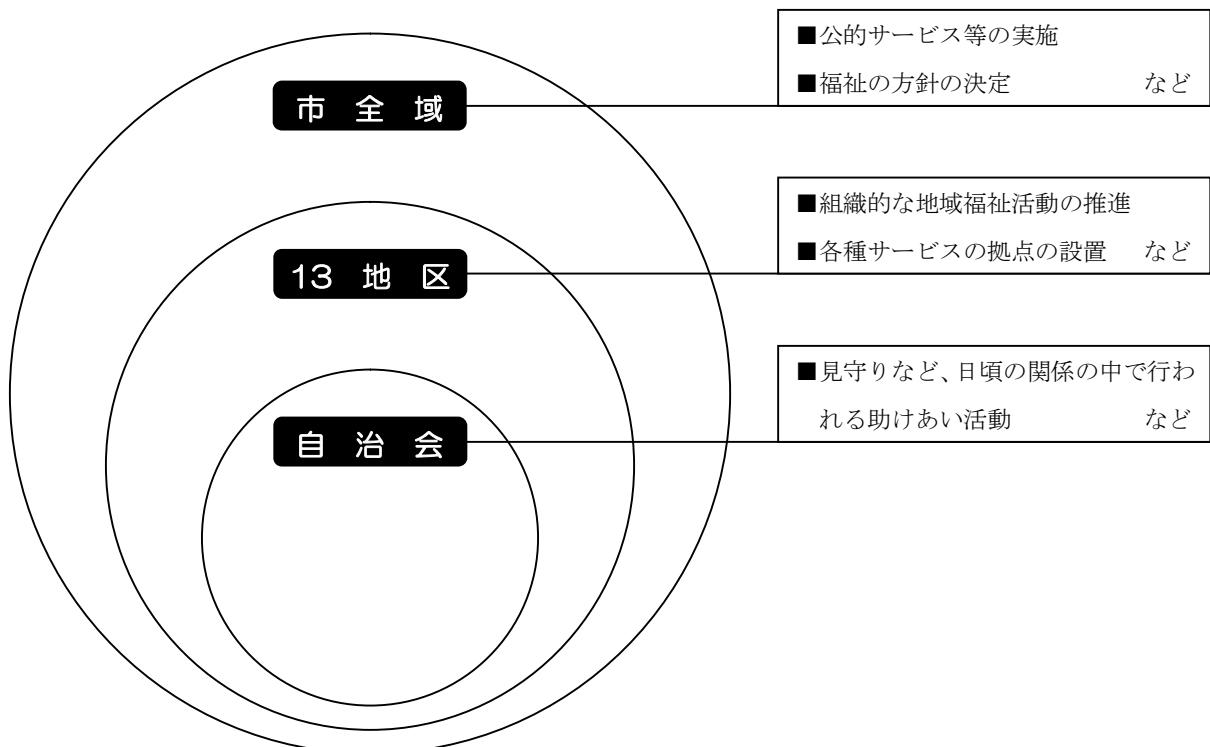
4-2-1 地区での基盤組織づくり

4-2-2 地区での福祉のまちづくりの推進と支援

## 地域福祉推進圏域の設定

恵那市の基本理念「『お互いさま』の心をはぐくみ 生かすまち えな」の実現に向けて、体系づけた取り組みと効率的な取り組みにより、最大限の成果をあげることができるように、重層的な圏域を設定しました。

なお、ここで設定した圏域は、次章「基本計画・実施計画」において実施項目ごとに最適なものをあてはめ、あてはめられた圏域ごとに推進していくこととします。



## 重点施策の設定

### 1 重点施策の設定

基本理念「『お互いさま』の心をはぐくみ 生かすまち えな」の実現に向けて、次章で掲げるさまざまな取り組みを展開していきます。これらの取り組みは、さまざまな関連をもちながら総合的・一体的に推進していくものです。その中でも多くの取り組みとの関わりをもち、地域福祉を推進していく上で“要”となる3つの施策を重点施策として位置づけました。

#### 重点施策

- 1 福祉委員の設置
- 2 地区ボランティアセンター（仮称）機能の設置
- 3 誰もが活用できる健康・福祉エリア（〇〇ひろば）の設定

### 2 重点施策の内容

前述の3つの重点施策の内容を紹介します。

#### 重点施策1

#### 福祉委員の設置

（第4章 p.53）

##### 【なぜ】

■各地区には、民生委員・児童委員が配置されていますが、一人の民生委員・児童委員が抱える担当世帯数や役割が多く、負担が大きいことから、民生委員・児童委員の担当区分よりも小さな単位で活動できる人が求められています。

##### 【なにを】

■身近な地域の中で、住民の困り事や問題を発見し、民生委員・児童委員や関係機関などと連携・協力して解決にあたります。具体的には以下の役割を担います。

①身近な地域の住民からの相談に応じる。必要に応じて民生委員・児童委員や市の相談窓口につなぐ。

②相談などに応じた際などに、福祉に関する情報を提供する。

■このほか、各地区の実情に応じた固有の役割を担うことも期待されます。

##### たとえば…

- 「最近あの人見ないけど…」などの情報を民生委員・児童委員や関係機関に連絡する。
- 子どものいたずらやいじめなどの情報を民生委員・児童委員や関係機関に連絡する。

##### 【だれが】

■民生委員・児童委員以外の地域住民の中から選出します。具体的に誰が担うかは、各地区で協議して決定します。

【な ぜ】

■住民にとってより身近な地区単位で、ボランティアに関する各種相談や情報提供、ボランティアをする人と必要とする人を結びつける機能が求められています。

【なにを】

■窓口を設置し、以下の活動を行います。

- ①地区のボランティア活動に関する情報提供やPRを行う。
- ②ボランティア活動を行いたい人や必要とする人からの相談を受け付ける。
- ③ボランティア活動の募集や登録、紹介を行う。
- ④ボランティアを必要とする人からの相談内容に応じて、ファミリーサポートセンター やシルバー人材センター、市社会福祉協議会恵那市ボランティア・市民活動支援センター、出前講座講師派遣などの情報提供を行う。
- ⑤地区を越えたボランティアの連携を図り、情報の共有を行う。

【どのように】

■窓口をどこに設置し、誰がどのように運営するかは、各地区で振興事務所や市社会福祉協議会支所、福祉サービス事業所、地域活動組織、ボランティア団体、住民などで十分な協議を行い決定します。

たとえば…

- 振興事務所や市社会福祉協議会支所、福祉あんしんサポートセンター、福祉サービス事業所など既存の相談窓口に上記の機能をもたせる（地域活動組織やボランティア団体などが定期的に窓口を担うなどサポートする）。
- 振興事務所や福祉センター、公民館などの公共施設の一角、空き家・空き店舗を活用して窓口を設置し、運営は振興事務所や社協支所、地域活動組織やボランティア団体などが協力して行う。
- ボランティアコーディネート機能を担うボランティア団体を育成し、公民館や振興事務所などの会議室等を利用して定期的に窓口を開設する。

【なまえ】

■各地区で親しみやすい名前をつけてください。

重点施策3 誰もが活用できる健康・福祉エリア (OOひろば) の設定 (第4章 p.82)

**【な ぜ】**

- 子どもから高齢者まで、誰もが気軽に集まり、健康づくりや福祉活動などを通じて交流できる場が求められています。

**【なにを】**

- 地区内の住民の主体的な健康づくりや福祉活動などの場とします。
- 健康づくりや福祉に関する講座の開催など、子どもから高齢者までが集まれる企画で開催します。

**【どこで】**

- 各地区内の公共施設や健康づくり関連施設などの配置状況を勘案して、適切な場所を指定します。必ずしも1つの建物とする必要はなく、いくつかの建物が集まった一体的なスペースを指定したり、公園やスポーツ広場などを指定したりと、さまざまな方法があります。ただし、十分に役割が果たせるよう、「子どもから高齢者までが自由に利用できるよう開放されていること」「健康づくりや福祉などに関する企画が開催できること」などの条件を満たしていることが必要です。

**【だれが】**

- 各地区内の住民が自由に利用できるようにするため、定期的にみんなで清掃するなど、住民全体で維持管理する仕組みを設けます。
- 健康づくりや福祉などに関するさまざまな企画は、市や市社会福祉協議会などが主催するものはもちろんのこと、地域組織やボランティア団体などでも立案し開催します。

**【なまえ】**

- 各地区で親しみやすい名前をつけてください。

### 3 重点施策の展開

これらの重点施策は、いずれも13地区を単位に取り組んでいきます。また、各地区での取り組みは、「地区計画検討チーム」を発展（再組織化）させて「地区福祉まちづくり推進会議（仮称）」（p. 108、114参照）を組織し、十分な協議を行いながら進めていきます。

なお、社会福祉課やまちづくり推進課などの庁内各課、市社会福祉協議会やまちづくり市民協会などの各種団体は、各地区の取り組みを積極的に支援します。





---

## 第4章 基本計画・実施計画

---

やろまいか！ 支えあうまち えな

恵那市地域福祉計画

## 第4章の見方について

本章第1～3節は、「基本計画」「実施計画」「関連する計画の今後の展開」からなり、これらは、市民会議及び計画案作業部会での検討過程の流れに沿って構成しています。以下、その見方を説明します。

## 1. 基本計画・実施計画

## 【推進の方向】

市民会議で部会に分かれて課題や解決策を検討した際の検討テーマ（方向）を示しています。

### 【推進の方向ごとの課題】

前述の推進の方向に関わる恵那市の問題や課題のうち、恵那市の既存の計画や取り組みだけでは解決が難しいものを整理して記載しています。

## 【實施項目】

前述した既存計画や取り組みでは解決が難しい課題を解決するために取り組んでいく事柄を示しています。

### 【関連の深い他の推進の方向】

前述の実施項目は、他の推進の方向とも関わりをもちながら進めています。特に関連の深い他の推進の方向を参考としてあげています。

### 【実施計画】

前述の実施項目について、「いつから」「誰が」「どの地域の広さ」で取り組むのか、また、どの課が担当するのかを示しています。

→ 1+1=1 「お重い高妻」の物の高感

1. 「お直いさま」の心をもって、互いに助けあえる地域にしたい。そのため、隣近所の人に対する助けあいの心の育成が必要です。
  2. 世代間交流の中で、助けあいの心を育てる必要があります。
  3. 実践を中心とした巡回教育が必要です。
  4. 障がいや障がい者への理解の促進を図り、障がい者も地域の中でともに生活できるようにする必要があります。

### 解決に向けて

废物项目1

高齢・学級・地域の連携による認知症教育の推進

- 「お互いさま」の心を培い、実践できる人の育成を図るために、家庭・学校・地域が連携して福祉教育に取り組みます。
  - 学校では、教科学習や道徳をはじめとする学習活動や課外活動、児童・生徒指導など、あらゆる学校活動において「お互いさま」の心を培うための指導を行うとともに、地域の高齢者や障がい者などとの交流や体験を通して福祉について学ぶ機会を確保します。
  - 家庭や地域では、親をはじめとする大人が「お互いさま」の心を実践する中で、子どもにも「お互いさま」の心を伝える教育を推進します。

## 實施項目 2

### ► 良好な組織開発づくり

- 「お互いさま」の心は、相手のことを知り、受け入れることで培われます。そのため、良好な近隣関係づくりを進めます。
    - <関連の深い他の推進の方向>
    - 1-1-2 近所づきあいや地域での交流の促進
    - 1-1-3 地域活動への参加促進・活性化
    - 1-2-1 地域での見守り・助け合いの推進
    - 1-2-2 地域での助け合い活動づくり

### 【實施計畫】

実施項目	実施期間（年度）					実施主体			推進団体	関連する課
	20	21	22	23	24	市	社協	事業者	市民	
1 家庭・学校・地域の連携による権利教育の推進	●			→	○	○		○	地区	学校教育課 社会福祉課
3 良好な近隣関係づくり	●			→		○		○		まちづくり推進課

### 【実施計画内にある関連する課】

「関連する課」とは、実施項目の推進にあたって、主に担っていく課を示しています。なお、特定の課だけではなく、複数の課が関わる場合には、「福祉関連課」「教育関連課」「関連施設関係課」などと示すことがあります。その際には、注意書きがあります。

## 2. 関連する計画の今後の展開

各推進の方向には、それぞれに関連して、本計画では記載しきれなかつたさまざまな問題や課題があります。これらの問題・課題を解決するための施策（既存の計画や取り組み）を「関連する計画」としてまとめ、今後の展開内容を各節の末尾に示しています。

今後の展開は、福祉、あるいは生活の視点から、各計画のこれから取り組みをまとめたものであり、「基本計画」「実施計画」の実現に役立てるねらいがあります。



## 見守り助けあう しくみづくり

### 1-1 地域の関係づくり

#### 方針

地域で助けあう関係づくりを進めていくため、その基盤となる「お互いさま」の心の育成を図るとともに、近所づきあいや地域での交流の促進を通じた良好な近隣関係づくり、地域活動の活性化を行っていきます。

#### 1-1-1

#### 「お互いさま」の心の育成

##### 課題

1. 「お互いさま」の心をもって、互いに助けあえる地域にしたい。そのために、隣近所の人に対する助けあいの心の育成が必要です。
2. 世代間交流の中で、助けあいの心を育てる必要があります。
3. 実践を中心とした福祉教育が必要です。
4. 障がいや障がい者への理解の促進を図り、障がい者も地域の中でともに生活できるようにする必要があります。

解決に向けて

#### 実施項目1

#### 家庭・学校・地域の連携による福祉教育の推進

- 「お互いさま」の心を培い、実践できる人の育成を図るために、家庭・学校・地域が連携して福祉教育に取り組みます。
- 学校では、教科学習や道徳をはじめとする学習活動や課外活動、児童・生徒指導など、あらゆる学校活動において「お互いさま」の心を培うための指導を行うとともに、地域の高齢者や障がい者などとの交流や体験を通して福祉について学ぶ機会を確保します。
- 家庭や地域では、親をはじめとする大人が「お互いさま」の心を実践する中で、子どもに「お互いさま」の心を伝える教育を推進します。

#### 実施項目2

#### 実践を通じた福祉教育の推進

- 地域にある福祉センターや公民館などを活用し、気軽に集まれるような、助けられる・助けあう場を設置します。
- 気軽に体験できる福祉施設での実習を取り入れます。

## 実施項目3

## 良好な近隣関係づくり

■ 「お互いさま」の心は、相手のことを知り、受け入れることで培われます。そのため、良好な近隣関係づくりを進めます。

↳ <関連の深い他の推進の方向>

- 1-1-2 近所づきあいや地域での交流の促進
- 1-1-3 地域活動への参加促進・活性化
- 1-2-1 地域での見守り・助けあいの推進
- 1-2-2 地域での助けあい活動づくり

## 【実施計画】

実施項目	実施期間（年度）					実施主体				推進圏域	関連する課
	20	21	22	23	24	市	社協	事業者	市民		
1 家庭・学校・地域の連携による福祉教育の推進	●				→	○	○		○	地区	学校教育課 社会福祉課
2 実践を通じた福祉教育の推進	●				→	○	○	○	○	全域	高齢福祉課 社会福祉課
3 良好的な近隣関係づくり	●				→		○		○	自治会	まちづくり推進課

※実施主体の事業者とは、実施項目の内容に関連した事業者（民間企業も含む）をいう。以下、全箇所で同様

1-1-2

近所づきあいや地域での交流の促進

課題

1. 地域の中でのあいさつや声かけがもっと必要です。
2. 地域の中で話しあいをする機会が少ないので、増やす必要があります。
3. 身近な地域で交流する機会や世代を超えた交流の機会を増やす必要があります。  
また、家族総出でふれあえる機会をつくることが必要です。
4. サロン活動の一層の推進が求められており、リーダーの育成が必要です。

解決に向けて

実施項目1

あいさつ・声かけ運動の推進

- 各地区にある各組織※などが推進主体となり、地域内の関係づくりや、児童・青少年健全育成などを目的として、「あいさつ・声かけ運動」を展開します。
- 「①とにかくあいさつ → ②慣れてきたら話をしてみる → ③関係を深めていく」という展開を意識しながら、住民一人ひとりがあいさつ、声かけを行います。

↳ <関連の深い他の推進の方向>

- 1-1-1 「お互いさま」の心の育成
- 1-2-1 地域での見守り・助けあいの推進
- 1-2-2 地域での助けあい活動づくり
- 3-2-2 防犯体制の整備

※各組織

- ◆ 「自治会」「地域協議会」「恵那市社会福祉協議会支部」「福祉村」「単位民生委員児童委員協議会」「福祉委員」「P T A」「学校」

実施項目2

住民同士の交流機会の確保

- 地域の福祉活動を推進する人材（リーダー・キーパーソン）を育成し、育成された人材を中心に地域の中でふれあいの機会をつくるためのさまざまな企画と運営を行います。
- テーマを決めて、住民が集まり話しあう機会（地域懇談会、地域集会など）を定期的に開催するとともに、その機会を増やしていきます。

↳ <関連の深い他の推進の方向>

- 1-1-1 「お互いさま」の心の育成
- 2-1-1 ボランティア・市民活動を行う人材の育成
- 3-1-3 生涯学習・生涯スポーツの推進

## 【実施計画】

実施項目	実施期間（年度）					実施主体				推進圏域	関連する課
	20	21	22	23	24	市	社協	事業者	市民		
1 あいさつ・声かけ運動の推進	●				→				○	自治会	まちづくり推進課
2 住民同士の交流機会の確保	●				→	○			○	自治会	まちづくり推進課

1-1-3

地域活動への参加促進・活性化

課題

1. 地域組織への加入者が少なくなってきて、地域活動を行うメンバーが固定化しており、若い人や元気な高齢者が参加していないなどの状況がみられます。そのため、地域活動への参加を促進させる必要があります。
2. 地域活動への参加促進に向けて、地域情報の提供や入手方法を充実させるとともに、情報の受け手側（住民）の関心を高める必要があります。
3. 地域活動を行うにあたって、活動がマンネリ化している、活動費が足りない、拠点がないなどの問題があり、それらの支援が求められています。

解決に向けて

実施項目1

地域活動への参加呼びかけと参加促進に向けた情報の提供

- 地域活動への参加促進を図るため、地域活動への参加の呼びかけを、自治会を中心とした地元住民が行います。
- 地域活動などの必要な情報を繰り返し提供します。
  - ↳ <関連の深い他の推進の方向>

1-3-1 広報・啓発活動の充実

実施項目2

魅力ある地域活動の展開

- 既存の地域活動について、市社会福祉協議会やまちづくり市民協会、まちづくり協議会などの団体と連携・協力して実施したり、他地域の取り組みを研究するなどして活動内容などを工夫し、魅力ある活動を展開していきます。
  - ↳ <関連の深い他の推進の方向>

1-1-1 「お互いさま」の心の育成

1-1-2 近所づきあいや地域での交流の促進

【実施計画】

実施項目	実施期間（年度）					実施主体				推進圏域	関連する課
	20	21	22	23	24	市	社協	事業者	市民		
1 地域活動への参加呼びかけと参加促進に向けた情報の提供	●				→	○	○	○	○	地区	まちづくり推進課
2 魅力ある地域活動の展開	●				→	○	○		○	地区	まちづくり推進課

## 1-2 地域での見守り・助け合いのしくみづくり

### 方針

高齢者や子育て家庭など、何らかの支援を必要とする人たちに対して、地域での見守りや助け合いを行います。また、各地区内にあるさまざまな地域組織の位置づけや関係を明確にし、組織的な地域での助け合い活動を展開していきます。

#### 1-2-1 地域での見守り・助け合いの推進

##### 課題

1. 高齢者世帯の安否確認がしにくいため、自治会長や福祉委員が地域の要援護世帯を把握する必要があります。
2. 特に高齢者世帯などへの支援策が不十分であり、生活支援が必要です。また、高齢者世帯等の緊急時に迅速かつ的確に対応できる体制をつくる必要があります。
3. 高齢者や子育て家庭など何らかの援助を必要とする人がいてもとまどってしまうので、助け合いの仕組み（ボランティアや支援ができる人の活用・コーディネート）をつくる必要があります。

解決に向けて

#### 実施項目1

#### 自治会や福祉委員による高齢者世帯の訪問

- 自治会単位で福祉委員を中心に、おおむね年に2回程度、75歳以上の高齢者のいる世帯を訪問して、本人や家族から日常生活の困り事などの聞き取りを行います。その際、何らかの支援が必要な場合には、民生委員・児童委員を通じて必要な支援の調整を行います。
- 福祉委員などが行った聞き取りの結果は民生委員・児童委員に報告し、民生委員・児童委員がその結果をとりまとめます。そして、とりまとめられた資料を「防災マップ」などとして活用していきます。

↳ <関連の深い他の推進の方向>

- 1-3-2 相談体制の充実とサービスの利用しやすさの向上
- 3-2-1 防災体制の整備

#### 実施項目2

#### 地区ボランティアセンター（仮称）機能の仕組みを活用した支援の実施

- 新たに設置する地区ボランティアセンター（仮称）機能の仕組みを活用して、高齢者や障がい者、児童・子育て支援など公的な福祉サービスでは対応できない支援を必要とする人に、必要な支援を行います。

↳ <関連の深い他の推進の方向>

- 2-2-1 ボランティア・市民活動のセンター機能の構築

**実施項目3**

**市社会福祉協議会による地域福祉活動への支援**

■市社会福祉協議会では、各地区単位で住民により構成される市社会福祉協議会支部を設置し、地区単位での住民同士の助けあい活動を展開しているため、これらの活動に対し支援を行い、活動の活性化を図ります。

**実施項目4**

**子育て家庭への見守り・支援**

■自治会単位で、子育て家庭に対する見守りや助けあいを行います。

**【実施計画】**

実施項目	実施期間（年度）					実施主体				推進圏域	関連する課
	20	21	22	23	24	市	社協	事業者	市民		
1 自治会や福祉委員による高齢者世帯の訪問	●				→				○	自治会	高齢福祉課 社会福祉課
2 地区ボランティアセンター機能の仕組みを活用した支援の実施	●				→	○	○		○	地区	社会福祉課
3 市社会福祉協議会による地域福祉活動への支援	●				→		○			地区	社会福祉課
4 子育て家庭への見守り・支援	●				→	○	○	○	○	自治会	子育て支援課

## 1-2-2

## 地域での助けあい活動づくり

## 課題

- 各地区で多少の違いはあるものの、地域での助けあいに取り組む組織として、「自治会」「まちづくり実行組織」「支部社協」「福祉村」「単位民児協」「福祉委員」などがあります。しかし、それぞれの組織で地域の問題把握、解決に向けた取り組みを展開しており、連携や役割分担が不十分な状況にあります。
- 地域活動を行う各地域組織間での情報の共有・調整が十分とれていません。核となる組織を中心に、地域組織間で情報交換できるような仕組みが必要です。

解決に向けて

## 実施項目1

## 各地域組織の地域内での位置づけの整理と明確化

■各地区にある「自治会」「まちづくり実行組織」「支部社協※」「福祉村」「単位民児協※」「福祉委員」などの地域組織について、各地区ごとに、地区の中での位置づけと役割分担を明確にします。

■各地区で福祉課題の解決や助けあい活動を効果的に実施するため、市福祉事務所と各振興事務所、市社会福祉協議会、地域組織間の助けあいネットワークづくりを進めます。

↳ <関連の深い他の推進の方向>

## 1-2-1 地域での見守り・助けあいの推進

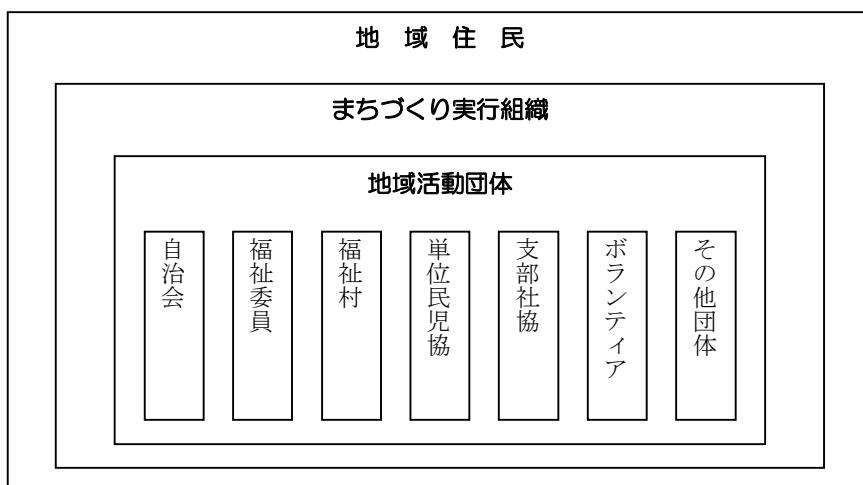
## ※支部社協

◆恵那市社会福祉協議会支部

## ※単位民児協

◆単位民生委員児童委員協議会

## 地区組織の位置づけの例



**実施項目2**

**地域組織間の連絡会・研修会の開催**

- 核となる組織に事務局を設置し、各地域組織の活動状況などの情報を共有したり、各組織間で連携した活動を展開できるよう、定期的な連絡会や研修会を開催します。
- 各振興事務所や支部社協は、地域組織間で定期的に行う連絡会や研修会の開催を支援します。

**実施項目3**

**地域での助けあいに関する情報提供**

- 地域での助けあいに関する事例や身近な相談窓口などをまとめた冊子を作成します。

**【実施計画】**

実施項目	実施期間（年度）					実施主体				推進圏域	関連する課
	20	21	22	23	24	市	社協	事業者	市民		
1 各地域組織の地域内での位置づけの整理と明確化	●				→	○	○		○	全 域	まちづくり推進課
2 地域組織間の連絡会・研修会の開催	●				→	○	○		○	全 域	まちづくり推進課
3 地域での助けあいに関する情報提供	●				→	○	○		○	全 域	社会福祉課

## 1-2-3

## 子どもの居場所づくり・学童保育の推進

## 課題

1. 地域の中で学童保育や児童センターをつくることが求められていますが、そのためには場所と人（ボランティアなど）の確保が必要です。
2. 学童保育などの実施場所を確保するためには、学校施設や公共施設を開放するためのシステムづくりが必要です。
3. 放課後や夏休みなどの長期休暇時の子どもの居場所をつくる必要があります。
4. 特に中高生が地域の自治会事業などに参加・活躍できる場がありません。

## 解決に向けて

## 実施項目1

## 学校施設や公共施設を開放するための仕組みの構築

- 利用できる対象者や利用の手続き、利用条件、事故等への対応と責任の所在などを定めた使用基準を作成し、学校施設や公共施設を学童保育や児童センターなどの事業のために開放するための仕組みづくりを検討します。

## 実施項目2

## 地域ごとの学童保育の実施

- 学校施設や公共施設の開放の仕組み、地区ボランティアセンター（仮称）機能の仕組みなどを活用して場所と人材を確保し、地域ごとに地域住民が主体となった学童保育を実施します。
- 学童保育の実施にあたっては、子ども会、PTAなど利用の当事者となる団体へ事業運営への参加を要請するとともに、自治会にも協力を要請して行なっていきます。

↳ <関連の深い他の推進の方向>

## 2-2-1 ボランティア・市民活動のセンター機能の構築

## 実施項目3

## 中高生の参加・活躍の場の提供

- 地域の行事やボランティア活動への参加促進を行ないます。

## 実施項目4

## 子どもの居場所づくり

- 先進自治体の取り組みを研究して、市や市社会福祉協議会などの地域組織、ボランティアなどが協力して子どもの居場所づくり事業に取り組みます。

【実施計画】

実施項目	実施期間（年度）					実施主体				推進圏域	関連する課
	20	21	22	23	24	市	社協	事業者	市民		
1 学校施設や公共施設を開放するための仕組みの構築	●				→	○				全 域	関連施設 関係課※ <sup>1</sup>
2 地域ごとの学童保育の実施	●				→	○				地 区	子育て支援課 学校教育課
3 中高生の参加・活躍の場の提供	●				→	○	○	○	○	地 区	教育関連課※ <sup>2</sup>
4 子どもの居場所づくり	●				→	○	○		○	全 域	子育て支援課 学校教育課 社会教育課

※1 学校をはじめとする公共施設を管理する課

※2 学校教育課や社会教育課、スポーツ課など

## 1-3 利用しやすい福祉サービスの環境づくり

### 方針

福祉サービスを必要とする人が適切に利用できるよう、福祉の情報提供や相談体制を充実します。また、福祉サービス事業所の質の向上に向けた取り組みを支援するとともに、福祉サービス事業所がもつ高い専門性を地域の中で活用できるしくみをつくります。

#### 1-3-1 広報・啓発活動の充実

##### 課題

1. パンフレットやガイドブックが作られているにもかかわらず、福祉情報がサービス利用者やサービスを必要としている人には届いていない状況がみられます。
2. 恵那市にケーブルTV・告知放送のネットワークが構築されたため、ケーブルTV・告知放送を活用した福祉情報の提供体制を整備する必要があります。
3. 福祉サービスの内容が十分理解されていないように見受けられます。誰もが理解しやすいわかりやすい情報提供を行う必要があります。
4. 地区懇談会（福祉）の開催区域を細分化することで、福祉サービス利用者やサービスを利用したい人の声が聞こえてくると考えられます。
5. インターネット等の普及に伴う情報格差や情報弱者の問題など、情報のバリアフリー化を図る必要があります。

解決に向けて

#### 実施項目1 情報提供の拠点づくり

- 新たに設置する地区ボランティアセンター（仮称）を、福祉情報の拠点として活用します。
- 地域包括支援センターが行っている福祉総合相談窓口、各地区の福祉あんしんサポートセンター、市社会福祉協議会の行っている総合相談窓口に、福祉に関する情報コーナーを設置します。

→ <関連の深い他の推進の方向>

- 1-3-2 相談体制の充実とサービスの利用しやすさの向上
- 2-2-1 ボランティア・市民活動のセンター機能の構築

#### 実施項目2 ケーブルTVを活用した福祉情報の提供

- ケーブルTVを活用して、福祉に関する情報を提供します。
- ケーブルTVに行政・福祉の情報が流れることを周知したり、ケーブルTVで市内学校の子どもたちがキャスターになった番組を放送するなどして、ケーブルTVの普及を促進します。

**実施項目3**

**誰にとっても理解しやすくわかりやすい情報の提供**

- 情報の提供にあたっては、小学校高学年程度の子どもが十分理解できる程度のわかりやすさで行うよう努めます。

**実施項目4**

**福祉委員、民生委員・児童委員、福祉専門職などによる口コミでの情報提供**

- 地域住民と関わる機会の多い福祉委員、民生委員・児童委員、ホームヘルパーやケアマネジャーなどの福祉専門職などが、地域住民に対し必要な福祉情報を伝えます。
- 福祉委員、民生委員・児童委員、福祉専門職など、地域住民に情報を伝える人に対して、情報の発信元から情報を伝える機会を隨時設定し、地域住民に確実に情報が伝わるようにします。

↳ <関連の深い他の推進の方向>

1-3-2 相談体制の充実とサービスの利用しやすさの向上

**実施項目5**

**情報のバリアフリー化**

- 視覚や聴覚に障がいのある人、高齢者など情報入手に困難が伴う人が適切に情報を得ることができるよう、告知放送やケーブルTV（有料）の普及などさまざまな形での情報の提供に努めます。
- 視覚障がい者の情報入手を保障するため、配布物にS Pコードをつけたり、ボランティアによる音読・点訳サービスを推進します。また、聴覚障がい者の情報入手を保障するため、手話や要約筆記サービスを推進します。

**【実施計画】**

実施項目	実施期間（年度）					実施主体				推進圏域	関連する課
	20	21	22	23	24	市	社協	事業者	市民		
1 情報提供の拠点づくり	●				→	○	○		○	地区	福祉関連課※ <sup>1</sup> まちづくり推進課
2 ケーブルTVを活用した福祉情報の提供	●				→	○	○	○	○	全域	情報課 まちづくり推進課
3 誰にとっても理解しやすくわかりやすい情報の提供	●				→	○	○	○	○	全域	各情報提供課※ <sup>2</sup>
4 民生委員・児童委員、福祉専門職等口コミでの情報提供	●				→	○	○	○	○	全域	各情報提供課
5 情報のバリアフリー化	●				→	○	○	○		全域	福祉関連課 情報課 まちづくり推進課

※1社会福祉課や高齢福祉課、子育て支援課、健康推進課など

※2市民に対し、福祉などに関する情報を提供する課

## 1-3-2

## 相談体制の充実とサービスの利用しやすさの向上

## 課題

1. 総合相談窓口で各種福祉サービスのサービス案内・情報提供が行える体制の充実が必要です。
2. 地域での相談体制の充実が必要です。
3. 保育サービスや高齢者の介護サービスなどをもっと利用しやすくする必要があります。
4. 未満児の保育サービスや医療機関での病児保育の充実や高齢者の介護サービスなどの充実が求められます。
5. 精神障がい者や障がい児への支援が不十分であり、対応が求められます。

## 解決に向けて

## 実施項目1

## 福祉総合相談窓口のPR及び充実

- 福祉に関する相談について、「どこへ電話したらいいかわからない」という問題をなくすため、「福祉総合相談電話」を開設して、そこから必要に応じて関係課に取り次ぐ仕組みをつくります。
  - 地域包括支援センター・福祉あんしんサポートセンター・市社会福祉協議会での総合相談窓口のPRを行い、そこへ来れば必要な福祉情報が得られ、福祉総合相談窓口で相談された人に対しては、必要な福祉情報を適切に提供できる利用しやすい体制づくりに努めます。
- ↳ <関連の深い他の推進の方向>

## 1-3-1 広報・啓発活動の充実

## 実施項目2

## 福祉委員の設置

- 身近な地域の住民からの相談に応じたり、福祉に関する情報を提供するため、地域住民の中から「福祉委員」を各地区ごとに配置します。
  - 福祉委員は、民生委員・児童委員や関係機関と連携して相談に対応するとともに、必要に応じて民生委員・児童委員や市の相談窓口を紹介するなどのパイプ役となります。
- ↳ <関連の深い他の推進の方向>

## 1-2-2 地域での助けあい活動づくり

## 1-3-1 広報・啓発活動の充実

### 実施項目3

#### 専門的な相談への対応

■福祉総合相談窓口など市や市社会福祉協議会の各種相談窓口は、市内の各種社会福祉施設などの福祉サービス事業所、児童相談所や更生相談所、保健所などの県の専門相談機関などとの連携を強化し、専門性が高い相談については、これらの機関等で適切に相談が受けられる仕組みを充実します。

■市民からの福祉に関するさまざまな相談に対応できる体制をつくるため、市が中心となって、福祉サービス事業所や県の専門相談機関などの間の連携強化を図ります。

↳ <関連の深い他の推進の方向>

1-3-3 地域に開かれた福祉サービス事業所づくりとサービスの質の向上

### 実施項目4

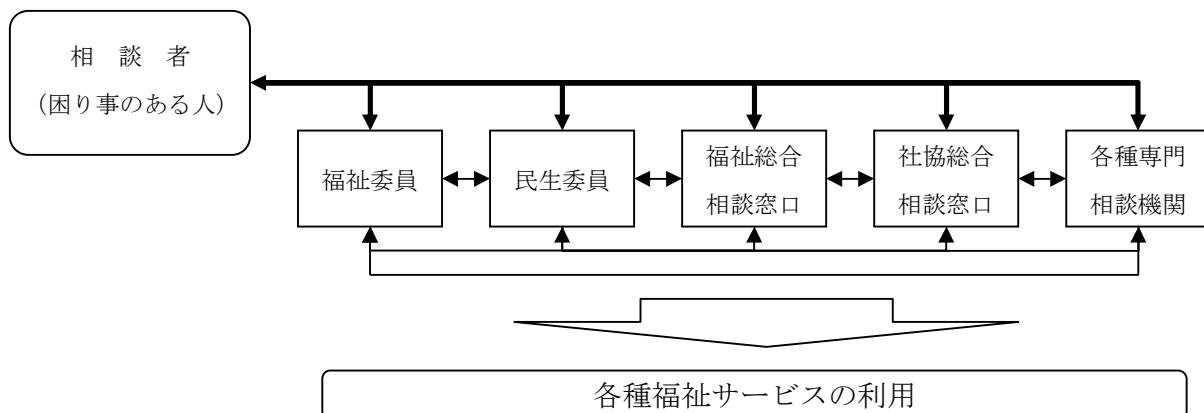
#### 困り事の相談から解決までの仕組みの構築

■『福祉便利帳』や子育て応援誌『おおきくなあれ』などの各種冊子を配布し、市の総合相談窓口をはじめとする各種相談窓口のPRを行い、相談窓口の周知徹底を図ります。

■福祉委員や民生委員・児童委員、市や市社会福祉協議会の総合相談窓口、各種専門相談窓口は、相談を受け付けたら必要に応じてより専門的な相談窓口や各種サービス提供部門につなぎ、適切な対応やサービスの利用につながるようサポートします。

■はじめに相談を受け付けた人・窓口・機関は、その人のサービス利用後も定期的に状況を確認し、何らかの不都合がある場合などは改めて対応するようにします。

■福祉委員や民生委員・児童委員は、地域住民と協力して地域の中で困り事や問題を抱える人の発見に努め、各種相談窓口やサービス提供部門に適切につなぎます（ニーズの発掘）。



## 実施項目5

## 保育サービスの充実と高齢者介護サービスの充実

■医療機関での病児保育及び病後児保育を早期に実施するとともに、3歳未満児を受け入れられる体制を整えます。

■地区ボランティアセンター（仮称）機能の仕組みを活用して、地域でできる介護サービスの支援を行います。

↳ <関連の深い他の推進の方向>

## 2-2-1 ボランティア・市民活動のセンター機能の構築

## 【実施計画】

実施項目	実施期間（年度）					実施主体				推進圏域	関連する課
	20	21	22	23	24	市	社協	事業者	市民		
1 福祉総合相談窓口のPR及び充実	●				→	○	○			全 域	福祉関連課*
2 福祉委員の設置	●				→	○	○		○	全 域	まちづくり推進課 福祉関連課
3 専門的な相談への対応	●				→	○	○	○		全 域	まちづくり推進課 福祉関連課
4 困り事の相談から解決までの仕組みの構築	●				→	○	○	○	○	全 域	福祉関連課
5 保育サービスの充実と高齢者介護サービスの充実	●				→	○	○	○		全 域	病院管理課 福祉関連課

\*社会福祉課や高齢福祉課、子育て支援課など

1-3-3

地域に開かれた福祉サービス事業所づくりとサービスの質の向上

課題

1. 福祉サービスの一層の質の向上に努める必要があります。
2. 福祉サービス事業所のもつ高い専門性を地域の資源として活用できるようにする必要があります。

解決に向けて

実施項目1

福祉サービス事業所の連絡会の設置

- 福祉専門職の専門性の向上を図るため、各福祉サービス事業所、市社会福祉協議会等で行う研修等を支援するとともに、福祉サービス事業所間の情報交換、困難事例研究等を行う連絡会を設置し、運営支援や情報提供などの支援を行います。

実施項目2

福祉サービス事業所の評価の促進と評価結果の公開

- 県で取り組んでいる福祉サービス事業所などのための第三者評価制度について、市内の福祉サービス事業所への導入促進を支援します。
- 県と連携して市内の福祉サービス事業所の評価結果等の公開に努めます。

↳ <関連の深い他の推進の方向>

1-3-1 広報・啓発活動の充実

実施項目3

福祉サービス事業所のもつ専門性の開放

- 福祉サービス事業所のもつ高い専門性を地域の資源として活用できるよう、地域、福祉サービス事業所、市による協議の場を設け、福祉サービス事業所の専門性の活用方法を話し合います。その上で、福祉サービス事業所は専門性を地域のために活用します。

↳ <関連の深い他の推進の方向>

1-3-2 相談体制の充実とサービスの利用しやすさの向上

【実施計画】

実施項目	実施期間（年度）					実施主体				推進圏域	関連する課
	20	21	22	23	24	市	社協	事業者	市民		
1 福祉サービス事業所の連絡会の設置	●				→	○	○	○		全 域	福祉関連課*
2 福祉サービス事業所の評価の促進と評価結果の公開	●				→	○		○		全 域	福祉関連課
3 福祉サービス事業所のもつ専門性の開放	●				→	○	○	○		全 域	福祉関連課

\*社会福祉課や高齢福祉課、子育て支援課など

## 関連する計画の今後の展開

### (1) 総合計画

推進項目		今後の展開	所管	地域福祉計画で該当する推進の方向
1-3-1	地域福祉を担う人材の育成	■地域福祉計画策定に伴い、地域参加活動の促進を行う。	社会福祉課	1-1-3(p.44)
1-3-2	地域福祉活動の促進	■地域福祉計画策定に伴い、さらに地域にあった福祉活動等の促進を行う。	社会福祉課	1-2-1(p.45) 1-2-2(p.47)
3-4-1	地域情報基盤の整備	■音声告知器の設置・推進並びにケーブルテレビの加入促進を図る。	情報課	1-3-2(p.53)
3-4-2	情報学習機会の充実	■(財)ソフトピアジャパン及び恵那市並びにボランティア団体等の連携により、市民がコンピューターに慣れ親しむ講習を開催する。	情報課	1-3-2(p.53)
5-1-2	学校間・学校と地域の交流促進	■総合計画の成果指標(めざそうじ)に向けて事業の推進を行う。 ■恵那市市民活動団体助成金、地域づくり補助金により支援を行っている。また、持続可能な活動に続けていくための支援を行う。	学校教育課 まちづくり推進課	1-2-3(p.49) 1-2-3(p.49)
6-1-1	市民参画による協働のまちづくり	■協働のまちづくり指針の策定(平成19年度)。今後は協働の手引書の策定を検討している。	まちづくり推進課	1-1-3(p.44) 1-2-2(p.47)
6-1-3	広報広聴活動の充実	■市民特配員や市民作成番組など住民の目線での広報活動の展開を検討する。	まちづくり推進課 企画課	1-3-1(p.51)
6-4-1	地域コミュニティ活動の推進	■地域づくり補助金により、地域活動を推進するとともに、補助金の期限後も地域の自治活動や協働活動が進むよう手立てを行う。また、地域住民の自助の力を強め、持続可能な地域力を備えるように支援する。	まちづくり推進課	1-1-3(p.44) 1-2-2(p.47)

推 進 項 目		今 後 の 展 開	所 管	地域福祉計画で 該当する 推進の方向
6-4-2	地域活動拠点の整備	<p>■市民活動の拠点を設置する。地域のまちづくり活動や地域自治の拠点づくり（コミュニティ活動の拠点）の支援をしていく。</p> <p>■既存の公民館や学校、振興事務所等とも調整を図り、公民館活動と市民活動の連携や一元化の推進を行う。</p>	まちづくり推進課 まちづくり推進課	1-1-3(p.44) 1-1-3(p.44)

## （2）老人保健福祉計画・介護保険事業計画

推 進 項 目		今 後 の 展 開	所 管	地域福祉計画で 該当する 推進の方向
全 体	老人保健福祉事業、介護保険事業の着実な推進	■介護予防に努めるとともに、必要なサービスが適切に提供できるよう努める。	高齢福祉課	1-3-2(p.53)
1-2-1	生涯学習に関する情報提供の充実	■まちづくりを行うための学ぶ機会を推進する。「まちづくり学習」を生涯学習に織り込み、多様な手段でPRする。	まちづくり推進課	1-3-1(p.51)
1-2-2	生涯学習推進事業の充実	■地域自治区の実行組織や地域の諸活動団体並びに地縁自治会が協働し、地域の方々がもつ技能や伝えられてきた文化を題材に地域の皆さん世代を超えて学ぶ機会を推進する。	まちづくり推進課	1-1-2(p.42)
1-2-3	高齢者の主体的な活動の支援	<p>■お手玉づくり、竹とんぼ等の昔の遊びを通して異世代交流の場とともに、生きがいづくりを推進する。</p> <p>■老人クラブの活動に対し引き継ぎ支援を行う。</p>	高齢福祉課 高齢福祉課	1-1-2(p.42) 1-1-3(p.44) 1-2-1(p.45) 1-2-2(p.47)
2-1-1	介護予防事業	■高齢者が健康で住みなれた地域で自立して生活していく上で、介護予防がいかに大切であるかを理解できるよう、一般高齢者を対象に介護予防の知識の普及啓発と意識向上のための講演会を開催する。	高齢福祉課	1-3-1(p.51)

推進項目		今後の展開	所管	地域福祉計画で該当する推進の方向
2-1-3	任意事業	■徘徊高齢者のいる家族に徘徊高齢者位置検索端末機貸与事業をPRし、利用普及を図る。	高齢福祉課	1-2-1(p.45)
2-4-1	生活支援に関わる福祉サービスの充実	■今後も引き続き、必要な高齢者世帯にサービスを提供する。	高齢福祉課	1-2-1(p.45)
3-2-1	情報提供・相談体制の充実	<p>■広報、ホームページ、ケーブルTV、パンフレット等により情報提供に努める。</p> <p>■今後も関係機関等との連携を強化して相談体制の充実に努める。</p> <p>■相談体制を充実するため、「福祉総合相談ネットワーク」を確立する。</p> <p>■こども元気プラザにおいて相談窓口機能を充実させ、各機関との連携を図る。</p>	<p>高齢福祉課</p> <p>社会福祉課</p> <p>高齢福祉課</p> <p>子育て支援課</p>	<p>1-3-1(p.51)</p> <p>1-3-2(p.53)</p> <p>1-3-2(p.53)</p> <p>1-3-2(p.53)</p>
第6章	民生委員児童委員協議会	■今後も行政と恵那市民生委員児童委員協議会との連携を図り、地域住民への橋渡しとなる役割を担っていく。地域包括支援ネットワークへの参加。	<p>高齢福祉課</p> <p>社会福祉課</p>	1-3-2(p.53)
第6章	介護保険事業者連絡会	■利用者が良質なサービスを選択できるよう事業者間の連携を図る。	高齢福祉課	1-3-3(p.56)
第6章	地域包括支援センター運営協議会の設置	■地域包括支援センター運営協議会を引き続き開催する。	高齢福祉課	1-3-3(p.56)

(3) 障害者福祉計画

推進項目		今後の展開	所管	地域福祉計画で該当する推進の方向
全 体	障がい者支援の着実な推進	<p>■東濃圏域内の障がい福祉サービス事業所と連携して、必要なサービス提供基盤を確保するとともに、身近な相談機関として利用しやすい体制づくりに努める。</p> <p>■発達相談窓口の機能を充実させ、障がいの早期発見、早期療育に努めるとともに、適切な就学ができるように各関係機関との連携強化を図る。</p> <p>■乳幼児健診等で課題を持つ子どもの早期発見に努め、その課題を保護者が受容し育児を行えるよう支援する。</p>	社会福祉課 子育て支援課 健康推進課	1-3-2(p.53) 1-3-2(p.53) 1-3-2(p.53)
4-1-2	質の高い障害福祉サービス提供に向けた支援	■東濃圏域での障がいに関するネットワークづくりに努める。	社会福祉課	1-3-3(p.56)
4-1-4	訪問系・通所系・短期入所サービス	■市内には居宅介護等を行う事業所が2か所、児童デイサービス事業所が2か所、短期入所ができる事業所が1か所、日中一時支援ができる事業所が2か所あり。今後も障がい福祉サービス事業所が行う施設運営に支援をし、市外も含め希望者の多い日中一時支援事業の委託事業所の確保に努める。	社会福祉課	1-2-3(p.49)
5-1-1	専門相談機能	<p>■市内外の専門相談窓口との連携により専門的な相談にも対応できる体制づくりに努める。相談体制を充実するため、「福祉総合相談ネットワーク」を確立する。</p> <p>■各課の連携による相談体制の構築。</p> <p>■専門相談員を継続して配置し、相談体制の構築に努める。</p>	社会福祉課 高齢福祉課 健康推進課 学校教育課 子育て支援課	1-3-2(p.53) 1-3-2(p.53) 1-3-2(p.53)
5-1-2	相談員活動・ピアカウンセリング	■新規手帳取得者には、身体障害者相談員、知的障害者相談員の名簿を交付して相談員の周知に努め、相談員の研修等、相談員活動の充実を図る。	社会福祉課	1-3-2(p.53)

推進項目		今後の展開	所管	地域福祉計画で該当する推進の方向
5-2-1	多様な手段による情報提供	■巡回相談の案内、福祉医療等の案内など、障がいに関することについて、随時広報えなに掲載し、障害者手帳交付時には、「障害者福祉の手引き」を配布して、情報提供に努める。	社会福祉課 健康推進課 まちづくり推進課	1-3-1(p.51)
		■健康カレンダーと、広報えなで情報提供を継続する。健診、教室会場での情報提供を行い、また、成人保健では個別通知のほか、告知放送による案内も実施する。		1-3-1(p.51)
		■まちづくりを行うための学ぶ機会を推進する。「まちづくり学習」を生涯学習に織り込み、多様な手段でPRする。		1-3-1(p.51)
5-2-2	視覚障害者や聴覚障害者に対する情報保障	■告知放送での情報提供、聴覚障がい者に対する携帯メール送信及びFAX配信のPRに努める。	社会福祉課	1-3-1(p.51)
6-1-1	子どもの頃からの福祉教育	■市社会福祉協議会等、外部機関との連携を密にし、体験学習の機会を多く位置づけるよう努める。	学校教育課	1-1-1(p.40)
6-1-2	地域での福祉教育	■障がい者の人権をテーマに人権教育講演会を開催する。	社会福祉課	1-1-1(p.40)
		■まちづくり学習の「出前講座」の中で「ともに支えあう社会」に向けての講座を企画し開催する。	まちづくり推進課	1-1-1(p.40)
6-1-3	啓発活動	■市役所の窓口には、障がい者理解を深めるパンフレットの常置、ポスター掲示をし、市のホームページ等で障がい者理解の啓発を行う。	社会福祉課	1-1-1(p.40) 1-1-1(p.40)

## (4) 次世代育成支援行動計画

推進項目		今後の展開	所管	地域福祉計画で該当する推進の方向
全 体	次世代育成支援対策の着実な推進	■恵那市次世代育成支援市民会議で計画の進捗状況を把握し、必要に応じて事業・施策の実施、見直し、改善を図る。	子育て支援課	1-3-2(p.53)

## やろまいか！ 支えあうまち えな

推進項目	今後の展開	所管	地域福祉計画で該当する推進の方向
1-1-1 保育サービス等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ファミリーサポートセンター事業の事務局を2か所（恵那1、恵南1）設置し、平成21年度には年間1,000件以上の利用をめざす。</li> <li>■乳幼児とその親が気軽につどい、交流できる場の整備を推進する。</li> <li>■保育ニーズの変化・拡大に対応した保育サービスの充実に努める。</li> </ul>	子育て支援課 子育て支援課 子育て支援課	1-2-1(p.45) 1-2-3(p.49) 1-3-2(p.53)
1-1-2 放課後児童健全育成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■教育委員会との連携を図り「放課後こども教室」と「放課後児童クラブ」（学童保育）の一体的な取り組みを行う。</li> <li>■現在、協議を重ねている放課後子どもプランの中で一体的な取り組みを行う。</li> </ul>	子育て支援課 学校教育課 社会教育課	1-2-3(p.49) 1-2-3(p.49)
1-1-4 地域子育て支援センター事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■こども元気プラザを中心として、各地域子育て支援センターと連携し子育て支援に関する情報収集・提供を行う。</li> </ul>	子育て支援課	1-3-1(p.51) 1-3-2(p.53)
1-3-1 障害のある子どもと家庭への支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「発達相談事業」において相談員が、市内の保育園や幼稚園を巡回し、相談や個別指導を行う。「高機能広汎性発達障害児療育相談事業」は「発達相談事業」へ移行。</li> </ul>	子育て支援課	1-3-2(p.53)
1-3-2 児童虐待の対応強化と防止策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■産前産後の期間において、体調不良及び育児ストレスにより家事及び育児を行うことが困難な家庭へ育児ヘルパーを派遣し支援する「育児支援ヘルパー派遣事業」を推進する。</li> <li>■子ども相談センター等の関係機関との連携を強化し、相談機能の強化を図る。</li> <li>■児童虐待防止のため、健診・教室・相談・訪問などを通して、適切な育児ができるよう支援する。児童虐待の疑い・通報があった場合、関係機関と連携を強化する。</li> </ul>	子育て支援課 子育て支援課 健康推進課	1-2-1(p.45) 1-3-2(p.53) 1-3-2(p.53)
1-3-3 ひとり親家庭への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■母子自立支援員を継続して配置する。</li> </ul>	子育て支援課	1-3-2(p.53)

推進項目		今後の展開	所管	地域福祉計画で該当する推進の方向
2-1-3	母子健康教育・相談の推進	■子どもの健やかな成長発達支援と、育儿支援を目的に引き続き教室・相談事業を実施する。	健康推進課	1-3-2(p.53)
3-1-1	異世代交流・体験学習の推進	■保育園と高齢者などの交流事業の継続。 ■えな花の木スポーツクラブ（恵那西中学校区）、飯中笠クラブ（恵那北中学校区）設立準備中。	子育て支援課 スポーツ課	1-1-2(p.42) 1-1-2(p.42) 1-2-3(p.49)
3-1-2	こころのケアの推進	■家庭児童相談員を配置し、各種相談に応じる。 ■教育相談室を2か所設置し相談に応じる。	子育て支援課 学校教育課	1-3-2(p.53) 1-3-2(p.53)
4-2-2	安心して遊べる場の整備と居場所づくりの推進	■児童センターを遊びの場として提供することを継続して行う。 ■「あなたの子育て応援誌 大きくなあれ」により情報提供を継続して行う。 ■放課後の学校等を利用した放課後子ども教室を開催し子どもたちが安心・安全な居場所でいろいろな体験ができるよう推進する。	子育て支援課 子育て支援課 社会教育課	1-2-3(p.49) 1-2-3(p.49) 1-2-3(p.49)
5-1-1	地域の拠点づくりの充実	■子ども元気プラザでの相談窓口機能を充実させ、各機関との連携を図る。 ■発達相談窓口を中心として各関係機関の連携強化を図る。 ■子ども元気プラザを子育て家庭の総合相談窓口として紹介、連携をとっていく。 ■初期相談を受けた場合、関係機関と連携をとっていく。 ■保護者の相談に応じて、適切な専門相談窓口の紹介などを行う。	子育て支援課 子育て支援課 健康推進課 健康推進課 学校教育課	1-3-1(p.51) 1-3-2(p.53) 1-3-3(p.56) 1-3-2(p.53) 1-3-3(p.56) 1-3-2(p.53)

## やろまいか！ 支えあうまち えな

推進項目		今後の展開	所管	地域福祉計画で該当する推進の方向
5-1-2	地域の子育て情報の提供体制の整備	<p>■広報えなの毎月15日号の「子育てのひろば」で情報提供を継続して行う。子育てに関するさまざまな情報をまとめた「あなたの子育て応援誌 大きくなあれ」を継続して作成し配布する。</p>	子育て支援課	1-3-1(p.51)
5-2-1	地域住民の交流促進と当事者活動の推進	<p>■地域内の自治会、青少年育成会議、NPOや地域自治組織内の部会が連携し、子育てや青少年についての一過性ではない行事の支援をする。</p> <p>■恵那市まちづくり市民活動推進助成金、地域づくり補助金により支援を行っている。また、持続可能な活動に続けていくための支援を行う。</p>	まちづくり推進課 まちづくり推進課	1-1-3(p.44) 1-2-2(p.47)

### (5) 男女共同参画プラン

推進項目		今後の展開	所管	地域福祉計画で該当する推進の方向
1-1-3	高齢者の役割	<p>■世代間交流を促進し、若い世代へのサポート役として活躍できるよう、また高齢者の生きがいづくりとしての機能も生かせる機会の提供に努める。</p>	高齢福祉課	1-1-3(p.44)
1-3-1	介護の家族での共有化	<p>■認知症高齢者家族の会を開催し、認知症家族の介護の体験を話しあい交流することで心身の疲労を癒し、認知症に対する知識や対応を研修する。</p>	高齢福祉課	1-3-2(p.53)
1-3-2	在宅介護支援サービスと相談体制の充実	<p>■「高齢者いきいきサービスマップ」を、より見やすいものに内容を見直し、引き続き配布する。</p> <p>■引き続き、介護相談員の活動や福祉総合相談窓口、福祉あんしんサポートセンターの充実に努める。相談体制を充実するため、地域包括支援センターを中心に「福祉総合相談ネットワーク」を確立する。</p>	高齢福祉課 高齢福祉課	1-3-1(p.51) 1-3-2(p.53)

推進項目		今後の展開	所管	地域福祉計画で該当する推進の方向
1-4-2	子どもの人権の尊重	■子ども相談センター等の関係機関との連携を強化し、相談機能の強化を図る。	子育て支援課	1-3-2(p.53)
		■乳幼児健診等の場で、子どもの様子を観察・保護者の訴えなどに耳を傾け、適切な子育てができるよう支援する。	健康推進課	1-3-2(p.53)
		■地域の各種機関で連携し、虐待の早期発見と早期対応に努める。	学校教育課	1-3-2(p.53)
		■人権尊重教育の中に子どもの人権も含めた視点を入れ、人権教育の啓発を進める。	社会教育課	1-3-2(p.53)
1-4-3	障害者の人権尊重	■障がい者の立場に立った人権教育を全教育活動を通して進める。特に「ひびきあいの日」の事業を核として進める。	学校教育課	1-1-1(p.40)
		■人権尊重教育の中に障がい者の人権も含めた視点を入れ、人権教育の啓発を進める。	社会教育課	1-1-1(p.40)
1-5-2	男女差別のない家庭と地域のかかわり	■多様性を認めあえる社会意識を醸成し、男女の区別から来る役割をなくし、地域活動においても、幅広い参加が可能な仕組づくりの支援をする。	まちづくり推進課	1-1-3(p.44)
2-1-1	女性は補助的な役割という固定概念の解消	■地域自治組織内で男女の固定概念を少しでも拭い去るような地道な意識改革の取り組みを支援する。	まちづくり推進課	1-1-3(p.44)
2-1-3	福祉サービス利用の啓発	■福祉総合相談窓口や、福祉あんしんサポートセンターにおいて、福祉サービスの利用啓発に努める。	高齢福祉課	1-3-2(p.53)
		■福祉関連機関との連携をとり、福祉サービスの情報提供の充実に努める。	社会福祉課 子育て支援課	1-3-2(p.53)
2-2-1	地域社会における慣例の改革	■地域社会における慣例の改革を期をとらえて支援する。	まちづくり推進課	1-1-3(p.44)

## やろまいか！ 支えあうまち えな

推進項目	今後の展開	所管	地域福祉計画で該当する推進の方向
2-3-1 子育ての社会化 (地域の子育て支援)	<p>■平成21年度までに9か所の学童保育を開設できるように検討する。児童センター遊びの場として提供することを継続して行う。</p> <p>■恵那市次世代育成支援行動計画の進捗状況を把握し、必要に応じて事業・施策の実施、見直し、改善を図る。</p>	子育て支援課 子育て支援課	1-2-3(p.49) 1-3-2(p.53)
2-3-3 子育て相談の充実	■こども元気プラザの活用推進と、気軽に子育て相談ができる機会や窓口の充実に努める。	子育て支援課	1-3-2(p.53)
2-3-5 地域での介護支援	<p>■アンケート調査の実施により、介護ニーズを把握し、制度周知に努める。</p> <p>■地域懇談会など地域住民の声を広く聞く機会を設け、広報・ケーブルTV・地域広報などでPRし、理解を深めるように支援する。</p>	高齢福祉課 まちづくり推進課	1-3-2(p.53) 1-3-2(p.53)

第

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13

節

## 思いやりの心を育てる ひとづくり

### 2-1 ボランティア・市民活動に取り組む人づくり

#### 方針

ボランティア・市民活動に参加する人づくりを進めるために、各種講座の開催などで、ボランティアに取り組む気運づくりを継続的に進めます。

#### 2-1-1 ボランティア・市民活動を行う人材の育成

#### 課題

1. ボランティア活動に取り組む新規メンバー（特に若い世代と男性）の加入が少なく、ボランティアをしている人が高齢化しています。新たにボランティア活動に取り組む人を増やしていく必要があります。
2. 地域活動やボランティアを引っ張るリーダーが不在で、現状では地区役員がリーダーとなるなど、あて職によるリーダーが多くなっています。また、リーダーの中には仕事が休みないなどの問題もあり、リーダーの育成が求められます。
3. 地域活動やボランティア活動の参加者の一層の意識向上が求められます。
4. 現状では、目的ごとに行われる継続的な研修がないため、人材育成の一層の充実が求められます。

解決に向けて

#### 実施項目1

#### ボランティア活動に取り組む気運の向上

- 市と市民の協働による、ボランティアのまちづくりをめざします。
- 「一人一ボランティア」を合い言葉とするボランティア活動の推進を図り、ボランティア活動を行う気運を高めます。

#### 実施項目2

#### ボランティア活動に取り組む機会の確保

- 小中高生がボランティア活動に取り組むための「親子ボランティア活動」や「夏休み福祉体験教室」などを開催します。
- 出前講座に「ボランティア講座」を加え、ボランティア活動に興味がある人が気軽にボランティア活動について学習でき、実践につなげていける機会を確保します。

↳ <関連の深い他の推進の方向>

3-1-3 生涯学習・生涯スポーツの推進

実施項目3

ボランティア講座のプログラムづくり

- 市社協恵那市ボランティア・市民活動支援センター、まちづくり市民協会※と行政が連携して、地域のボランティニアーズにあったボランティア講座のプログラムづくりを進めます。
- 現在取り組まれている活動の基盤を強化したり、ボランティアグループがN P O法人にステップアップするのを支援するためのボランティアステップアップ講座を行います。

※まちづくり市民協会

- ◆まちづくり活動の支援と市民のまちづくりを担う力を引き出すことに努め、また中間支援組織として、市民、企業及び行政と協働して、恵那市のまちづくりに貢献する団体。

実施項目4

ボランティアリーダーやボランティアアドバイザーの養成

- 現在、ボランティア活動に取り組んでいる人を対象に、ボランティア活動を推進するボランティアリーダーの養成講座や、ボランティア活動に取り組む人をサポートするボランティアアドバイザーの養成講座を開催します。

【実施計画】

実施項目	実施期間（年度）					実施主体				推進圏域	関連する課
	20	21	22	23	24	市	社協	事業者	市民		
1 ボランティア活動に取り組む 気運の向上	●				→	○	○	○	○	全 域	福祉関連課※ <sup>1</sup> 教育関連課※ <sup>2</sup> まちづくり推進課
2 ボランティア活動に取り組む 機会の確保	●				→	○	○	○	○	全 域	福祉関連課 教育関連課 まちづくり推進課
3 ボランティア講座のプログラ ムづくり	●				→	○	○	○		全 域	福祉関連課 まちづくり推進課
4 ボランティアリーダーやボラ ンティアアドバイザーの養成	●				→	○	○			全 域	福祉関連課 教育関連課 まちづくり推進課

※1社会福祉課や高齢福祉課、子育て支援課、健康推進課など

※2学校教育課や社会教育課など

## 2-1-2

## ボランティア・市民活動の組織化支援

## 課題

1. 新たにボランティア活動をしたいと思っても、既存のボランティア団体に参加するのがためらわれるなどの問題があります。一方で、ひとりで活動しようと思うと、何をしたらよいのかわからない、長続きしないなどの問題があります。そのため、新たにボランティア活動をはじめようと思っている人たちが、必要に応じてボランティアグループを結成できる仕組みづくりが求められます。

## 解決に向けて

## 実施項目1

## ボランティアグループの結成を前提としたボランティア講座の開催

- ボランティアニーズに即したボランティア講座や、地域ごとのボランティア講座を開催し、これらの講座の受講者が一つのグループとして受講後にボランティア活動を行っていける仕組みづくりを行います。

↳ <関連の深い他の推進の方向>

2-1-1 ボランティア・市民活動を行う人材の育成

## 実施項目2

## ボランティアグループ結成の支援

- ボランティアグループを結成しようとしている人に対し、参加者の呼びかけやボランティアニーズなどに関する情報提供、活動拠点の提供など、必要な支援を行います。

## 【実施計画】

実施項目	実施期間 (年度)					実施主体				推進圏域	関連する課
	20	21	22	23	24	市	社協	事業者	市民		
1 ボランティアグループの結成を前提とした講座の開催	●				→	○	○			全 域	まちづくり推進課 教育関連課 <sup>※1</sup> 福祉関連課 <sup>※2</sup>
2 ボランティアグループ結成の支援	●				→	○	○	○		全 域	まちづくり推進課 教育関連課 福祉関連課

※1 学校教育課や社会教育課など

※2 社会福祉課や高齢福祉課、子育て支援課、健康推進課など

## 2-2 ボランティア・市民活動の体制づくり

### 方針

地区ごとにセンター機能を設け、情報提供の仕組みをつくります。また、ボランティア・市民活動の活性化に向けた支援を行うとともに、ボランティア・市民活動のネットワークづくりも進めています。

#### 2-2-1 ボランティア・市民活動のセンター機能の構築

##### 課題

1. ボランティア活動をしたくても、きっかけや活動の場がないと感じている人がいます。一方で、ボランティアをしている人の中にはボランティアニーズの把握ができないという人もあります。そのため、ボランティア活動をコーディネートする機能が求められています。
2. ボランティアについての情報がうまく流れていらないなど、PR不足なため、一層のPRと情報提供の強化が必要です。
3. ボランティア・市民活動団体の活動拠点や事務局機能が求められています。
4. 「いつでも、どこでも、何でも」できるボランティアなどの仕組みが必要です。

解決に向けて

#### 実施項目1

#### 地区ボランティアセンター（仮称）機能の設置

- 市社協恵那市ボランティア・市民活動支援センターやまちづくり市民協会と連携して、13地区ごとに各地区に適した方法（中核となる団体や設置場所など）で地区ボランティアセンター（仮称）機能（窓口）を設置します。取り組みが進んでいる地区をモデルケースとして参考にしながら全市的に取り組んでいきます。

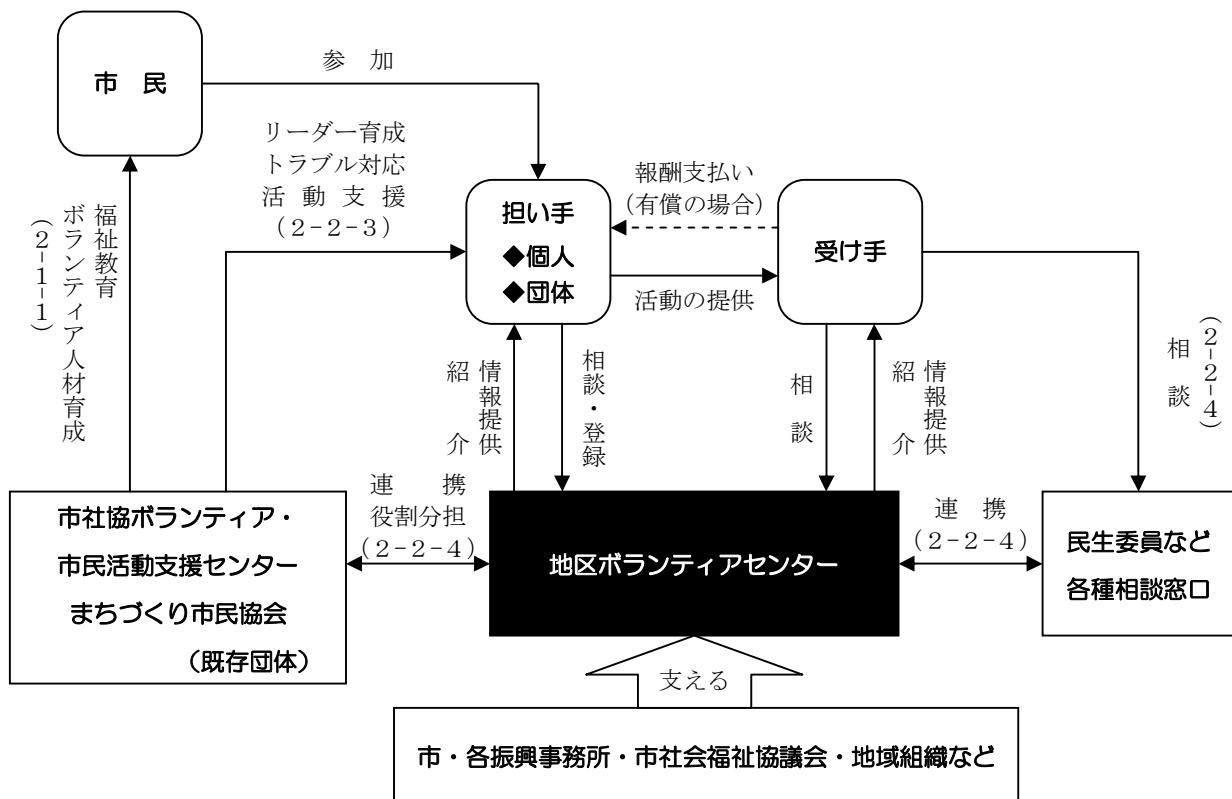
#### 実施項目2

#### 地区ボランティアセンター（仮称）でのボランティアコーディネートの実施

- 地区ボランティアセンター（仮称）は、地区的ボランティア活動に関する情報提供やPR、ボランティアを行いたい人や必要とする人からの各種相談受付、ボランティア活動の募集や登録などのボランティアコーディネートなどを行います。

→ <関連の深い他の推進の方向>

- 1-2-1 地域での見守り・助けあいの推進
- 1-2-3 子どもの居場所づくり・学童保育の推進
- 2-2-3 ボランティア・市民活動のネットワークの構築



### 実施項目3 情報提供の仕組みづくり

■ ファミリーサポートセンター、シルバー人材センター、市協恵那市ボランティア・市民活動支援センター、出前講座講師派遣の情報を地区ボランティアセンター（仮称）から提供する仕組みをつくります。

↳ <関連の深い他の推進の方向>

1-3-1 広報・啓発活動の充実

3-1-3 生涯学習・生涯スポーツの推進

### 【実施計画】

実施項目	実施期間（年度）					実施主体				推進圏域	関連する課
	20	21	22	23	24	市	社協	事業者	市民		
1 地区ボランティアセンター（仮称）機能の設置	●				→	○	○		○	地区	まちづくり推進課 社会福祉課
2 ボランティアコーディネートの実施	●				→	○	○		○	地区	まちづくり推進課 社会福祉課
3 情報提供の仕組みづくり	●				→	○	○	○	○	地区	まちづくり推進課 社会福祉課

## 2-2-2

## ボランティア・市民活動の活性化

課題

1. ボランティア・市民活動を行うための活動資金が足りないため、活動資金に対する支援が求められています。
2. ボランティア・市民活動において、事故やトラブルがあったときの対応が問題となっています。事故やトラブルに対応できる仕組みが必要です。

解決に向けて

### 実施項目1

### ボランティア活動資金確保に向けた支援

- 市社会福祉協議会でボランティア・市民活動の活動費用の一部を助成しているほか、各種財団などでも助成を行っている団体があるため、それらの情報提供を行い、利用促進を図ります。
- ボランティア・市民活動団体が、活動費用の確保のための活動（たとえばバザーなど）を行う際には、会場の提供やPRなど、必要な支援を行います。
- まちづくり市民活動推進助成制度を充実させ、それを活用した支援を行います。

### 実施項目2

### 有償ボランティア、またはエコマネー導入の検討

- 配食サービスや移送サービスなど、一定の費用がかかるボランティア・市民活動を行うにあたっては、実施にかかる実費分を利用者から徴収する「有償ボランティア」の導入について、各地の事例なども踏まえながら検討します。
- ボランティア・市民活動の活性化を図るために、「エコマネー」などの仕組みを紹介するとともに、導入の検討を行います。

### 実施項目3

### 市社会福祉協議会のボランティア保険の積極活用

- ボランティア・市民活動中の事故やトラブルに対応できるよう、市社会福祉協議会で運用しているボランティア保険の情報提供を行い、利用を促進します。なお、このボランティア保険は、市社会福祉協議会と何らかのかかわりがあることが前提となるため、市内のボランティア・市民活動を行う団体や個人について、市社会福祉協議会での位置づけの検討を行います。

## 【実施計画】

実施項目	実施期間（年度）					実施主体				推進圏域	関連する課
	20	21	22	23	24	市	社協	事業者	市民		
1 ボランティア活動資金確保に向けた支援	●				→	○	○	○		全 域	関係各課※ <sup>1</sup>
2 有償ボランティア、またはエコマネー導入の検討	●				→	○	○	○	○	全 域	まちづくり推進課 福祉関連課※ <sup>2</sup>
3 市社会福祉協議会のボランティア保険の積極活用	●				→	○	○		○	全 域	まちづくり推進課 福祉関連課 教育関連課※ <sup>3</sup>

※1 各種ボランティア団体と関わりのある課

※2 社会福祉課や高齢福祉課、子育て支援課、健康推進課など

※3 学校教育課や社会教育課など

### 2-2-3 ボランティア・市民活動のネットワークの構築

課題

1. ボランティア・市民活動団体間の横の連携が弱く、ネットワークが必要です。
2. ボランティア・市民活動団体と地域組織との連携が必要です。
3. ボランティア・市民活動団体と市社協恵那市ボランティア・市民活動支援センター、まちづくり市民協会との連携が必要です。
4. 市社協恵那市ボランティア・市民活動支援センターとまちづくり市民協会、地区ボランティアセンター（仮称）の位置づけの明確化と役割分担、連携が必要です。

解決に向けて

#### 実施項目1

#### 地区ごとのボランティア・市民活動団体の交流会の開催

- 地区ボランティアセンター（仮称）が主催して、地区内のボランティア・市民活動団体が集まり、情報交換や交流を図る交流会を必要に応じて開催します。
- ボランティアのネットワークづくりを行います。

#### 実施項目2

#### まちづくり組織との連携

- 地区的ボランティア・市民活動団体・まちづくり組織など、地域内組織のネットワークをつくります。

#### 実施項目3

#### 地区を越えたボランティアの連携

- 地区を越えてボランティアグループが集まり、情報交換や交流を図る機会を設けます。

#### 実施項目4

#### 地区ボランティアセンター（仮称）と各種相談窓口の連携強化

- 地区ボランティアセンター（仮称）と民生委員・児童委員、福祉委員、福祉総合相談窓口、市社会福祉協議会の総合相談窓口などとの連携を図り、支援が必要な人（団体）に対し、必要な支援が提供される仕組みを構築します。

#### 実施項目5

#### 地区ボランティアセンター（仮称）と既存ボランティア支援組織との連携

- 地区ボランティアセンター（仮称）では、地区内のボランティア活動の情報提供や拠点提供、コーディネートを行い、市社協恵那市ボランティア・市民活動支援センターとまちづくり市民協会は、協働してボランティア人材の育成や活動支援を行うなど、役割分担を明確にします。また、地区ボランティアセンターと市社協恵那市ボランティア・市民活動支援センター、まちづくり市民協会の連携を図っていきます。

## 【実施計画】

実施項目	実施期間（年度）					実施主体				推進圏域	関連する課
	20	21	22	23	24	市	社協	事業者	市民		
1 地区ごとのボランティア・市民活動団体の交流会の開催	●				→	○	○		○	地区	まちづくり推進課 社会福祉課
2 まちづくり組織との連携	●				→	○	○	○	○	地区	まちづくり推進課 福祉関連課※ <sup>1</sup>
3 地区を越えたボランティアの連携	●				→	○	○		○	全域	まちづくり推進課 福祉関連課 教育関連課※ <sup>2</sup>
4 地区ボランティアセンター（仮称）と各種相談窓口の連携強化	●				→	○	○	○	○	全域	まちづくり推進課 福祉関連課
5 地区ボランティアセンター（仮称）と既存組織との連携	●				→	○	○		○	全域	まちづくり推進課 福祉関連課 教育関連課

※1 社会福祉課や高齢福祉課、子育て支援課、健康推進課など

※2 学校教育課や社会教育課など

## 関連する計画の今後の展開

### (1) 総合計画

推 進 項 目		今 後 の 展 開	所 管	地域福祉計画で該当する推進の方向
1-3-1	地域福祉を担う人材の育成	■地域福祉計画策定に伴い、地域参加活動の促進を行う。	社会福祉課	2-1-1(p.67) 2-1-2(p.69)
6-1-2	まちづくりを担う人材育成	■まちづくり市民協会と連携して、ボランティア育成やまちづくり学習等の機会の活用、まちづくりリーダー育成の講座等を企画し、まちづくりを担う人材を育成する。 ■まちづくりネットの構築の推進を図る。	まちづくり推進課 まちづくり推進課	2-1-1(p.67) 2-1-2(p.69) 2-2-3(p.74)
6-4-3	ボランティア・NPO活動の促進	■まちづくり学習、ボランティア講座の実施。まちづくりネットの構築及び市民活動推進助成金によるNPO育成支援。 ■自治連活動の支援（地縁からコミュニティへ）。	まちづくり推進課 まちづくり推進課	2-2-2(p.72) 2-2-2(p.72)

### (2) 老人保健福祉計画・介護保険事業計画

推 進 項 目		今 後 の 展 開	所 管	地域福祉計画で該当する推進の方向
第6章	恵那市社会福祉協議会	■市社会福祉協議会と連携し、要支援者への支援、介護保険事業の充実に努める。	高齢福祉課	2-2-1(p.70)
第6章	ボランティア・NPO団体	■各所属部署における連携の確立。 ■連携、企画・調整等を市民と行えるよう福祉関係職員の意識改革と育成を支援する。	健康推進課 まちづくり推進課	2-2-3(p.74) 2-2-3(p.74)

## (3) 障害者福祉計画

推進項目	今後の展開	所管	地域福祉計画で該当する推進の方向
6-3-1 ボランティア活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>■今後もボランティア活動や養成講座の支援に努める。</li> <li>■広報等でボランティア活動のPRを図る。</li> <li>■市社会福祉協議会のボランティアコーディネーターの活動や障がい者自身が取り組むボランティア活動の支援に努める。</li> <li>■ボランティア活動の連携体制づくりに努める。</li> <li>■恵那特別支援学校との連携によりボランティア養成講座を開催する。</li> <li>■ボランティア活動の紹介とボランティアコーディネートの仕組みづくりを検討する。</li> <li>■ボランティア連絡会議（市社協、まちづくり推進、社教、市民協会、文化セ）で連携をとりPRする。</li> </ul>	社会福祉課  社会福祉課  社会福祉課 高齢福祉課  社会福祉課  子育て支援課  子育て支援課  まちづくり推進課	2-1-1(p.67)  2-1-2(p.69)  2-2-2(p.72)  2-2-3(p.74)  2-1-2(p.69)  2-2-2(p.72)  2-2-3(p.74)  2-1-2(p.69)

## (4) 次世代育成支援行動計画

推進項目	今後の展開	所管	地域福祉計画で該当する推進の方向
3-1-1 異世代交流・体験学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■中高生を対象に、認知症サポーター養成講座を開催する。</li> <li>■ジュニアリーダーズの活動を多くの市民に知ってもらい、活動の場を広げる。</li> <li>■マラソン大会等全国的な大イベントにボランティアを募集する。</li> <li>■児童センターの行事等において、ボランティアが活動できる場を提供する。</li> </ul>	高齢福祉課  社会教育課  スポーツ課  子育て支援課	2-1-1(p.67)  2-1-1(p.67)  2-1-1(p.67)  2-1-1(p.67)
5-2-2 地域の子育てボランティア等の育成	■子育て支援ボランティアを養成するため、「子育てサポーター養成講座」を継続して実施する。	子育て支援課	2-1-1(p.67) 2-1-2(p.69) 2-2-1(p.70)

(5) 男女共同参画プラン

推進項目	今後の展開	所管	地域福祉計画で該当する推進の方向
2-3-2 ボランティアによる子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子育て支援ボランティアを養成するため、「子育てサポーター養成講座」を継続して実施する。</li> <li>■子育て支援者養成講座開催時に協力していく。</li> <li>■講演会の開催時に託児希望者には託児ボランティアによる託児を行う。</li> <li>■ボランティア意識を持った、子育て支援に取り組んでみようと思う人を増やして、学びを高める機会（講座）を提供し、自信とプライドを持って子どもを育てることができる人が増えるような支援をする。</li> <li>■ボランティア登録者の保険加入を市社会福祉協議会と連携して促進する。</li> </ul>	子育て支援課 健康推進課 社会教育課 まちづくり推進課 子育て支援課	2-1-1(p.67) 2-1-2(p.69) 2-2-1(p.70) 2-1-2(p.69) 2-2-1(p.70) 2-1-1(p.67) 2-1-2(p.69) 2-2-1(p.70) 2-1-1(p.67) 2-1-2(p.69) 2-2-1(p.70) 2-2-2(p.72)
2-3-5 地域での介護支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>■アンケート調査の実施により、介護ニーズを把握し、制度周知に努める。</li> <li>■まちづくりネットの構築の推進を図る。</li> </ul>	高齢福祉課 まちづくり推進課	2-2-2(p.72) 2-2-2(p.72)

## 安心して住み続けられる まちづくり

### 3-1 健康・生きがいづくり

#### 方針

健康の保持・増進のため、地域医療体制の整備に努めるとともに、健康づくりや介護予防のための市民の主体的な取り組みを支援します。また、市民の生きがいづくりに向けて生涯学習・生涯スポーツの推進に努めます。

#### 3-1-1 地域医療体制の整備

##### 課題

1. 土日・祭日・夜間の診療体制の整備が求められています。
2. 中山間地など市街地から離れている地域の救急体制に不安があり、整備が求められています。
3. 恵那市には、産婦人科がないため、広域で対応できる体制を整える必要があります。
4. 医師、看護師などの医療スタッフの充実や診療科目の充実が求められています。

#### 解決に向けて

##### 実施項目1

##### 土日・祭日・夜間の診療体制の充実

■休日当番医、歯科当番医制は、現在は旧恵那市で1か所、恵南で1か所ずつの持ち回りで実施していますが、地域の開業医との連携強化について医師会等とさらなる充実について協議します。

##### 実施項目2

##### 中山間地の救急体制の充実

■中山間地での救急対応は、市街地との連携を十分に図り、適切に対応していきます。  
■消防分署や救急業務などは、恵那市全域の体制を考慮し、適正配置に努めます。

##### 実施項目3

##### 産婦人科医の確保

■行政の最優先課題として、産婦人科の充実に取り組みます。地域周産期母子医療センターを核として東濃東部の産婦人科医師の確保と産婦人科の設置について関係機関に働きかけを行います。

**実施項目4**

**医療スタッフの充実**

■地域密着型で住民が安心できる医療をめざし、患者の立場に立った接遇や職員の技量向上を図ります。

**実施項目5**

**診療科目の充実**

■診療科目の充実については、施設の特色を生かし、総合診療から専門医療への連携を確立・強化します。

**【実施計画】**

実施項目	実施期間（年度）					実施主体				推進圏域	関連する課
	20	21	22	23	24	市	社協	事業者	市民		
1 土日・祭日・夜間の診療体制の充実	●				→	○		○		全 域	病院管理課 健康推進課
2 中山間地の救急体制の充実	●				→	○		○		全 域	病院管理課 消防本部
3 産婦人科医の確保	●				→	○				全 域	病院管理課
4 医療スタッフの充実	●				→	○		○		全 域	病院管理課
5 診療科目の充実	●				→	○		○		全 域	病院管理課

## 3-1-2

## 健康づくり・介護予防体制の整備

## 課題

1. 健康に関する市民の自己管理意識の向上が必要です。
2. 健康づくりの機会が乏しいため、市民が主体的に取り組んでいる健康づくりをサポートするとともに、多様な健康づくりへの支援体制を整備する必要があります。
3. 健康・福祉エリア※を設け、乳幼児から高齢者まで誰もが活用できる場とする必要があります。
4. 介護予防に向けて、気軽に相談できる窓口の充実とPRが必要です。
5. 各地区に介護予防拠点が必要です。

※健康・福祉エリア

◆誰もが集まれ、健康づくりや福祉的なさまざまなことができる、たまり場的な場所。

解決に向けて

## 実施項目1

## 健康に関する自己管理意識の向上のための啓発

■広報紙やケーブルTV等を有効活用し、健康に対する自己管理意識向上の啓発を行います。

■健康意識の向上を図るため、テレビで放送している優良な健康番組の情報を提供します。

↳ &lt;関連の深い他の推進の方向&gt;

1-3-1 広報・啓発活動の充実

## 実施項目2

## 健康づくりの機会の提供

■「高齢者いきいき健康教室」など、仲良しグループをつくって楽しみながら健康づくりに取り組める機会を設けます。

■小学生が夏休みに取り組んでいるラジオ体操について、地区の大人も一緒に参加でき、年間を通じて行える体制をつくります。

■ケーブルTVで、介護予防講座などを放送します。

## 実施項目3

## 市民が主体的に取り組む健康づくり活動への支援

■地区ボランティアセンター（仮称）機能の仕組みを利用して、健康づくりを行う団体に対して講師（指導者）の情報提供などの支援をします。

■健康づくりに取り組むグループ（「福祉村」など）やスタッフの養成を行います。

■主体的に健康づくりを行うボランティア団体が継続して活動できるように必要な支援を行っていきます。

↳ &lt;関連の深い他の推進の方向&gt;

2-2-1 ボランティア・市民活動のセンター機能の構築

2-2-2 ボランティア・市民活動の活性化

3-1-3 生涯学習・生涯スポーツの推進

**実施項目4**

**誰もが活用できる健康・福祉エリア（〇〇ひろば）の設定**

■子どもから高齢者までが集まれるような場所（マレットゴルフ場を活用するなど）を確保し、講座の開催等各種企画を行うことのできる健康・福祉エリアをつくります。

**実施項目5**

**介護予防のための相談窓口の充実**

■介護予防や健康づくりに関して、気軽に相談できる窓口を充実するとともにPRします（地域包括支援センターや福祉あんしんサポートセンター）。

↳ <関連の深い他の推進の方向>

1-3-2 相談体制の充実とサービスの利用しやすさの向上

**実施項目6**

**地域の介護予防拠点の確保**

■各地区の福祉センターや地域の集会所などの施設を活用し、地域包括支援センターを中心となって地域の介護予防を進めます。

**【実施計画】**

実施項目	実施期間（年度）					実施主体				推進圏域	関連する課
	20	21	22	23	24	市	社協	事業者	市民		
1 健康に関する自己管理意識向上のための啓発	●				→	○		○	○	全 域	情報課 まちづくり推進課 健康推進課
2 健康づくりの機会の提供	●				→	○	○	○	○	全 域	情報課 まちづくり推進課 健康推進課 福祉関連課 <sup>※1</sup> 教育関連課 <sup>※2</sup>
3 市民が主体的に取り組む健康づくり活動への支援	●				→	○	○		○	全 域	福祉関連課 まちづくり推進課 健康推進課
4 誰もが活用できる健康・福祉エリア（〇〇ひろば）の設定	●				→	○	○		○	地 区	福祉関連課 教育関連課
5 介護予防のための相談窓口の充実	●				→	○	○	○		全 域	高齢福祉課
6 地域の介護予防拠点の確保	●				→	○	○	○		全 域	高齢福祉課 社会福祉課

※1社会福祉課や高齢福祉課、子育て支援課など

※2学校教育課や社会教育課、スポーツ課など

## 3-1-3

## 生涯学習・生涯スポーツの推進

## 課題

1. 出前講座は内容が限られており、市民のニーズを十分に反映したものになってしまふ。多様性に富んだ出前講座が必要です。
2. 地元でさまざまな能力をもった人材を発掘し、出前講座の講師として活用していくことが求められています。
3. ボランティア人口を増やすために、生涯学習の一環としてボランティア講座を増やす必要があります。また、ボランティアの継続のためには、少なくとも交通費等の実費程度は支給する必要があります。
4. 総合型地域スポーツクラブを地域に定着させます。そのためにも地域の既存施設を有効利用する必要があります。

## 解決に向けて

## 実施項目1

## 出前講座の内容の多様化

- 出前講座の内容は、たとえば高齢者のカラオケ教室などの娯楽に関するものも含め、市民のニーズをとらえて参加しやすい講座を多種多様に幅広く実施します。
- 出前講座にボランティアに関する講座を増やします。
- 地区ボランティアセンター（仮称）機能の仕組みを利用し、地域の中にいるさまざまな能力のある人を講師として派遣できるよう支援します。
- 出前講座の講師として、地域の中のさまざまな能力のある人材の発掘、登録を推進します。また、出前講座の講師の活動を保障するため、有償ボランティアの導入も検討します。

## ↳ &lt;関連の深い他の推進の方向&gt;

- 2-1-1 ボランティア・市民活動を行う人材の育成
- 2-2-1 ボランティア・市民活動のセンター機能の構築
- 2-2-2 ボランティア・市民活動の活性化

## 実施項目2

## 地区公民館等を活用した生涯学習の推進

- 地区公民館や福祉センター、地域の集会所などを活用し、地域住民が地域の介護や子育てなどの問題・課題について学習し、その解決のために取り組む機会を確保します。
- ↳ <関連の深い他の推進の方向>
- 1-1-2 近所づきあいや地域での交流の促進

## 実施項目3

## 総合型地域スポーツクラブの一層の推進

- 地域住民が主導となって運営し、子どもから高齢者までがスポーツに取り組むための総合型地域スポーツクラブが地域に定着し、誰もが参加でき、親しみやすいものとなるよう、運営の工夫を行います。

【実施計画】

実施項目	実施期間（年度）					実施主体				推進圏域	関連する課
	20	21	22	23	24	市	社協	事業者	市民		
1 出前講座の内容の多様化	●				→	○			○	全 域	まちづくり推進課 福祉関連課 <sup>*1</sup>
2 地区公民館等を活用した生涯 学習の推進	●				→	○			○	全 域	まちづくり推進課 福祉関連課 教育関連課 <sup>*2</sup>
3 総合型地域スポーツクラブの 一層の推進	●				→	○			○	全 域	スポーツ課 まちづくり推進課

※1 社会福祉課や高齢福祉課、子育て支援課、健康推進課など

※2 学校教育課や社会教育課、スポーツ課など

## 3-2 安心で暮らしやすいまちづくり

### 方針

安心で暮らしやすいまちの実現に向けて、地域をあげての防災・防犯対策に取り組みます。また、移動困難者の移動手段の確保に取り組み、道路や公共施設等のバリアフリー化を推進します。

#### 3-2-1

#### 防災体制の整備

##### 課題

1. 災害時の助けあいのためには、日頃からの声かけなど人ととの意思疎通が重要であり、日頃から近隣との関係をしっかりと築く必要があります。
2. 災害時に備え、地域や家庭での対応策を準備しておく必要があります。具体的には、災害時の避難誘導や災害弱者の安否確認などを地域で行える仕組みづくりが必要であり、地域での自主防災組織の育成・強化が求められます。
3. 避難場所の見直しが必要な地域があります。また、災害時に被災状況やけが人等の情報を集める拠点が地域に必要です。
4. 緊急時の対応体制が地域で徹底されていないため、地域ごとの緊急時の対応体制の確立が必要です。

解決に向けて

#### 実施項目1

#### 防災マップ※の作成・配布と災害時要援護者の把握

- 市、消防署、市社会福祉協議会、地域住民が協力して、防災マップを作成します。作成した防災マップを地域住民に配布して、地域住民一人ひとりが防災意識を高めることができるよう啓発活動を行います。
- 非常時に備え、自治会や福祉委員、民生委員・児童委員などが協力して、高齢者や障がい者などの災害時要援護者を把握し、その結果を防災マップに落とし込み、災害時要援護者に関する情報を共有します。その上で地区ごとの対応を検討します。

↳ <関連の深い他の推進の方向>

1-2-1 地域での見守り・助けあいの推進

※防災マップ

◆災害時に地域内で役立つものや危険なもの、災害時要援護者の情報などを地図上に書き込んだもの。

#### 実施項目2

#### 地区ごとの防災訓練の実施に向けた支援

- 地区ごとに自主的な防災訓練の充実を図っていけるよう、防災や災害時の対応などの研修会を開催するなどの支援を行います。

**実施項目3** 地域での防災体制づくり

- 市内（長島町など）や市外の防災対策の先進地に学びながら、地区ごとの自主防災組織づくりの強化と、災害時の対策を検討し、災害時に備えます。
- 災害時の対応に向けて、行政・消防・自治会の連携を強化します。
- 高齢者、障がい者などの災害時要援護者が、自ら災害時での支援を近所に呼びかけられるよう、災害時の住民による助けあいの意識の向上に努めます。
- 日頃からの防災情報を周知徹底します。
- 災害時対応マニュアルについて、実際に災害が起きたときに対応できるよう見直しと、修正を行い、これを市民に周知します。

**実施項目4** 消防体制の整備

- 昼間に地区にいる消防団の人員を把握し、人員が整わないときの対策を検討します。
- 昼間においても、緊急時に消防団が出動できるよう、各企業へ理解を求めていきます。
- 消防器具、消火栓等について、整備状況に地域間格差があるため、順次整備を検討します。

**【実施計画】**

実施項目	実施期間（年度）					実施主体				推進圏域	関連する課
	20	21	22	23	24	市	社協	事業者	市民		
1 防災マップの作成・配布と災害時要援護者の把握	●				→	○	○	○	○	地区	まちづくり推進課 教育関連課 <sup>※1</sup> 福祉関連課 <sup>※2</sup> 防災対策課
2 地区ごとの防災訓練の実施に向けた支援	●				→	○	○	○	○	地区	まちづくり推進課 防災対策課
3 地域での防災体制づくり	●				→	○	○	○	○	地区	まちづくり推進課 教育関連課 福祉関連課 防災対策課
4 消防体制の整備	●				→	○			○	全域	消防本部 水道課

※1 学校教育課や社会教育課など

※2 社会福祉課や高齢福祉課、子育て支援課など

## 3-2-2

## 防犯体制の整備

## 課題

- 子ども会や学校・地域との連携により、子どもへの防犯教育の充実を図る必要があります。また、地域においてパトロールなどの防犯や不審者対策が必要です。
- ひとり暮らし高齢者などが詐欺や悪質商法の被害者となりやすいため、高齢者の防犯意識の向上や、詐欺、悪質商法を防止するための対策が必要です。また、高齢者等への緊急通報システムの普及が求められています。

## 解決に向けて

## 実施項目1

## 親子で取り組む防犯マップ※の作成

- 親子で防犯マップを作成するなど、家庭での防犯教育を推奨します。また、家庭で作成された防犯マップを学校や地域で発表するなど、家庭・学校・地域での防犯に向けた協力体制の強化に活用します。また、地区ごとの防犯活動に向けた取り組みを各地区で情報交換できる場を設け、改善や充実を図れるよう支援します。

## ※防犯マップ

- ◆「入りやすい」「見えにくい」など、危険な場所のキーワードを基準にまちを点検し、「犯罪が起こりやすい場所」を表示した地図。

## 実施項目2

## 高齢者の防犯意識の向上

- 老人クラブやサロン等の場を活用して、高齢者の防犯意識の向上を図るとともに、日頃、周辺住民の見守りや声かけによる意識づけを図っていきます。

## ↳ &lt;関連の深い他の推進の方向&gt;

- 1-1-2 近所づきあいや地域での交流の促進
- 1-2-1 地域での見守り・助けあいの推進

## 実施項目3

## 地域ぐるみでの防犯活動の推進

- 住民、警察、市、市社会福祉協議会、学校、保育園、幼稚園等の連携・協力による防犯体制の強化に努めます。

- 現在取り組んでいる「動く110番※」は運用方法を工夫します。

## ↳ &lt;関連の深い他の推進の方向&gt;

- 1-1-2 近所づきあいや地域での交流の促進
- 1-2-2 地域での助けあい活動づくり

## ※動く110番

- ◆日頃、営業や配達業務を行っている郵便局や燃料業者などが、業務を通して子どもの安全を見守る活動。車にステッカー・マグネットを貼って目印にしている。

【実施計画】

実施項目	実施期間（年度）					実施主体				推進圏域	関連する課
	20	21	22	23	24	市	社協	事業者	市民		
1 親子で取り組む防犯マップの作成	●				→	○			○	地 区	防災対策課 教育関連課 <sup>※1</sup> まちづくり推進課
2 高齢者の防犯意識の向上	●				→	○	○		○	地 区	防災対策課 高齢福祉課
3 地域ぐるみでの防犯活動の推進	●				→	○	○	○	○	全 域	防災対策課 教育関連課 福祉関連課 <sup>※2</sup>

※1 学校教育課や社会教育課など

※2 社会福祉課や高齢福祉課、子育て支援課など

## 3-2-3

## 移動手段の確保

## 課題

1. 高齢者や障がい者など、移動困難な人の移動を確保するための支援が必要です。
2. バスの利用状況などの実態調査、住民の意向調査などを踏まえ、バス交通体系を検討する中で住民と協働により、バスやその他の方法を含め交通手段の確保について検討する必要があります。
3. ボランティアによる移送支援に対して、情報交換の場づくりや福祉有償運送について、NPOなど多くの民間が参加できるような取り組み基準の作成や支援体制を整える必要があります。

解決に向けて

## 実施項目1

## バス交通の充実

- 各地区で、住民に対しバス利用の意識づくりを図るとともに、利用促進のための施策の検討を行います。
- 各地区にて地域協議会、自治連合会等との協議・検討に基づいて地域の実情に即した運行を検討し、恵那市地域公共交通会議へかけ、結果を公開します。

## 実施項目2

## 移送ボランティアや福祉有償運送に対する支援

- 市で移送ボランティアの運営協議会を立ち上げて、広域での活動（他市のボランティアとの連携）も含めて実施方法を検討するとともに、運営の支援を行います。
- 市社会福祉協議会などの連携により、移送ボランティアに対する技能講習の実施や車両貸与などの支援を行います。また、市社会福祉協議会のボランティア保険の活用や有償ボランティア制、またはエコマネーの活用についても検討します。
- 福祉有償運送に関して、経営等の学習も含めた講習の充実を図ります。

↳ &lt;関連の深い他の推進の方向&gt;

2-1-1 ボランティア・市民活動を行う人材の育成

2-2-2 ボランティア・市民活動の活性化

## 実施項目3

## 障がい者に対する移動支援の推進

- 移動支援事業※や福祉タクシー事業※などを推進し、障がい者の移動手段を確保します。

## ※移動支援

- ◆屋外での移動が困難な障がい者が余暇活動などのために外出する際に、付き添い介助やリフト付き自動車の貸出を行う。

## ※福祉タクシー事業

- ◆重度の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者に対し、タクシーの初乗り料金を助成する事業。

【実施計画】

実施項目	実施期間（年度）					実施主体				推進圏域	関連する課
	20	21	22	23	24	市	社協	事業者	市民		
1 バス交通の充実	●				→	○		○	○	全 域	まちづくり推進課 商工観光課
2 移送ボランティアや福祉有償 運送に対する支援	●				→	○	○	○	○	全 域	福祉関連課※
3 障がい者に対する移動支援の 推進	●				→	○	○	○	○	全 域	福祉関連課

※社会福祉課や高齢福祉課など

## 3-2-4

## まちのバリアフリー化の推進

## 課題

1. 道路に関して、歩道の設置などの安全面の整備やバリアフリー化が求められています。地区で協議をする組織（協議の場）をつくり、バリアフリーの必要なところを探る必要があります。
2. 公共施設のバリアフリー化が求められています。また、公共施設等にバリアマップを設置したり、案内・誘導するなどの工夫も求められています。

## 解決に向けて

## 実施項目1

## 安心・安全な道路の整備

- 郊外にある国・県道について、歩道の整備の要望をしていきます。また、市道については、歩道の整備を進めていきます。
- 「あんしん歩行エリア」を設定し、安心・安全に通行できる道路整備を進めます。

## 実施項目2

## 公共施設等のバリアフリー化の推進

- 避難所になっている学校のバリアフリー化を推進します。
- 公共施設等のバリアフリー化に関して、方針や方策の協議・検討過程に市民が参加できる仕組みを検討します。
- 集会場等地域で管理する施設のバリアフリー化に向けた支援を行います。

## 実施項目3

## バリアマップ、安全な場所マップの作成

- 地域、学校と連携して、各地域の「バリアマップ」※を作成し、公共施設などに設置します。
- 公共施設ばかりでなく、よく利用する店などの「安全な場所マップ」を各地区ごとに住民が中心となって作成し、その結果を公表します。

## ※バリアマップ

- ◆すべての人が安心して気軽にまちで買い物や食事をしたりできるように、不特定多数人が利用する施設のバリアフリー情報を記載した地図。

【実施計画】

実施項目	実施期間（年度）					実施主体				推進圏域	関連する課
	20	21	22	23	24	市	社協	事業者	市民		
1 安心・安全な道路の整備	●				→	○			○	全 域	都市整備課 建設課
2 公共施設等のバリアフリー化 の推進	●				→	○			○	全 域	施設管理 関係課*
3 バリアマップ、安全な場所マ ップの作成	●				→	○			○	全 域	市役所全課

※公共施設を管理する課

## 関連する計画の今後の展開

### (1) 総合計画

推進項目		今後の展開	所管	地域福祉計画で該当する推進の方向
1-2-1	健康的な生活を送るための保健サービスの充実	■健診は、平成20年度からは「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、年齢により、健康推進課、市民課、高齢福祉課で実施となる。	健康推進課 市民課 高齢福祉課	3-1-2(p.81)
1-2-2	市民の主体的な健康づくりの推進			
1-5-2	公共施設のバリアフリー化の推進	■道路事業は地形の制限、地域の状況、関係者の意見を踏まえ、バリアフリー化の必要可否を検討し、事業を進める。 ■公共施設等の改修・新設時には、順次、バリアフリー基準に適合させるよう努める。	建設課 都市整備課 都市整備課 建築住宅課	3-2-4(p.91) 3-2-4(p.91)
1-6-1	地域医療機能の整備と充実	■市立恵那病院の地域医療連携室は病病連携、病診連携を推進するため、地域医療機関相互の連携を密にし、利用者に身近で適切な治療が受けられるよう努める。 ■国保上矢作病院では、恵南地域の拠点として地域包括医療の実践のため、近隣の医療機関、保健福祉施設との連携をさらに図る。 ■大学医局等関係機関へ働きかけ医師、看護師等の確保に努める。また既存のマンパワーを十分に発揮するため、職員研修を充実する。	病院管理課 病院管理課 病院管理課	3-1-1(p.79) 3-1-1(p.79) 3-1-1(p.79)
1-6-2	保健・医療・福祉のネットワーク化	■地域の保健衛生及び医療を支える基盤や仕組みを整備するとともに、これらを担う人材の育成、確保を推進する。	健康推進課	3-1-1(p.79)

推進項目		今後の展開	所管	地域福祉計画で該当する推進の方向
1-6-3	救急医療体制の充実	■市立恵那病院、国保上矢作病院にて救急救命士の研修を受け入れ、病院と消防署の連携を強化する。	病院管理課 消防本部 消防本部	3-1-1(p.79)
		■高規格救急車については、恵那市総合計画に基づき、現有する5台の高規格救急車を計画的に更新していく。		3-1-1(p.79)
		■市民応急手当の普及については、随時講習会を実施していく。		3-1-1(p.79)
2-3-1	防災体制の充実	■ケーブルTVによる告知放送設備、防災行政無線の再整備による情報伝達の充実、地理的条件を考慮した初期消火設備の充実など防災体制の強化を図る。自治会、地域を中心とした防災訓練の実施や防災リーダーの育成に努め、自主防災組織の編成と育成を支援し、地域ごとの「自助」「共助」意識の普及に努める。	防災対策課 防災対策課	3-2-1(p.85)
		■恵那市国民保護計画に基づき、市民の生命・身体を保護するための避難パターン、避難マニュアルなどを作成し、その体制整備に努める。		3-2-1(p.85)
2-3-2	消防・救急体制の充実	■消防体制については、恵那市総合計画に基づいて整備していく。	消防本部 消防本部 消防本部	3-2-1(p.85)
		■消防団員については、条例定員1,420名体制で恵那市民の安全を守っていく。		3-2-1(p.85)
		■救急救命士養成及び救急業務拡大に伴う研修に、計画的な職員派遣を実施する。		3-2-1(p.85)
2-3-3	防犯対策の推進	■地域単位の自主防犯組織の活動を支援し、迅速かつ的確な情報提供など、自主防犯組織を核とした地域住民が一体となった防犯活動を展開していく。	防災対策課	3-2-2(p.87)

推進項目		今後の展開	所管	地域福祉計画で該当する推進の方向
2-3-4	交通安全対策の推進	■危険箇所の改善等施設整備に努めるとともに、市民一人ひとりの交通安全思想の普及・交通ルールの遵守など各種イベント等を通して、啓発を強化する。	防災対策課	3-2-4(p.91)
		■高齢者や子どもなど交通弱者が犠牲となる交通事故が多発していることから、交通弱者を対象とした交通安全教室・講習会等を学校・地域などと連携し、効果的な運動を展開していく。		3-2-4(p.91)
3-2-3	安全な歩道の整備推進	■地域から歩道設置要望を受けた箇所を優先し危険箇所から整備を進める。	建設課	3-2-4(p.91)
3-3-1	鉄道の利便性向上	■安全・安心の暮らしをつくる、バリアフリーづくりを推進する。	商工観光課	3-2-3(p.89)
		■関係機関に働きかけ、利便性の向上に努める。	商工観光課	3-2-3(p.89)
		■恵那駅前広場のバリアフリー化は、恵那駅前広場再整備時の実施を予定している。平成20年度は実施設計を行う。	都市整備課	3-2-3(p.89)
3-3-2	市営バスの充実	■地域住民の現状の交通行動を把握し、地域にあった利便性の高い、鉄道を含めた交通ネットの再編に努める。	商工観光課	3-2-3(p.89)
5-2-1	生涯学習事業の充実	■まちづくり学習の項目課程を作る際に、広く市民の意見を反映する方法(意見収集、市民参加、協働)を検討する。	まちづくり推進課	3-1-3(p.83)
5-2-3	生涯学習体制の充実	■公民館や図書館等の施設情報の管理を一元化し情報提供体制を充実する。また、地域で生涯学習を自ら企画運営し、まちづくり活動へと発展させる仕組みをつくる。	社会教育課 まちづくり推進課	3-1-3(p.83)
5-6-1	地域スポーツ推進体制の充実	■社会体育施設を特定者指定で指定管理者制度に移行。専門的知識を有した特定者がより充実したメニューの提供等サービス向上ができる。地域の活動を支援する。	スポーツ課 まちづくり推進課	3-1-3(p.83)

(2) 老人保健福祉計画・介護保険事業計画

推進項目	今後の展開	所管	地域福祉計画で該当する推進の方向
1-1-1 健康づくりへの今後の取り組み	■老人保健事業は平成19年度で終了し、平成20年度からは、40歳～74歳は「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、特定健診、特定保健指導が行われる。75歳からは、後期高齢者健診を実施。がん予防、歯科保健等その他の事業は引き続き健康増進法のもとで実施される。	高齢福祉課 健康推進課	3-1-2(p.81)
1-2-1 生涯学習に関する情報提供の充実	■多様なメディアでPRする。	まちづくり推進課	3-1-3(p.83)
1-2-2 生涯学習推進事業の充実	■まちづくり学習の項目課程を作る際に、広く市民の意見を反映する方法(意見収集、市民参加、協働)を検討する。	まちづくり推進課	3-1-3(p.83)
1-2-3 高齢者の主体的な活動の支援	<p>■引き続き、必要な高齢者世帯にサービスを提供する。</p> <p>■豊富な知識と経験を持つ元気な高齢者が地域の担い手となって、子どもや寝たきり老人等立場の弱い人たちの安心と安全を守ることに貢献できる環境づくりに努める。</p> <p>■拡大しつつある高齢化社会に伴って、高齢者を中心とする地域コミュニケーションの充実と、地域の連携を図り、「ともに気遣う・助けあう」地域づくりを推進する。</p> <p>■地域の実情に応じた効果的な活動を支援するため、「市民情報ネットワーク」を構築し、活動に必要な情報提供を行っていく。</p>	高齢福祉課 高齢福祉課 社会福祉課 防災対策課 防災対策課	3-1-3(p.83) 3-2-1(p.85) 3-2-2(p.87) 3-2-1(p.85) 3-2-2(p.87)

推進項目		今後の展開	所管	地域福祉計画で該当する推進の方向
1-2-3	高齢者の主体的な活動の支援	■都市計画道路の整備は地形の制限、地域の状況、関係者の意見を踏まえ、バリアフリー化の必要可否を検討し、事業を進める。恵那駅前広場・都市公園などの改修・新設時には、順次バリアフリー基準に適合させるよう努める。	都市整備課	3-2-4(p.91)
1-2-4	就労機会の提供の支援	■シルバー人材センターへの支援を継続して行う。	高齢福祉課	3-1-3(p.83)
2-1-1	介護予防事業	■基本チェックリストにより、生活機能評価検査を実施する。 ■引き続き、各地域で機能訓練や転倒予防等の介護予防事業を進める。	高齢福祉課 高齢福祉課	3-1-2(p.81) 3-1-2(p.81)
2-1-3	任意事業	■引き続き、必要な高齢者世帯にサービスを提供する。	高齢福祉課	3-2-2(p.87)
2-2-1	新予防給付について	■引き続き、要支援1・2のケアマネジメントを実施する。	高齢福祉課	3-1-2(p.81)
2-3-1	認知症予防施策の充実	■生活圏域ごとに、認知症に関する講演会を開催する。認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する知識と理解の普及に努める。	高齢福祉課	3-1-2(p.81)
2-4-1	生活支援に関わる福祉サービスの充実	■今後も引き続き、必要な高齢者世帯にサービスを提供する。	高齢福祉課	3-2-2(p.87) 3-2-3(p.89)
2-5-2	要援護高齢者の交通手段の確保	■福祉有償運送の実施により、引き続き要援護高齢者の移動手段の確保に努める。 ■日常的生活上の移動の確保に努める。	高齢福祉課 商工観光課	3-2-3(p.89) 3-2-3(p.89)
第6章	医師会・歯科医師会・薬剤師会	■医療と保健・福祉双方向の連携をより深めるように努めるとともに、引き続き協力しあい活動する。	病院管理課 高齢福祉課	3-1-1(p.79)

(3) 障害者福祉計画

推進項目		今後の展開	所管	地域福祉計画で該当する推進の方向
1-3-1	生涯学習	■障がい者が行う生涯学習講座などの支援に努める。	社会福祉課 社会教育課 まちづくり推進課	3-1-3(p.83)
		■障がい者が参加しやすい講座づくりに努める。		3-1-3(p.83)
		■まちづくり学習の参加におけるバリアフリー（心、物理的）を推進する。		3-1-3(p.83)
1-3-2	文化・スポーツ・レクリエーション活動	■高齢者・障がい者の体力づくり教室等の事業展開。	社会福祉課	3-1-3(p.83)
3-1-1	ライフステージに応じた健診	■3歳児健診、乳幼児なんでも相談、あそびの教室において発達相談員による相談を実施し、福祉サービス等の情報提供が行われるよう、保健と福祉の連携に努める。	健康推進課 社会福祉課	3-1-2(p.81)
		■発達相談窓口と各療育機関との連携を推進する。	子育て支援課	3-1-2(p.81)
3-1-2	生活習慣病予防	■平成20年度からは「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、生活習慣病予防は、年齢により、市民課、高齢福祉課、健康推進課で実施となる。	健康推進課 市民課 高齢福祉課	3-1-2(p.81)
4-1-4	訪問系・通所系・短期入所サービス	■在宅障がい者の支援のための障がい福祉サービスの確保に努める。	社会福祉課	3-2-3(p.89)
7-1-2	バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり	■住民満足度の高い事業を行うために、公共施設や道路などをつくる際、地元説明会を開催し、バリアフリーを考慮し、住民のニーズに対応するよう努める。	建設課 建築住宅課 都市整備課	3-2-4(p.91)

推進項目		今後の展開	所管	地域福祉計画で該当する推進の方向
7-2-1	防災対策	■障がいを持つ方々の実情を考慮した、新たな「災害時要援護者行動マニュアル」や「支援マニュアル」を作成するとともに、その普及を図る。「共助」に基づく地域支援体制の推進及び関係機関との連携強化を推進する。	防災対策課	3-2-1(p.85)
		■地域防犯パトロール隊等への情報提供、地域との連携に努め、きめ細かいパトロール活動を推進する。	防災対策課	3-2-2(p.87)
		■詐欺・悪徳商法などの被害に遭わないための広報等による啓発活動、老人クラブ等へのパンフレットの配布、被害に遭ってしまった時の相談・対応を速やかに実施する。	商工観光課	3-2-2(p.87)
7-3-1	移動・外出手段の確保と支援	■福祉タクシー事業の充実や各事業所に対する送迎サービスの支援に努める。	社会福祉課	3-2-3(p.89)

#### (4) 次世代育成支援行動計画

推進項目		今後の展開	所管	地域福祉計画で該当する推進の方向
2-1-1	周産期の健康支援の推進	■産前産後の期間において、体調不良及び育児ストレスにより家事及び育児を行うことが困難な家庭へ育児ヘルパーを派遣し支援する「育児支援ヘルパー派遣事業」を推進する。	子育て支援課	3-1-2(p.81)
		■母子手帳交付時に健康相談を行う。	健康推進課	3-1-2(p.81)
		■妊婦健康診査受診票を交付し、妊婦健診費用の助成を行う。	健康推進課	3-1-2(p.81)
2-1-2	乳幼児健診の推進	■3か月児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診を旧恵那、旧恵南の2会場で毎月実施する。対象数により実施会場、回数を検討していく。	健康推進課	3-1-2(p.81)

やろまいか！ 支えあうまち えな

推進項目	今後の展開	所管	地域福祉計画で該当する推進の方向
2-1-3 母子健康教育・相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>■パパママ学級を開催することで、父親の子育てへの参加意欲を高めている。今後も内容が充実するよう関係課と連携して事業を進めていく。</li> <li>■乳幼児訪問・各種相談教室事業を通して、子どもの成長支援、保護者の育児支援を行う。</li> </ul>	社会教育課 健康推進課	3-1-2(p.81) 3-1-2(p.81)
2-2-1 小児医療体制の整備・情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■何かあったら相談できる「かかりつけ医」を持つよう指導していく。</li> <li>■乳幼児・学童に対し、引き続き予防接種を実施し、麻しん・風しんは個別接種を行っていく。</li> </ul>	健康推進課 健康推進課	3-1-1(p.79) 3-1-2(p.81)
3-1-1 異世代交流・体験学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■恵那市体育指導委員連絡協議会を中心とした組織で軽スポーツの普及活動を推進。</li> <li>■子ども教室を開催し異世代交流を通して様々な体験ができるよう推進する。</li> <li>■防災活動の重要性・防災意識の高揚を基本理念として、学校教育で学べない学習内容を取り入れながら、時代のニーズにあった少年消防隊活動を継続実施していく。</li> </ul>	スポーツ課 社会教育課 消防本部	3-1-3(p.83) 3-1-3(p.83) 3-2-1(p.85)
4-1-1 交通安全対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■関係者の協力の得られる箇所は整備を進める。</li> <li>■交通安全教室を開催し、交通安全意識の向上を図る。</li> <li>■集団登下校を今後も続けることで、交通ルールや集団のルールを学ぶ。</li> <li>■幼稚園、保育園、小・中学校など各年齢層にあった交通安全教室を開催する。登下校時などの統一的街頭指導など、効果的な交通安全指導に取り組む。</li> </ul>	建設課 学校教育課 学校教育課 防災対策課	3-2-4(p.91) 3-2-4(p.91) 3-2-4(p.91) 3-2-4(p.91)
4-1-2 防犯対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■防犯教室を開催し、防犯意識の向上を図る。</li> <li>■保育園危機管理マニュアルを踏まえた安全に対する取り組みを継続する。</li> </ul>	学校教育課 子育て支援課	3-2-2(p.87) 3-2-2(p.87)

推進項目		今後の展開	所管	地域福祉計画で該当する推進の方向
4-1-2	防犯対策の充実	■恵那警察署及び恵那防犯組合連合会などが中心となり、恵那地域推進安全大会の開催や、児童・生徒に対する防犯教室、防犯組合構成団体による各種イベント等での地域安全運動啓発事業に取り組む。	防災対策課	3-2-2(p.87)
		■恵那防犯組合連合会をはじめ、地域防犯パトロール隊などで組織された恵那市防犯まちづくり連絡協議会の活動強化と告知放送設備や市民情報ネットワークを活用した情報提供体制の構築。	防災対策課	3-2-2(p.87)
4-2-1	子ども連れに配慮した公共施設等の整備	■子育てバリアフリーの意識啓発を推進する。	子育て支援課	3-2-4(p.91)

### (5) あんしん歩行エリア整備計画

推進項目		今後の展開	所管	地域福祉計画で該当する推進の方向
全 体	エリア内の歩行環境の整備推進	■大井地区で設定した計画について、危険箇所の整備は約半数が終わった。引き続き、用地等関係者の協力が得られる箇所の整備を進める。	建設課	3-2-4(p.91)
		■地元の検討委員会等と連携して道路線形・幅員などの決定を進める。	都市整備課	3-2-4(p.91)

### (6) 交通バリアフリー基本構想

推進項目		今後の展開	所管	地域福祉計画で該当する推進の方向
全 体	エリア内の面的なバリアフリー化の推進	■まずは、恵那市の玄関口の整備として、恵那駅前広場のバリアフリー化を行う。平成20年度は実施設計を行う。	都市整備課	3-2-4(p.91)

(7) バス等交通計画

推進項目		今後の展開	所管	地域福祉計画で該当する推進の方向
全 体	利用しやすいバス交通の整備	■地域住民の現状の交通行動を把握し、地域にあった利便性の高い、鉄道を含めた交通ネットの再編に努める。	商工観光課	3-2-3(p.89)

(8) 男女共同参画プラン

推進項目		今後の展開	所管	地域福祉計画で該当する推進の方向
1-6-2	安心して出産できるための社会的支援	<p>■地域周産期母子医療センターを核とし、医師会、中津川市、恵那市が協力しながら東濃東部の産科医師の確保に努める。</p> <p>■発達相談窓口における心理相談員の設置を継続する。</p> <p>■不妊治療費助成制度の継続。</p>	<p>病院管理課</p> <p>子育て支援課</p> <p>健康推進課</p>	<p>3-1-1(p.79)</p> <p>3-1-1(p.79)</p> <p>3-1-1(p.79)</p>
1-8-1	家庭での男性の自立	<p>■公民館講座に男性の料理教室などを計画し男性の参加を呼びかける。</p> <p>■男女共同参画プランに基づき男の料理教室を開催する。</p>	<p>社会教育課</p> <p>まちづくり推進課</p>	<p>3-1-2(p.81)</p> <p>3-1-3(p.83)</p> <p>3-1-2(p.81)</p>
1-8-2	健康づくり	<p>■「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行（平成20年）に伴い、介護予防事業は介護保険へ、生活習慣病予防健診は国民健康保険へ移行。健康推進課は健診後の生活習慣病予防保健指導に重点を置き相談、訪問などを充実する。</p> <p>75歳からは後期高齢者健診を実施。がん予防、歯科保健等その他の事業は引き続き健康増進法のもとで実施する。</p> <p>■出前講座は今後も実施する。</p> <p>■乳幼児の保健及び歯科保健、生活習慣病予防、歯周疾患予防等を中心とする。</p>	<p>健康推進課</p> <p>高齢福祉課</p> <p>健康推進課</p> <p>健康推進課</p>	<p>3-1-2(p.81)</p> <p>3-1-3(p.83)</p> <p>3-1-3(p.83)</p>
2-3-1	子育ての社会化	■小学校入学記念品として防犯ブザーを贈っているので、継続していく。交通安全教室や防犯教室を開催することで、安全意識の向上を図る。	学校教育課	3-2-2(p.87)

推進項目		今後の展開	所管	地域福祉計画で該当する推進の方向
2-3-1	子育ての社会化	<p>■子どもの登下校時に合わせた地域防犯パトロール活動の実施や地域で見守るための啓発活動など幅広い防犯対策に取り組む。</p> <p>■子どもが安心して登下校できる交通安全・防犯対策の地域自治会の取り組み、地域自治区実行組織の部会の取り組み、NPOの取り組みを支援する。</p>	防災対策課 まちづくり推進課	3-2-2(p.87) 3-2-2(p.87)

#### (9) 地域防災計画 一般対策編

推進項目		今後の展開	所管	地域福祉計画で該当する推進の方向
第2章 13節 14節 15節 16節 17節 19節	災害予防計画 ・防災知識普及計画 ・自主防災組織の育成と強化 ・情報体制の確立 ・災害時要援護者対策 ・避難対策 ・ボランティア活動の支援策	■団体ごとの役割分担の明確化と連携体制を構築するとともに、実践的訓練・研修会などを通じ、災害時に即応できる体制づくりに取り組んでいく。	防災対策課	3-2-1(p.85)

#### (10) 地域防災計画 地震対策編

推進項目		今後の展開	所管	地域福祉計画で該当する推進の方向
第2章 1項1節 1項2節 1項3節 3項1節 3項5節	地震災害予防対策 ・防災思想の普及 ・自主防災組織の育成と強化 ・ボランティア対策 ・避難対策 ・災害時要援護者の安全確保	■地域における災害時要援護者の把握を支援するとともに、災害時要援護者マップ、支援マニュアル等の作成及び普及に努め、地域ごとの支援体制づくりを推進する。	防災対策課	3-2-1(p.85)
第3章 3項1節	地震災害応急対策 ・災害広報	<p>■情報伝達の拡充を図るため、新たに携帯電話による市民情報ネットワークの構築に努める。</p> <p>■情報の効率的伝達を図るため、関係機関と連携し、情報管理体制の整備に努める。</p>	防災対策課	3-2-1(p.85)

## 生活と活動を支える 体制づくり

### 4-1 総合的な福祉のまちづくり

#### 方針

本計画は、「住民が安心して住み続けられる まちづくり」を基本目標に地域医療や防災・防犯、移動などの福祉関連領域まで含んだ取り組みを定め、推進していくことから、これを全庁的な取り組みとして位置づけ、推進します。また、本計画に先行して策定されている関連計画とも整合性を図りながら総合的・一体的に施策を推進するとともに、これらの計画が見直される際には、本計画の理念や施策などを反映できるよう努めます。

さらに、福祉サービス利用者の権利擁護と苦情解決体制の整備を進めます。

#### 4-1-1 総合的な福祉のまちづくりの推進

- 本計画では、住民同士の助けあい活動やボランティア活動、相談・情報提供、福祉サービスの質の向上などの地域福祉固有の領域のほか、「安心して住み続けられるまちづくり」を進めるため、アンケート調査や懇談会などでも住民の関心が高かった地域医療、健康・介護予防、生涯学習・生涯スポーツ、防災・防犯、移動、バリアフリー等の福祉関連領域についても取り組んでいきます。これら福祉関連領域も含めた総合的・一体的な福祉のまちづくりを推進していきます。
- 福祉のまちづくりは、社会福祉課や高齢福祉課、子育て支援課などの福祉部局のみならず、医療部局、企画部局、総務部局、建設部局、教育部局などの関係部局による役割分担と連携により全庁的に推進していきます。

#### 恵那市地域福祉計画（安心して住み続けられる恵那市の実現のために）

##### 地域福祉固有の領域

- 住民同士の助けあい
- ボランティア活動
- 相談・情報提供
- 福祉サービスの質の向上

##### 福祉関連領域

- |              |          |
|--------------|----------|
| ■地域医療        | ■健康・介護予防 |
| ■生涯学習・生涯スポーツ | ■防災・防犯   |
| ■移動          | ■バリアフリー  |

#### 全庁的に推進

福祉部局 医療部局 企画部局 総務部局 建設部局 教育部局 など

## 4-1-2

## 分野別施策（計画）の推進

■地域福祉計画と密接に関係する福祉分野の計画として、老人保健福祉計画・介護保険事業計画、次世代育成支援行動計画、障害者福祉計画があります。これらの計画はいずれも地域福祉計画よりも先行して策定した計画であり、計画期間内において地域福祉計画と総合的・一体的に推進していきます。

■老人保健福祉計画・介護保険事業計画

【策 定 年 度】平成 17 年度

【見直し年度】平成 20 年度

【目 標】安心と生きがいのある高齢者福祉の充実

【実現への方向】①高齢者が健康で生きがいをもって暮らせるまちづくり

②高齢者の自立した生活を支援するまちづくり

③介護が必要になっても住みなれた地域で安心して生活ができるまちづくり

■次世代育成支援行動計画

【策 定 年 度】平成 16 年度

【見直し年度】平成 21 年度

【目 標】みんなで育もう きらきら 恵那の宝

【実現への方向】①すべての子育て家庭の「こころ豊か」な暮らしを応援します

②母と子の「すこやか」な健康づくりを支えます

③子どもの「明るい笑顔」と若者の「自立」のこころを育みます

④子育てに「安心」で「安全」な生活環境をつくります

⑤人と人との「つながり」を大切にしたまちづくりを進めます

■障害者福祉計画

【策 定 年 度】平成 18 年度

【見直し年度】平成 20 年度及び平成 23 年度

【目 標】一人ひとりが最良の生活の場と地域をもち、自立と自己実現を果たせるまち

【実現への方向】①療育・教育 ②雇用・就業 ③保健・医療

④福祉サービス ⑤相談・情報提供 ⑥地域福祉

⑦生活環境 ⑧障害者施策推進体制

■老人保健福祉計画・介護保険事業計画は平成20年度、次世代育成支援行動計画は平成21年度、障害者福祉計画は平成20、23年度にそれぞれ見直しを控えています。これらの計画の見直しにあたっては、それぞれの計画でめざすべき基本的理念と地域福祉計画で定めた「『お互いさま』の心をはぐくみ 生かすまち」という理念をもとに、計画の基本理念（目標）を設定していきます。また、基本理念（目標）を実現するための施策についても、地域福祉計画で定めた「地区ボランティアセンター（仮称）機能」や「福祉委員」「健康・福祉エリア（○○ひろば）」「総合相談や情報提供」「地域自治区を単位とした取り組み」などの活用・充実を図る方向で施策の見直し・検討を行い、総合的・一体的な福祉のまちづくりを進めていきます。

計画名	老人保健福祉計画 介護保険事業計画	次世代育成支援行動計画	障害者福祉計画
基本理念	<p><b>高齢者の福祉に 固有の理念</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■いつまでも健康で生きがいをもって暮らせる</li> <li>■介護が必要になっても住みなれた地域で暮らせる</li> </ul>	<p><b>子ども・子育て家庭福祉に 固有の理念</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもが健やかに育つ</li> <li>■安心して子育てができる</li> </ul>	<p><b>障がいのある人の福祉に 固有の理念</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■自立した生活が送れ、自己実現が果たせる</li> <li>■誰もが共に生きられる</li> </ul>
<p>地域福祉計画の基本理念 「『お互いさま』の心をはぐくみ 生かすまち」</p>			
基本的 取り組み	<p><b>【地域福祉計画で定める施策の活用・充実（例）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■地区ボランティアセンター（仮称）機能を活用した支援の実施</li> <li>■福祉委員を活用した要援護者の見守り・支援</li> <li>■健康・福祉エリア（○○ひろば）を活用した住民同士、要援護者同士の交流</li> <li>■適切な福祉サービスの利用に向けての総合相談の仕組みの活用</li> <li>■情報提供拠点での福祉サービス等の情報提供</li> <li>■地区ごとの要援護者支援の取り組みの実施</li> </ul> <p>など</p>		

■「あんしん歩行エリア整備計画」「交通バリアフリー計画」「バス等交通計画」「地域防災計画」「男女共同参画プラン」など、福祉分野以外の関連計画についても、本計画との整合性を踏まえつつ、総合的・一体的に推進していきます。

## 4-1-3

## サービス利用者の権利擁護と苦情解決体制の整備

- 認知症の高齢者や知的障がい者、精神障がい者などで判断能力が不十分な人たちが、地域で安心して暮らせるための権利擁護の取り組みとして、今後も引き続き市社会福祉協議会において「日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）」を実施していきます。
- 成年後見制度※の利用について地域包括支援センターが窓口となり、成年後見センターと連携を取りながら相談に応じます。また、成年後見制度の理解が不十分であったり、費用の負担ができない人などには、成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づき、市長が認める場合は申し立てや費用の負担などの支援を行います。

## ※成年後見制度

- ◆知的障がい、精神障がい、認知症などにより判断能力が不十分な人が、不利益を被らないように契約の締結の代理人などを専任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合に契約を後見人により取り消すことができる制度。民法で規定。

- 夫婦間やパートナー間での暴力（D V）や家庭内暴力、児童虐待、高齢者虐待などの事件が各地で報道されるなど、社会問題化しています。これらを早期に発見し、対応できるよう関係機関・関係者の連携を図り、「通報・相談・保護」の体制を整備します。
- 福祉サービスの利用にあたっての苦情を受け付け、解決する仕組みとして、介護相談員を福祉施設等に派遣し、利用者の苦情や悩み事の相談に応じます。また、地域で福祉サービスを利用する人には、民生委員・児童委員や福祉委員が中心に対応し、関係機関へつなぐ体制を整備します。

## 4-2 地域を支える基盤づくり

### 方針

本計画では、13の地域自治区を単位に地区別取り組み方針を定めました（第5章：別冊）。したがって、それらの取り組み方針を実行していくための体制を整備するとともに、着実な推進を図ります。

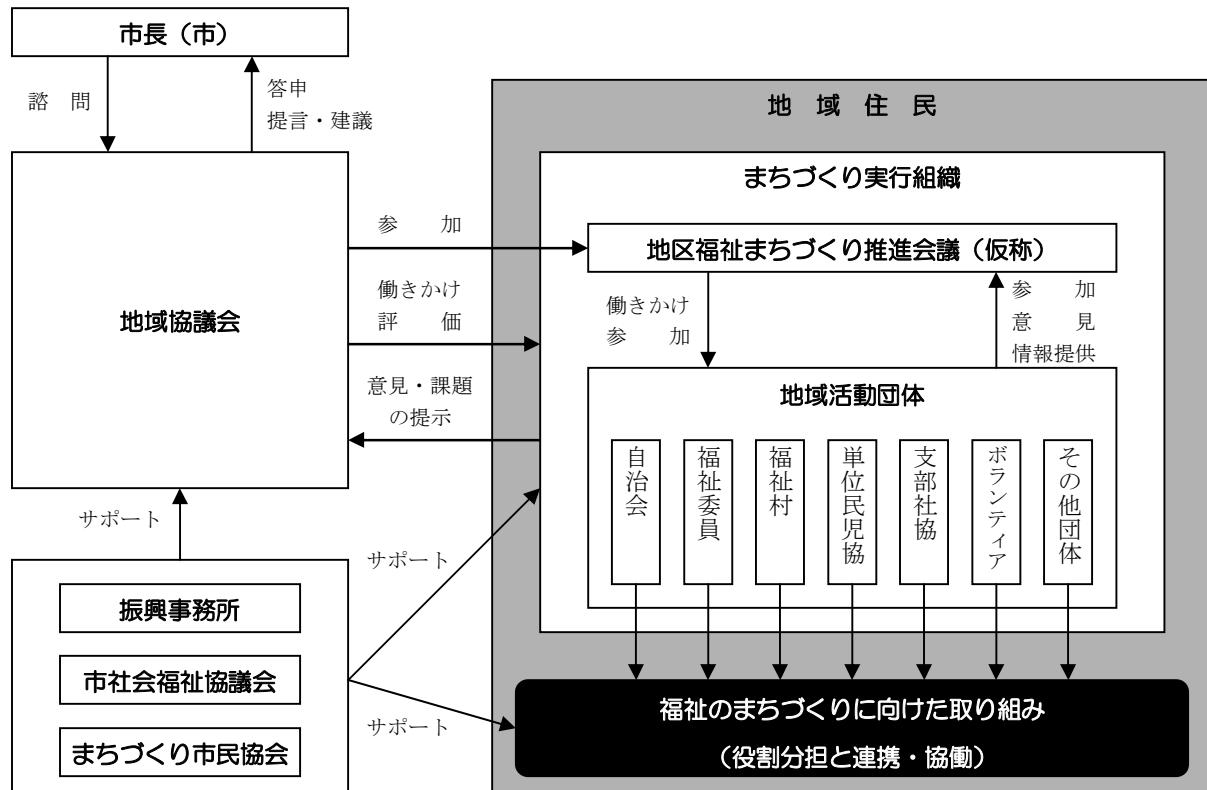
#### 4-2-1 地区での基盤組織づくり

■本計画では、地域自治区\*を単位に推進していく施策を定めています。これらの推進にあたっては、本計画の策定で組織した「地区計画検討チーム」を発展（再組織化）させた「地区福祉まちづくり推進会議（仮称）」で十分な協議を行い、地域自治区全体の仕組みの中で、まちづくり実行組織の取り組みと、各種地域活動団体等がそれぞれに行う取り組みとの間で役割分担をしつつ、それぞれが連携・協働して推進していく体制を整備します。

##### ※地域自治区

◆市長の権限に属する事務を分掌させ、地域住民の意見を反映させながらこれらの事務を処理させるために、条例により定められた区画のこと。各区に事務所（振興事務所）と地域協議会が設置される。

■各地区において、積極的に福祉のまちづくり活動を展開できるよう、各地区内に活動の拠点となる場を設け、気軽に活用できる体制を整備します。



## 4-2-2

## 地区での福祉のまちづくりの推進と支援

- 本計画第5章（別冊）で定めた地区別取り組み方針をはじめとする各地区での福祉のまちづくりを推進していくため、その具体策を協議・検討・実行する組織として、「地区福祉まちづくり推進会議（仮称）」を組織します。
- 地区福祉まちづくり推進会議は、地域自治区の仕組みと連動して位置づけられるものとし、本計画の策定において組織した地区計画検討チームを中心として、各地区で協議しながら各地区にあった形で組織します。
- 地区福祉まちづくり推進会議での協議・検討を踏まえて、まちづくり実行組織やそのもとで実際に活動するさまざまな地域活動団体が、振興事務所や市社会福祉協議会、まちづくり市民協会と連携・協働して、各地区の福祉のまちづくりを推進していきます。
- 重点施策や、地区別取り組み方針で重点的に取り組む活動、さらに市が優先的（緊急的）に取り組む必要があると認めた活動について、社会福祉課とまちづくり推進課が連携して支援を行っていきます。





---

## 第5章 地区別取り組み方針

---

(別冊で掲載)

やろまいか！ 支えあうまち えな  
恵那市地域福祉計画





---

## 第6章 計画の進行管理と評価

---

やろまいか！ 支えあうまち えな

恵那市地域福祉計画

## 計画の進行管理と評価の体制

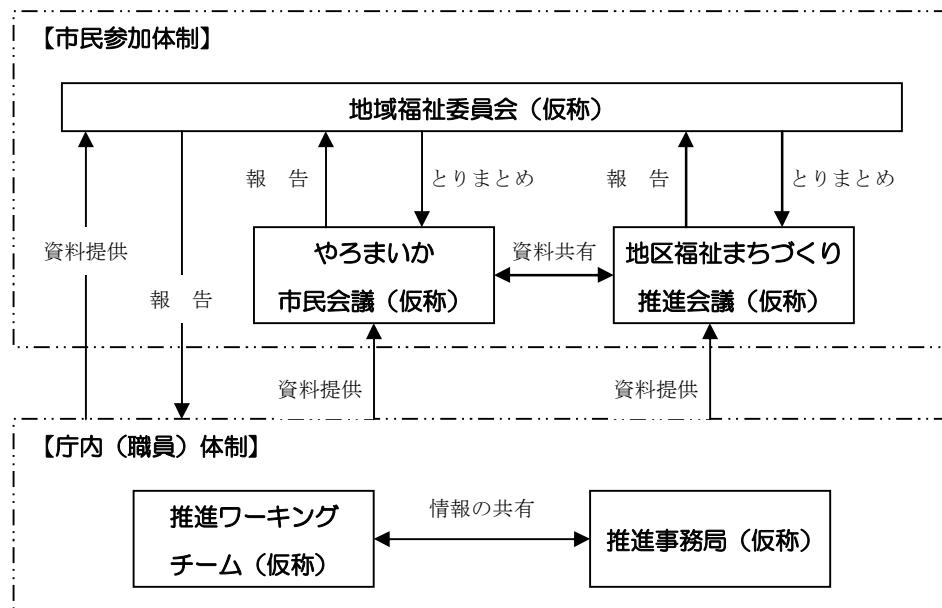
本計画の策定にあたって組織した策定委員会、職員ワーキングチーム、事務局を、進行管理と評価を行う組織としてそれぞれ「地域福祉委員会（仮称）」「推進ワーキングチーム（仮称）」「推進事務局（仮称）」に移行させます。

また、市民参加による進行管理や評価を行う組織として、「やろまいか市民会議（仮称）」をこれまでの市民会議に基づいて組織します。

さらに、地区での福祉のまちづくりの進行管理や評価を行う組織として、「地区福祉まちづくり推進会議（仮称）」（「第4章 4-2 地域を支える基盤づくり」で定める組織と同一組織）をこれまでの地区計画検討チームを中心に協議して組織します。

計画策定体制（組織名称）  進行管理と評価体制 (組織名称)	構成メンバー	役割
策定委員会  移行 地域福祉委員会（仮称）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービスの利用者及び提供者</li> <li>・市民代表</li> <li>・ボランティア団体</li> <li>・有識者など</li> </ul>	■やろまいか市民会議、地区福祉まちづくり推進会議から進行管理と評価結果の報告を受けて、専門的な見地からとりまとめる。
市民会議  再組織化 やろまいか市民会議（仮称）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公募</li> <li>・社会福祉事業従事者</li> <li>・地区代表</li> <li>・推進ワーキングチームなど</li> </ul>	■市民の立場から計画の進行管理と評価を行う。計画の進捗及び評価結果を地域福祉委員会に報告する。
地区計画検討チーム  再組織化 (地区で検討) 地区福祉まちづくり 推進会議（仮称）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域協議会</li> <li>・自治会・福祉村</li> <li>・支部社協・社協支所</li> <li>・単位民児協</li> <li>・振興事務所など</li> </ul>	■地区での取り組みの進行管理と評価を行う。計画の進捗及び評価結果を地域福祉委員会に報告する。 ※組織のメンバー、位置づけは、各地区で検討。
職員ワーキングチーム  移行 推進ワーキング チーム（仮称）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府内関係各課</li> <li>・振興事務所</li> <li>・社会福祉施設</li> </ul>	■推進事務局と協力して、計画の進行管理と評価を行うための資料を作成し、やろまいか市民会議、地区福祉まちづくり推進会議に提供する。
事務局  移行 推進事務局（仮称）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉課</li> <li>・市社会福祉協議会（地域福祉課）</li> </ul>	■推進ワーキングチームと協力して、計画の進行管理と評価を行うための資料を作成し、やろまいか市民会議、地区福祉まちづくり推進会議に提供する。 ■各組織の運営を支援する。

推進事務局と推進ワーキングチームが協働して計画の進行管理と評価のための資料作成を行い、その資料に基づいて、やろまいか市民会議と地区福祉まちづくり推進会議がそれぞれの立場から進行管理と評価を行います。その結果を地域福祉委員会に報告し、地域福祉委員会はそれらの報告を専門的な見地から検討し、全体の評価結果としてとりまとめます。



## 計画の進行管理と評価の方法

計画の進行管理は、毎年度末に行います。

「推進事務局（仮称）」は、施策ごとに施策内容、実施状況、成果、課題、今後の方針などを記入できる進行管理シートを作成し、「推進ワーキングチーム（仮称）」と連携・協働して進行管理シートに記入します。記入した進行管理シートは、「やろまいか市民会議（仮称）」「地区福祉まちづくり推進会議（仮称）」に提示します。

やろまいか市民会議では、市民（自ら）の取り組み状況を報告し、計画の実施状況をチェックします。また、推進事務局及び推進ワーキングチームから提示された進行管理シートをもとに、市民の立場から計画の進捗状況を点検します。

同様に、地区福祉まちづくり推進会議においても地区住民（自ら）の地区の取り組み状況を報告し、計画の実施状況をチェックするとともに、提示された進行管理シートをもとに、地区の立場から計画の進捗状況を点検します。

やろまいか市民会議、地区福祉まちづくり推進会議での検討結果は、「地域福祉委員会（仮称）」に報告します。

地域福祉委員会は、やろまいか市民会議や地区福祉まちづくり推進会議からの報告を受けて、専門的見地から検討を行い、とりまとめを行います。

また、本計画の3年目の終了時にあたる平成22年度末には計画の中間評価を行います。中間評価は、それまでのやろまいか市民会議及び地区福祉まちづくり推進会議の取り組み報告と進行管理シートをもとに総合的に評価を行い、必要に応じて計画の一部修正、重点事業の再設定などを行います。

さらに、最終年度にあたる平成24年度には、最終評価を行います。最終評価は、5年間のやろまいか市民会議及び地区福祉まちづくり推進会議の取り組み報告と進行管理シートのほかに、アンケート調査や住民懇談会など、市民の意見を広くうかがう機会も改めて設定し、それらを踏まえて総合的に行います。そして、第2期計画の策定につなげていきます。

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
<p><b>進行管理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■進行管理シートによる進捗状況の点検。</li> <li>■やろまいか市民会議、地区福祉まちづくり推進会議による取り組み報告。</li> </ul>	<p><b>進行管理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■進行管理シートによる進捗状況の点検。</li> <li>■やろまいか市民会議、地区福祉まちづくり推進会議による取り組み報告。</li> </ul>	<p><b>中間評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■3年目までの各会議の取り組み報告と進行管理シートによる進捗状況の点検。</li> <li>■計画の一部見直し、重点事業等の再設定。</li> </ul>	<p><b>進行管理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■進行管理シートによる進捗状況の点検。</li> <li>■やろまいか市民会議、地区福祉まちづくり推進会議による取り組み報告。</li> </ul>	<p><b>最終評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■5年間の各会議の取り組み報告と進行管理シートによる進捗状況の点検。</li> <li>■アンケート調査や住民懇談会などによる市民意見の聴取。</li> <li>■次期計画の策定。</li> </ul>



---

# 資料

---

やろまいか！ 支えあうまち えな

恵那市地域福祉計画

## 策定委員会及び市民会議

### 1 恵那市地域福祉計画策定委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 地域における福祉サービスの適切な利用の推進、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び地域福祉に関する活動への住民の参加の促進等、地域福祉計画の推進に必要な事項を一体的に定める恵那市地域福祉計画を策定するため、恵那市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 恵那市地域福祉計画の策定に関する事項
- (2) その他目的を達成するために必要な事項

#### (組織)

第3条 委員会の委員は、30人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者の内から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 福祉サービスを利用する者及び提供する者
- (2) 市民代表
- (3) 地域福祉活動ボランティア団体に所属する者
- (4) 有識者等
- (5) その他市長が必要と認める者

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、恵那市地域福祉計画の策定が終了するまでとする。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によるものとし、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長が指名し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

#### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

#### (市民会議)

第7条 委員会に、第2条に規定する事項に関して調査研究及び調整を行わせるため、市民会議を設置することができる。

#### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民福祉部社会福祉課において処理する。

#### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

## 2 恵那市地域福祉計画策定委員会名簿

3条区分	委員名	団体	団体役職
福祉サービスを利用するもの及び提供するもの	遠山千里	恵那たんぽぽ作業所	アメニティーハウスエナ施設長
	田口安博	社会福祉法人 恵和会	本部事務局長
	◎ 松本英雄	恵那市社会福祉協議会	会長
	矢頭久男	県身体障害者福祉協会恵那支部	支部長
	奥山完治	恵那市知的障害児・者育成会	会長
	桂川求	特定非営利活動法人 ふれあいの家	理事長
	巽成生	恵那特別支援学校	校長
	原田孝司	恵那特別支援学校PTA	会長
市民代表	田中丈雄	恵那市自治連合会	福祉教育部長
	春日井昇司	恵那市老人クラブ連合会	会長
	鹿野正春	恵那商工会議所	常議員
	岩間一郎	恵那市恵南商工会	副会長
	池戸淑子	恵那市PTA連合会	副会長（母親委員長）
ボランティア団体	曾我龍一	まちづくり市民協会	事務局
	矢頭和夫	恵那市ボランティア連絡協議会	副会長
有識者等	※ <sup>2</sup> 土屋藤夫	恵那市議会	市民福祉委員長
	※ <sup>3</sup> 伊佐地良一	恵那市議会	市民福祉委員長
	※ <sup>4</sup> 千葉義仁	民生委員児童委員協議会	副会長
	※ <sup>5</sup> 古山昭次	民生委員児童委員協議会	会長
	纏纏佳恭	恵那市小中学校校長会	大井第二小学校校長
	小木曾恒子	恵那市保育園長会	串原保育園園長
	近藤良三	恵那医師会 恵中医会	会長
	水野武郎	恵那医師会 恵南医会	会長
	土田裕通	恵那警察署	地域課長
	平野洋子	恵那保健所	健康増進課長
その他	大島博美	恵那市福祉事務所	所長
	山口達夫	市民会議 地域生活支援部会	部会長
	柘植渥美	市民会議 ボランティア・市民活動部会	部会長
	○長嶋まち子	市民会議 生活まちづくり連携部会	部会長
オブザーバー	木下聖	中部学院大学	准教授

※1 ◎は委員長、○は副委員長

※2 土屋委員は平成19年12月20日まで策定委員

※3 伊佐地委員は平成19年12月21日から策定委員

※4 千葉委員は平成19年11月30日まで策定委員

※5 古山委員は平成19年12月1日から策定委員

### 3 恵那市地域福祉計画策定市民会議名簿

#### (1) 地域生活支援部会

区分	委員名	所属部署	備考
公募	◎ 山口達夫	一般	計画案作業部会副部会長
	三田 恵	一般	計画案作業部会委員
社会福祉事業従事者	菱川 豊子	恵那市社会福祉協議会	
地区別代表	田中清歳	大井地区	
	中嶋恵子	長島地区	計画案作業部会委員
	遠山恒宏	武並地区	
	藤井眞信	笠置地区	
	山口ちづみ	笠置地区	
	柘植芳樹	飯地地区	
	鰐目章	岩村地区	計画案作業部会委員
	勝昭義	山岡地区	
	安藤重士	串原地区	
職員ワーキング	小木曾恒子	子育て支援課	計画案作業部会委員
	山田芳彦	少子化対策推進室	計画案作業部会委員
	丸山清勝	高齢福祉課	
	樋田千浪	地域包括支援センター	計画案作業部会委員
	原恵美子	福寿苑	
	平林範子	ひまわり	
	大鋸孝子	恵光園	
	早川みどり	健康推進課	
	橋本孝純	病院管理課	

※1 ◎は地域生活支援部会の部会長

## (2) ボランティア・市民活動部会

区分	委員名	所属部署	備考
公募	高柳淑子	一般	計画案作業部会委員
地区別代表	佐藤喜一	大井地区	
	三宅一嘉	東野地区	
	伊藤光容	東野地区	
	渡辺彰宏	武並地区	
	和田征吾	中野方地区	計画案作業部会委員
	◎柘植渥美	飯地地区	計画案作業部会副部会長
	西尾和正	山岡地区	
	松井修	明智地区	
	中垣武	串原地区	
	山内忠良	上矢作地区	計画案作業部会委員
職員 ワーキング	藪下ひろ子	東野振興事務所	
	宇野勝善	三郷振興事務所	
	鈴村仁志	武並振興事務所	
	石田祐一	笠置振興事務所	
	小宮英樹	中野方振興事務所	
	小板茂寛	飯地振興事務所	計画案作業部会委員
	坂本由美子	岩村振興事務所	
	吉村繁子	山岡振興事務所	
	篠原直文	明智振興事務所	
	箕浦隆浩	串原振興事務所	計画案作業部会委員
	佐々木和美	上矢作振興事務所	

※1 ◎はボランティア・市民活動部会の部会長

(3) 生活まちづくり連携部会

区分	委員名	所属部署	備考
公募	◎ 長嶋 まち子	まちづくり市民協会	計画案作業部会部会長
社会福祉事業従事者	渡辺 玲子	恵那市社会福祉協議会	
地区別代表	柘植 森衛	長島地区	
	足立 光武	三郷地区	
	渡辺 真弓	三郷地区	
	長谷川 保次	中野方地区	計画案作業部会委員
	林 豊	岩村地区	計画案作業部会委員
	熊谷 むら子	明智地区	
	岩崎 須磨子	上矢作地区	計画案作業部会委員
職員 ワーキング	曾我 鉄也	防災対策課	計画案作業部会委員
	樋田 正志	企画課	
	鈴木 聰	情報課	
	松村 和佳	まちづくり推進課	
	佐藤 信之	商工観光課	
	市岡 博久	建設課	
	萩野 朱音	都市整備課	
	安藤 克彦	建築住宅課	
	柘植 克久	学校教育課	
	森川 伸江	大井幼稚園	
	小木曾 拓成	社会教育課	
	平林 恵明	スポーツ課	計画案作業部会委員

※1 ◎は生活まちづくり連携部会の部会長

4 恵那市地域福祉計画策定事務局名簿

氏名	所属部署	役職
西部 良治	社会福祉課	課長
西尾 茂文	社会福祉課	課長補佐
小木曾 利通	社会福祉課	係長
西尾 努	社会福祉課	主査
成瀬 文彦	恵那市社会福祉協議会（地域福祉課）	課長
和戸 正紀	恵那市社会福祉協議会（地域福祉課）	主幹
鈴木 巧	恵那市社会福祉協議会（地域福祉課）	係長

## 策定経過

### 1 平成 17 年度

#### ■平成17年9月20日 第1回 プロジェクト会議

【内 容】①地域福祉計画とは（策定の意義・方法）

#### ■平成17年10月18日 第2回 プロジェクト会議

【内 容】①地区間での意見交換（いいところ、悪いところ）

#### ■平成17年11月15日 第3回 プロジェクト会議

【内 容】①地区間での意見交換（いいところ、悪いところ）

#### ■平成17年12月20日 第4回 プロジェクト会議

【内 容】①住民向けPR用パンフレット作成（グループ別）  
②市民参加体制の検討（グループ別）

#### ■平成18年1月17日 第5回 プロジェクト会議

【内 容】①住民向けPR用パンフレット作成（グループ別）  
②市民参加体制の検討（グループ別）

#### ■平成18年2月21日 第6回 プロジェクト会議

【内 容】①住民向けPR用パンフレット作成（グループ別）  
②市民参加体制の検討（グループ別）

#### ■平成18年3月14日 第7回 プロジェクト会議

【内 容】①住民向けPR用パンフレット作成（グループ別）  
②市民参加体制の検討（グループ別）

### 2 平成 18 年度

#### ■平成18年7月18日 第1回 職員ワーキング会議（32名）

【内 容】①市民意識調査（アンケート）の実施  
②地区福祉懇談会の開催  
③各担当部課での福祉関連業務課題

#### ■平成18年8月17日 第2回 職員ワーキング会議（30名）

【内 容】①地区別計画検討チームの編成  
②各担当部課での福祉関連業務課題

■平成18年9月21日 第3回 職員ワーキング会議（32名）

- 【内 容】①地区別計画検討チームの進捗報告  
②各担当部課での課題別討議  
③グループ討議（地域生活支援・ボランティア活動支援・まちづくりとの連携）

■平成18年10月24日 第4回 職員ワーキング会議（26名）

- 【内 容】①団体活動実態アンケートの検討  
②課題シートに基づくグループ討議  
③市民会議開催に向けて

■平成18年11月28日 第5回 職員ワーキング会議（26名）

- 【内 容】①前回の続き  
②地区別検討チーム現況報告  
③市民会議開催に向けて

■平成18年12月19日 振興事務所担当 職員ワーキング会議（14名）

- 【内 容】①各地区別計画検討チームの進捗について  
②今後の進め方  
③市民意識アンケートの結果  
④市民会議の持ち方

■平成19年1月30日 第6回 職員ワーキング会議（26名）

- 【内 容】①前回の続き  
②市民会議開催に向けて

■平成19年3月8日 第7回 職員ワーキング会議（21名）

- 【内 容】①各課での課題等のまとめ  
②市民会議開催に向けて

■平成19年3月23日 振興事務所担当 職員ワーキング会議（14名）

- 【内 容】①各地区の現状  
②平成19年度について

### 3 平成19年度

■平成19年4月16日 職員ワーキング会議（24名）

- 【内 容】①平成19年度進行計画  
②市民会議の進め方について

■平成19年4月25日 第1回 市民会議（41名）

- 【内 容】①全体自己紹介  
②地域福祉計画及び市民会議について  
③中間報告書の説明

## ■平成19年6月5日 第2回 市民会議（52名）

- 【内 容】①第1回のおさらい  
 ②市民会議の進め方について  
 ③課題シートの確認（部会別作業）  
 「地域生活支援部会」  
 「ボランティア・市民活動部会」  
 「生活まちづくり連携部会」

## ■平成19年6月26日 第3回 市民会議（47名）

- 【内 容】①課題シートの整理（部会別作業）  
 ②課題に対応する施策について（部会別作業）

## ■平成19年7月17日 第4回 市民会議（60名）

- 【内 容】①課題シートの整理（部会別作業）  
 ②課題に対応する施策について（部会別作業）

## ■平成19年7月27日 第4回補足 市民会議 地域生活支援部会（15名）

- 【内 容】①課題シートの整理  
 ②課題に対応する施策について  
 ③最終まとめ

## ■平成19年8月1日 第4回補足 市民会議 ボランティア・市民活動部会（10名）

- 【内 容】①課題シートの整理  
 ②課題に対応する施策について  
 ③最終まとめ

## ■平成19年8月2日 第4回補足 市民会議 生活まちづくり連携部会（5名）

- 【内 容】①課題シートの整理  
 ②課題に対応する施策について  
 ③最終まとめ

## ■平成19年8月21日 第5回 市民会議（45名）

- 【内 容】①各部会の検討結果発表

## ■平成19年10月2日 第1回 策定委員会（23名）

- 【内 容】①地域福祉計画の説明  
 ②市民会議中間報告の説明

## ■平成19年10月2日 第1回 市民会議計画案作業部会（23名）

- 【内 容】①役員選出  
 ②基本理念・計画の愛称・基本目標の検討

## ■平成19年10月30日 第2回 市民会議計画案作業部会（22名）

- 【内 容】①「第3章 基本構想」検討  
 ②「第4章 基本計画・実施計画」検討

■平成19年11月13日 第2回補足 市民会議計画案作業部会 各部会打ち合わせ（14名）

【内 容】①「第4章 基本計画・実施計画」について、市民会議各部会での検討事項を踏まえた調整の実施

■平成19年11月20日 第3回 市民会議計画案作業部会（20名）

【内 容】①「第4章 基本計画・実施計画」検討

■平成19年11月27日 第3回補足 市民会議計画案作業部会 各部会打ち合わせ（12名）

【内 容】①「第4章 基本計画・実施計画」検討

■平成19年12月18日 第6回 市民会議（42名）

【内 容】①「第3章 基本構想」の中間報告（長嶋部会長）

②「第4章 基本計画・実施計画」の中間報告

■平成20年2月5日 第4回 市民会議計画案作業部会（25名）

【内 容】①第1・2章の内容確認

②「第4章 基本計画・実施計画」について実施計画部分の確認

■平成20年2月19日 第5回 市民会議計画案作業部会（18名）

【内 容】①第1～3章変更確認

②第4章第4節確認

③「第5章 地区別取り組み方針」の内容確認

④「第6章 計画の進行管理と評価」の内容確認

■平成20年2月26日 第7回 市民会議（38名）

【内 容】①計画素案の提示

■平成20年2月29日 第2回 策定委員会（27名）

【内 容】①計画素案の最終確認

■平成20年3月3～16日 パブリックコメント

【内 容】①計画案を提示し、市民から広く意見を求める

■平成20年3月18日 第8回 市民会議（32名）

【内 容】①計画案の最終報告

■平成20年3月25日 第3回 策定委員会（22名）

【内 容】①計画案の最終確認・承認

第

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

節

## 進行管理シート（案）

フェイスシート	基本目標	
	推進課題	
	推進の方向	
	実施項目	
	実施内容	
	担当課	

実現に向けて

今年度の取り組み (計画)				
今年度の実施内容	何を		どれだけ	
具体的な内容				
今年度の実施内容	成果（よかったです）			
今後の方針 (次年度の取組)	課題（改善すべきところ）			



## やろまいか！ 支えあうまち えな 恵那市地域福祉計画

---

発 行 日 平成20年3月

発 行 恵 那 市

〒509-7292 恵那市長島町正家一丁目1番地1

TEL : (0573) 26-2111

FAX : (0573) 25-7294

---



やろまいか！支えあうまちえな

恵那市地域福祉計画

Ena 恵那市 city